

# 研究紀要

第23号

特集

子育て×α

- 子育て政策の展望 ～すべての子どもたちを視野に～  
大阪府立大学 人間社会システム科学研究科 教授 山野 則 子
- 子育て×まちづくり ～子どもが当たり前にいる社会～  
東京都市大学 人間科学部 児童学科 准教授 松 橋 圭 子
- 子育て×防犯 ～子どもが安全・安心に暮らせる社会～  
東京未来大学 こども心理学部 教授 出 口 保 行
- 子育て×母子支援 ～保護から自立への支援とは～  
大阪市立大学大学院 生活科学研究科 特任准教授 中 島 尚 美
- 子育て×男女共同参画 ～夫婦・社会で支える～  
大阪教育大学 教育学部 教員養成課程 准教授 小 崎 恭 弘
- 子育て×介護 ～ダブルケアのこれから～  
一般社団法人 ダブルケアサポート 理事 植 木 美 子
- 子育て×虐待対策 ～手を挙げるその前に～  
武庫川女子大学 文学部 心理・社会福祉学科 教授 倉 石 哲 也

◆令和元年度公募論文

<最優秀賞受賞論文>

いじめの重大事態に係る調査結果の公表に関する考察

八尾市総務部市政情報課情報公開室 尾 崎 洋 之

令和2年(2020年)年3月

公益財団法人 大阪府市町村振興協会  
おおさか市町村職員研修研究センター

# 刊行にあたって

マッセOSAKA（おおさか市町村職員研修研究センターの愛称）は、平成7（1994）年に大阪府内市町村職員を対象とした広域的な研修研究機関として、設立されました。マッセOSAKAでは、大阪府内市町村職員に対する研修事業や広域的な行政課題についての調査・研究事業を実施しています。

その研究事業の一環として毎年、各界でご活躍の研究者、先達の方々から市町村行政における諸課題についてのご意見、ご提言をいただき、広く各方面への情報発信の場とするための論文集『マッセOSAKA 研究紀要』を発行しています。

地方分権の目的は、地域のことを地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活力ある地域づくりを目指すことです。そして、住民にもっとも身近な行政機関である市町村に求められる役割は非常に重要です。

日本は本格的な人口減少・高齢社会に直面しています。長寿社会は望ましいことですが、社会あるいは地域として持続的な運営のためには、新しい世代の成長が不可欠です。今日進められている地域創生の中でも、人口に関する目標が重視されますが、地域間の奪い合いではなく、地域で生まれる子供たちを大切に育てていくことが最も重要な課題であると思います。

そこで、第23号を迎える今号では、子育てをテーマに取り上げることになりました。子ども自身が健やかに育っていける社会、また、子育てに喜びや楽しみを持ち、安心して子どもを生み育てることができる地域社会の形成が必要です。子育ては夫婦や家庭の問題と捉えられがちですが、それを取り巻く様々な制約要因を除外していくことは、国や地方自治体はもとより、企業・職場や地域社会の役割でもあります。つまり、子育て支援社会の構築を目指すことが要請されているということです。このために、いろいろな観点から子育てに関する先進的な研究をされている先生方にご執筆いただき、有意義な成果として刊行することになりました。

最後に、ご多忙にも関わらずご執筆いただきました先生方に、この場をお借りして厚くお礼申し上げるとともに、この研究紀要が市町村の施策の一助となることを祈念いたしまして、刊行にあたってのご挨拶といたします。

令和2年3月

公益財団法人大阪府市町村振興協会  
おおさか市町村職員研修研究センター  
所長 林 宏 昭





# 目次



## 【特集】子育て×α

1. 子育て政策の展望 ～すべての子どもたちを視野に～ …………… 3  
大阪府立大学 人間社会システム科学研究科 教授 山野 則子
2. 子育て×まちづくり ～子どもが当たり前にいる社会～ …………… 17  
東京都市大学 人間科学部 児童学科 准教授 松橋 圭子
3. 子育て×防犯 ～子どもが安全・安心に暮らせる社会～ …………… 31  
東京未来大学 こども心理学部 教授 出口 保行
4. 子育て×母子支援 ～保護から自立への支援とは～ …………… 43  
大阪市立大学大学院 生活科学研究科 特任准教授 中島 尚美
5. 子育て×男女共同参画 ～夫婦・社会で支える～ …………… 59  
大阪教育大学 教育学部 教員養成課程 准教授 小崎 恭弘
6. 子育て×介護 ～ダブルケアのこれから～ …………… 75  
一般社団法人 ダブルケアサポート 理事 植木 美子
7. 子育て×虐待対策 ～手を挙げるその前に～ …………… 87  
武庫川女子大学 文学部 心理・社会福祉学科 教授 倉石 哲也

### 令和元年度公募論文

#### <最優秀賞受賞論文>

- いじめの重大事態に係る調査結果の公表に関する考察 …………… 105  
八尾市総務部市政情報課情報公開室 尾崎 洋之

### 参考資料

- これまでの研究紀要（創刊号から第22号までのテーマ一覧） …………… 129

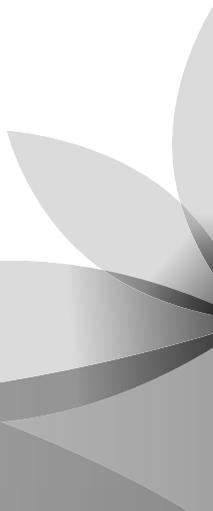




# 研究紀要

特集

子育て× $\alpha$





## 子育て政策の展望 ～すべての子どもたちを視野に～

大阪府立大学 人間社会システム科学研究科 教授  
山 野 則 子

### 【プロフィール】 やまの のりこ

博士（人間福祉）。社会福祉士。専門社会調査士。内閣府子どもの貧困対策検討委員会構成員、有識者会議委員（2014年～）、文部科学省第9期中央教育審議会委員、生涯学習分科会委員（2013年～2019年）、家庭教育支援の推進方策に関する検討委員会座長（2016年度）、不登校に関する調査研究協力者会議ワーキングチーム（2019年～）、厚生労働省社会保障審議会児童部会委員（2017年度～）など歴任。大阪府子ども施策審議会会長、大阪府子どもの貧困対策計画策定部会長（現ワーキング）、大阪府教育委員会スクールソーシャルワーク事業スーパーバイザー、大阪府幼保連携型認定こども園認可部会長（平成31年3月まで）、大阪府まち・ひと・しごと創生推進審議会委員（平成31年3月まで）、大阪市子ども・子育て支援会議会長、堺市子ども・若者支援地域協議会会長ほか多数。主な著書に、「学校プラットフォーム～教育、福祉、そして地域の協働で子どもの貧困に立ち向かう」（2018年・単著・有斐閣）、「子どもの貧困調査」（2019年・編著・明石書店）、「エビデンスに基づくスクールソーシャルワーク～教育行政との協働プログラム」（2015年・編著・明石書店）、「子ども虐待を防ぐ市町村ネットワークとソーシャルワーク」（2009年・単著・明石書店）など。

「子育て政策」といったときに、多くの人は乳幼児からの保育や福祉施策で、学齢期の課題をさほどイメージしない。児童福祉法が対象とする18歳未満の子どもは「子ども」であるのにも関わらず、そうイメージしてしまう根本的な制度上の課題に着目し、各論（下線が各論に関連する）につないでいきたい。

### 1. 子どもの現状から：子どもは同一人物なのに施策は縦割り

児童虐待、少年事件、いじめなど子どもをめぐる様々なニュースが絶えない。その事案の1つとして、ノンフィクションの書籍も出版された（山寺2017）、高齢夫婦殺害事件からみると、幼少期からホームレス状態に陥らされた居所不明に当たる17歳の少年が、祖父母を殺害した事案である。この少年は、短期間

しか家のある生活や学校に通う生活が送れなかった。生活保護受給という公的支援が対応した時期は数か月というわずかであった。目の前に映るのは、少年事件であるが、幼少期の生活に思いを馳せて、つながりとして把握できないだろうか。残念ながら、現状では、法制度的にも行政サービスのにも少年事件は司法分野、生活課題としての公的扶助や就労支援としての保育所、不登校としての学校問題、虐待問題としての児童福祉と各所別々にとらえられてしまう。幼少期からつながった同一人物であり、同じ世帯であるのだが。少なくとも18歳未満を範囲とする児童福祉の年齢範囲内を1つのファミリーとして一貫性をもってとらえ続けることができないだろうか。

丁寧に見実を見ていくと、子どもの貧困の関連では、等価可処分所得が全体の中央値の半分に満たない「相対的貧困」状態の子どもは、1990年代半ばから上昇傾向にあり、2012年に16.3%つまり6人に1人となった（4年後の「平成28年国民生活基礎調査」では13.9%）。これは、経済状況が厳しい家庭の小中学生に、学用品代や給食などを援助する就学援助率に近い数値であり、大阪の就学援助率が全国のなかでも高いほうで、25%から30%近くなり、だいたいこの割合で経済的に苦しい家庭が存在すると考えられる。また10万件のデータによる大阪の子どもの生活実態調査では、母子家庭の8割は、可処分所得の中央値に満たない（大阪府立大学2017）という、厳しい状況であった。

また厚生労働科学研究（原田ほか2004）により、2004年時点で4か月児を持つ親のうち近所の人と世間話をする事が出来ないという親が3分の1ほど存在し、子育て不安では当時3歳の子どもの親にあっては半数にのぼっていると報告されてから、すでに10年以上になり、当時の子どもは中学年や高校生になる。もちろん状況は継続こそすれよくなってはいないことから、現在の高校生以下の子どもたちの3分の1が、親の孤立した環境下で育てられてきたといっても過言ではない。子育てに行き詰まりを感じるケアラーの研究（赤尾・山野2012）では、その要因は、精神的支援の欠如、負担過多への物理的支援の欠如、子どものやりにくさ、自身の持つ母親像という4点が存在し、パートナーからの支援によってそこからの脱却の可能性がみられた。

孤立と貧困の全体から占める割合を考慮すると、貧困も孤立も決して特別な一部の問題ではないことをまず認識すべきである。その貧困や孤立を抱えた家庭が外から見えないことである。言い換えると誰も自身のこととっていない可能性があり、虐待や非行という問題行動となって初めて表面化する。育児不安がそのまま不適切な養育に関連するという結果（山野2005）、児童虐待が非

行に70%という高い数値で関連している（法務省総合研究所2001）だけでなく、ネグレクトが不登校に30%ほど関連していく（安部2011）。つまり貧困や孤立が児童虐待を生み、児童虐待の結果、現象として不登校や非行、いじめといった問題行動に発展するということである。これらを実証的に明らかにできたのが、先述した大阪の子どもの生活実態調査である。経済的課題が親の体調不良や親子の触れ合いに影響し、子どもの自己肯定感や学校生活に影響してしまうことが明らかになり（山野2019）、問題行動に対応するだけでなく、予防も含めた総合的な政策、社会づくりが必要な段階に入ったと証明できたといえよう。

## 2. 追われる対応と施策

近年の子どもに関する政策の動きを、子ども家庭福祉、子どもの貧困、教育、地域の視点から確認してみる。

### 1) 子育て支援と児童虐待対策

国の子ども家庭福祉政策は、エンゼルプラン策定以降、少子化対策と児童虐待対策を中心に展開してきたと言っても過言ではない。児童福祉法の一部改正を順次行い、さまざまな少子化対策のプランや大綱を発出して経過してきた。

少子化対策では、保育所待機児童問題への対応から幼稚園と保育所の一体化の推進として認定こども園への移行を進めてきた。教育と福祉の価値や文化の違いなどさまざまな課題や現場の混乱を持ちつつ、長年において実現できなかった幼保一元化を大きく進めたことには違いはない。これからは、制度上の課題を丁寧に1つずつ整理していくことと合わせて、内容面において、教育と福祉の価値観が折り合いをつけて、子どもたちにどんな文化の醸成をもたらすべきなのか、親にどんな価値を伝えていくのか、さらに深めていく必要がある。

児童虐待対策においては、年々増加する児童虐待件数に児童相談所も市町村の相談部署も十分に対応しきれず、現認することや通告事例に対して虐待であるかどうかの判定に追われがちである。この現象はまさに児童虐待ネットワークの動きのなかの機能不全を起しやすい「リスクチェック偏重」（山野2009）が起きている。そもそものその子ども家庭をどう支援しようとするのかという出発点に立てる余裕がない状況と言えよう。

施策の経緯は、2000年に児童虐待防止に関する法律が制定され、市町村自治体が事務局になった児童虐待防止ネットワークが打ち出された。その後、2005年に児童福祉法の一部改正がなされ、児童家庭相談に関する市町村の第一義的

窓口化と要保護児童対策地域協議会の設置を規定した。児童福祉施設の名称や措置の形式、内容とさまざまに改変を繰り返し、里親制度や養子縁組まで整備し、児童福祉司の増員や市町村においての専門職の配置などまで制度提案を進めてきている。

「社会保障審議会児童部会児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会報告書（2015.8）」が子どもの福祉を進めるにあたり基礎とすべき理念としてまとめられた。さらに、子ども家庭福祉の体系の再構築が急務であるとの強い問題意識の下、当該理念を実現するための方策を検討するための議論が行われ、「社会保障審議会児童部会新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告（提言）」によって、児童福祉法等の抜本的な改正に向けて提言された。結果、2016年5月児童福祉法の一部改正が可決し、2016年10月一部施行、2017年4月一部施行と決定した。改正のポイントは、1）児童福祉の理念の明確化、2）児童虐待発生予防、3）児童虐待発生時の迅速な対応、4）被虐待児童への自立支援である。理念として、児童福祉法に子どもの権利条約の精神に基づくことを明示した。

そして、2017年8月「新しい社会的養育ビジョン」を打ち出した。子ども家庭相談体制では、市町村に「市区町村子ども家庭総合支援拠点」において、地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークを中心とした機能を担う拠点となることが記され、予防的に事例を拾い出す機能が期待されている。支援拠点が福祉、保健・医療、教育等の関係機関と連携しながら、責任を持って必要な支援を行うことを明確化するとともに、子育て世代包括支援センターや要保護児童対策地域協議会との関係整理や児童相談所との連携、協働のあり方など適切な運営が行われるよう運営指針に示された。

## 2) 貧困対策

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下、子どもの貧困対策法）は、生活保護基準の引き下げや扶養義務の強化等の動きが加速し、2013年1月開会の第183回国会では生活保護法一部改正案が審議されるなか、成立した。そのきっかけは、2013年2月13日の第183回国会・衆議院予算委員会において、2013年8月から実施が予定されている生活保護基準の引き下げが子どもの進学や修学の継続、修学旅行への参加などに与える影響についての言及、子どもの貧困の連鎖が拡大してしまう懸念の表明があったことにある。そして、わずか4、5か月という短期間に政治的な合意形成がなされ、第183回国会において

成立し、2014年1月に施行された。

基本理念として「子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない」（第2条）と規定している。そして、2014年8月「子どもの貧困対策の大綱」が出された。貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成、子供に視点を置いた切れ目のない施策の実施、子供の貧困の実態を踏まえた対策の推進、子供の貧困に関する指標を設定しその改善に向けて取り組む、など4点を中心に方針が明記された。議論から、すべての子どもたちに等しく支援につながる機会を与えられるよう、学校を拠点にした「学校を拠点にしたプラットフォーム」という方策でまとめられた。政府や民間の動きを受けて、各自治体において子どもの貧困対策が議論され、すでに各自治体によってさまざまな方策が打ち出され始めることとなった。

さらに法律制定5年後の見直しによって、2019年6月、第198回国会において、子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が可決された。目的規定に、①子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であること、②貧困解消に向けて、児童の権利条約の精神に則り推進すること、が追加され、基本理念に、①子どもの年齢等に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮され、健やかに育成されること、②各施策を子どもの状況に応じ包括的かつ早期に講ずること、③貧困の背景に様々な社会的要因があることが示され、「最善の利益」と「早期」という視点がいった。

### 3) 教育における支援

文科省の議論においては、2014年7月、さらに、2015年3月、教育再生実行会議の提言を受けて、文部科学大臣は中央教育審議会に対し諮問を行い、初等中等教育分科会の下に「地域とともにある学校の在り方に関する作業部会」、生涯学習分科会の下に「学校地域協働部会」を設置し、初等中等教育局の「チームとしての学校・教職員の在り方に関する作業部会」も含む3つの部会によって、様々な角度から学校のあり様、学校を支える地域のあり様が議論された。議論の末、最後に「チームとしての学校」（ここでは以後、「チーム学校」とする）と「学校と地域の効果的な連携・協働推進体制」の関係図が示された。そして、同年12月に「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）（中教審第185号）」、「新しい時代の教育や地方創生の実現に向

けた学校と地域の連携・協働のあり方と今後の推進方策について（答申）（中教審第186号）」を提出した。

その後、チーム学校答申を受けて2015年12月から始まった児童生徒の相談体制の充実調査協力者会議においてスクールカウンセラー（以下、SC）やスクールソーシャルワーカー（以下、SSW）のガイドライン作りがなされ、2017年2月には、「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～（報告）」としてまとめられた。同年4月「学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第24号）」によって、SC及びSSWの職務を新たに学校職員として規定されることとなった。これは2015年12月答申の「チーム学校」の後の動きであり、残りの「地域とともにある学校」であるコミュニティ・スクールと「地域学校協働」に関連する法改正も同様になされた。コミュニティ・スクール関連では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正によって、学校運営協議会の設置が努力義務とされた。地域学校協働では、社会教育法の一部改正によって、地域学校協働活動推進員を置くことができる、と法律の整備を行い、一連の動きが帰結した。

ここで出された「チーム学校」「コミュニティ・スクール」「地域学校協働」について基本的なことを確認する。チーム学校は、専門家も交えてチームで子どもたちを見ていこうとするものであり、学校教育の範疇の話であり文部科学省初等中等局児童生徒課が所管する。地域学校協働活動は、地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動を指し、社会教育が所管する。コミュニティ・スクールは、学校が地域住民等と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校づくり」を推進するもので、地方教育行政として初等中等教育局が担っていた。

これらの答申は、今までの学校の概念を超えるものであり、この協働した案は、ある種、子どもの貧困対策で出された学校プラットフォームの内容に関連するものもとらえられる。チーム学校として校内での検討拠点を作り、必要なら専門機関、地域人材とつなげながら、子ども支援や学校支援に展開していく方向が感じられる。チーム学校、地域と共にある学校、地域学校協働という考えは、それがあるだけではなく、リンクすることで、さまざまな支援が必要

な子どもに身近に届く拠点となる、貧困対策のイメージとも関連する。

#### 4) 地域共生社会の実現

政府は一億総活躍社会づくりを進め、パラダイムを転換し、福祉が「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成する方針を打ち出した。そして公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現する必要があるとして、2016年7月に厚生労働大臣が本部長となり、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置した。審議官や部局メンバーが局を横断して3つのワーキングチームに分かれて議論する格好であった。具体的には、「我が事」とは「他人事」になりがちな地域づくりに地域住民が「我が事」として主体的に取り組めるような仕組み作りを行い、「丸ごと」とは、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスを「丸ごと」へと転換し総合相談支援の体制整備を進めていく方向のことである。そのためのサービスや専門人材の養成課程の改革までも含めたものであった。

2017年12月に厚生労働大臣名で厚生労働省告示第355号通知として、社会福祉法第106条の3第2項の規定に基づき、社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針を2018年4月から適応することを公表した。

「中間とりまとめ」では、1. 「住民に身近な圏域」での「我が事・丸ごと」、2. 市町村における包括的な相談支援体制、3. 地域福祉計画等法令上の取扱い、4. 自治体等の役割、と方向性が出された。どのうちの、2. 市町村における包括的な相談支援体制においては、「協働の中核を担う機能が必要で、多様で複合的な課題に対し福祉のほか、医療、保健、雇用・就労、司法、産業、教育、家計、権利擁護、多文化共生等多岐にわたる連携体制が必要」としてここに教育が入った。制度の狭間に対して、地域住民と協働して新たな社会資源を見つけ出し、社会資源を生み出すとされている。学校における地域協働本部やコミュニティ・スクールの学校運営協議会は、福祉から見ると制度の狭間に位置する仕組みである。つながりながら支援することが地域共生社会の視点からみても重要であることが裏付けられる。

2017年9月の「最終とりまとめ」の総論（今後の方向性）には、①地域共生が文化として定着する挑戦、②「待ち」の姿勢から「予防」の視点に基づく早

期発見、早期支援へ、③専門職による多職種連携、地域住民等との協働による地域連携、④「支え手」「受け手」が固定されない、多様な参加の場、働く場の創造、⑤「点」としての取組から、有機的に連携・協働する「面」としての取組へという方針5点を明示された。

### 3. 明らかになった課題

#### 1) 縦割りの除去：子どもに近いところでの拠点づくり、すべての子どもを対象にできるか

そもそも懸念されるのは、「新しい社会的養育ビジョン」（新たな社会的養育の在り方に関する検討会2017）において、74ページ分の記述があるなかで、「市区町村子ども家庭総合支援拠点」として市町村が拠点であると述べながら、市町村のことが書かれているのはわずか5ページほどであることである。これは、児童福祉の問題が日本子ども家庭福祉学会が設立した時点でさえも、社会的養護に偏重し、子ども家庭にもっとも広く接する市区町村まで話題が即、親子分離をしなければならないところがまだまだ未整備で、軽微と思われるあるいは見えていない事例である予防的な部門は重視されなかったという点と同じ現状である。

さらに子どもに最も近い位置で言うと、学校との連携や学校におけるソーシャルワークが当時に比較して新たに制度化されたにも関わらず、文部科学省管轄になっていることもあって、全く触れられていない。

予防を考えると、すべての子どもと接する部署とのつながりは必須である（全数把握の意味）。これは保健機能として全数把握からスクリーニングを行い気になる事例をピックアップし、保健と福祉が協働してさまざまな支援にたぐ作業を実践している市区町村であれば、簡単にイメージできるであろう。現在、保健とのつながりはどの子ども家庭福祉部門も存在すると思われるが、さまざまな事件を鑑みても、今後すべての子どもが通う学校との連携がまさに必要になる。そうでなければ、この「市区町村子ども家庭総合支援拠点」は、事後対応に追われざるを得なかった、今までの家庭児童相談室と何ら変わらない懸念が生まれる。

そして、子どもを中心に考えたときに、「同じ子ども」であるがゆえに、保健、福祉、教育まで視野に入れて、大きな全体像のなかで考えられるようにする必要がある。地域共生社会の考えにも準ずる。児童虐待対応の厳しい職場で全体像が見えると頑張れることも多い。また地域協働をどう作るかが問われる

中で、個別事例が見えるという意味ではなく、支援の組織的な全体像が見え自分たちの意義がみえることで、生き生きと取り組むことができる。それを政策的にどう作るのか行政課題である。市区町村だからこそできる可能性がある。

## 2) 体制の構築

ここまでの議論で、冒頭述べた孤立や貧困が次の問題を生んでいくことを考えると、新たな社会的養育の在り方に関する検討会にて、示された「市区町村子ども家庭総合支援拠点」がまさに拠点となって、領域横断的に、そして包括的に、丁寧なソーシャルワークを担っていくことが期待されていることがわかる。これは、予防的にリスクにある子どもたちを拾い上げることになるので、当初は事例数も多くなるであろうと予測もされている。しかし、人口5.6万人に子ども家庭支援員2人という規定である。資格も社会福祉士も入っているが、広く教育、心理、社会学などを学んだ者である。この規定は家庭相談員が昭和39年市町村に設置されたときの規定に近く、当時も退職教員が多く担うことになった。中学校区に1人と打ち出された文科省予算のSSWについても同様のことが生じている。担い手の質の担保と人材育成が課題になるであろう。資質向上には、対応スキルだけではなく、相手の限界を知るからこそ相互補完でき協働ができるという協働の理論や概念を包括的に学ぶ必要がある（山野2009；山野2018）。1つ1つの部門における質の向上だけではなく、協働の価値観の醸成が求められる。

この人数配分とすべての子どもとつながる学校とリンクする仕組みがないと、絵に描いた餅になる可能性は大きい。さまざまところでの連絡会の形成（大阪府内でSSWとCSW、生保CWとの連絡会実施しているところもある）や、すでに大阪府内で実施している学校で行うスクリーニング会議に「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の職員が参加しているところもある。こういった仕組み（図1）を作成しないと、つながっていかない。

学校・家庭・地域をつなぐ仕組み作りとその制度化(例:各会議の定例化)

※青黒の▲はすべての子供から上に行くほどリスクの高い層を表す

文科省「児童生徒の教育相談の充実について」JP28に掲載

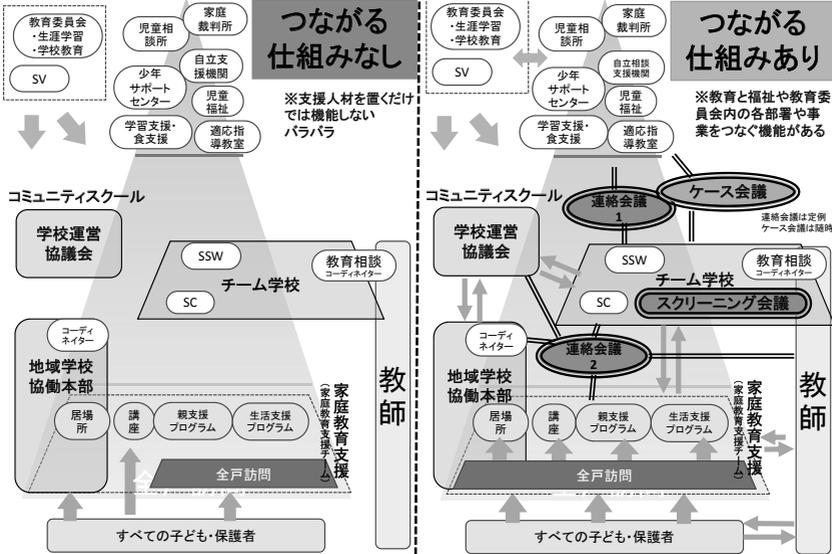


図1. 学校・関係機関・地域をつなぐ機能する仕組み (山野作成)

### 3) 包括的に価値観の形成の必要性

ある子どもが「自転車を持っていないから遊びの待ち合わせに行けない」といえば、周りの子どものなかで、家に2台ある子どもが貸してくれる、と間違いなくいうであろう。これがおおむねの子どもの世界である。つまり、自転車がないことからソーシャルキャピタルの欠如に及ぶのではなく、「自転車を持っていないから待ち合わせに行けない」と言えず、黙って行かなかったことから、周りの子どもにとって「付き合いが悪い、もう誘わない」という思考に流れ、いじめや不登校につながっていく。子どもや親にとって「経済的な問題で自転車を購入できない」ことが恥ずかしいことではなく、言える社会を作ることが行政として重要であろう。それをどう実現していくのか、非常に難題であるが、市区町村行政だからこそ、見える世界である。つまりは恥の文化を払拭することである (山野2018)。

このことは多様性に関連する。行政課題に多様な視点の育成を挙げている自治体は多いが、多様性は何も外国籍の子どものことだけではない。多様性がベースにあるといじめが生じにくく、自殺率が下がるという報告がなされてい

る（岡2013）。まさに、「さまざまな生き方があっていい」という生き心地のよい社会をどう作るか、子どもたちに、そして地域社会にどう教育していくのか、どう浸透させるのか、という大きなテーマでもある。自殺率の最も低い町は、「それぞれがそれぞれでいい」ということが町全体で文化となって信頼をはぐくみ、ゆえに防犯的にも安全な町になっている。これは、働き方改革にも通ずる話で行政が率先して多様な働き方を認める等モデルを示すなど取り組めることはあるのではないだろうか。

#### 4. 今後の展望：諸外国の取り組みをヒントに

まず子育て支援等でよく取り上げられるフィンランドを例に考えてみる。ネウボラは、検診を行い、スクリーニングする医療機関である。見える部分のみでなく、組織的な全体像からみると、この健診・スクリーニング機能が、国費で丁寧に何度も寄り添いながら確認できる確固としたものになっていること、保健師が1か所で雇用されていて、学校、ネウボラに配置されていること、フィンランドは国が子育ての責任の主体であることから、国民は絶対的に児童虐待に関する通告などの法を遵守すること、さらにいうと、専門家の共有について権利として捉え、「教師に懸念を共有する権利」として保障しているということである。共有することは、子どもの最善の利益のみならず、教師の働き方改革としても心理的負担軽減になる。小手先を真似ても同じようにはならないが、先に示したスクリーニング（すべての子どもを把握して支援につないでいく）をベースにしている例でもある。こういった全体像の本質を捉え、価値観の醸成や構造の変革が必要である。

専門職の資質や共有についてみると、保健師は学校や保健所など別々に雇われるのではなく、保健機関で雇用され、異動でネウボラにも学校にも行く形である。それによって、保健ラインでデータが送られ共有される子どもの状況が把握され見逃されない仕組みである。ネウボラを中心に乳幼児期から就学後につながる仕組みがあるといえよう。そして学校にはSSWが配置されおり、保健師と共にチーム体制となる。

そもそもフィンランドの教育は、例年世界で1位を競っているが、徹底したブレインストーミング（カルタ式といわれている：北川ほか2005）による教育方法が取り入れられ、子どもたちの主体性、さまざまな考えを自由に出させる環境を保障している。勉学に集中さえできれば、配置も個々自分のいいスタイルで、整列でなく好きな場所で好きな形で授業に参加し、まさに多様なあり方

を認める教育である。学校では、生き生きと自由に子どもたちが学び、いつでもだれが来てでも歓迎し閉鎖性が全くない。多様な価値観の形成に参考になる方法であろう。

イギリスにおいても関係機関が連携会議を行っているわけではないが、データを共有することでリスクの高い子どもが把握され、どれだけ支援者が接触したかで評価をしている。エクステンディッド・サービスによって、学校の中に子ども食堂や学習支援、親の就労支援まで多様な支援が存在し、子どもたちが肩身の狭い思いをせず自身の選択でいつでも参加することができる。まずはすべての子どもが通う学校をベースにこういったデータ共有システムや開かれた場をどのように作るか、課題である。学校をフィールドに支援を展開している文科省予算のコミュニティ・スクールや地域学校協働なども地域協働で実際に効果的な活動を展開されている。しかし問題は現状では前向きな親子に届く以外、必要な子どもたちや親に届くわけではない。つまり社会教育分野の取り組みで虐待や不登校を扱う学校教育の取り組みでないからである。まさに縦割りであることから、そしてSSWに権限がないため、子ども食堂含め必要な子どもになかなか届けられない。

アメリカでは、SSWはすべての子どもにスクリーニングを行い、リスクレベルによって介入を決め、最も高いレベルの子どもは児童相談所に紹介、すべての子どもには予防教育、を行っている。SSWの学校における権限が特別支援教育に関する法律に基づいて明確化されている。

海外のこれらの例は、すべての子どもをベースに1人も取りこぼさないよう、スクリーニングを基盤にするなど必要な子どもの把握の仕方と支援提供の仕方として参考になる。

日本において、図1に示したように、流れをイメージしながら福祉と教育協働で作成しようとしている自治体も複数存在し始めている。学校で把握できるすべての子どもをスクリーニングにかけて、そこから最もリスクが予想される子どもたちには児童相談所や要保護児童対策地域協議会へ、生活レベルで気になる子どもたちは地域の子どもの食堂や学習支援ほか地域の資源を紹介する（決して個人情報伝えるわけではない）。これが学校プラットフォームのイメージである。そしてちょっと気になる子供を校内で共有し、校内チームで見守るという決定を教職員で行い、そこから動き始めるというものである。これがチーム学校のイメージであり、これらの効果も一定示している（能勢町・大阪府立大学2019：スクールソーシャルワーク評価支援研究所2019）。スクリーニ

ングが福祉の価値観でイメージができない学校において、流れをもたらすスクリーニングシートを開発し（山野・石田ほか2020）、今年度大阪府内でも他府県でも複数自治体と協働している。

こうした価値観の醸成と具体的な仕組みづくりに、行政は本気で手掛けていかなければ、小手先の手法では、結局発生を防げず、事件などに追われることになる。

最後に、大人の施策との協働に関しても、子ども家庭福祉の立場から考えると、「親の貧困」という大人の付属物としての理解ではなく、子どもを主語に生活を見直し、子どもの最善の利益を理念に、まさに社会の課題として引き受け、親を勇気づけ、再生できる地域共生社会の実現に進めることが重要である。ただし、日本において子育ての第一義的責任が親にあるという立場をとる以上、本当に改善してくのか疑問が残る。フィンランドのように子育ての責任は国であるという状況を作り出さなければ、恥の文化の背景にある根強い自己責任論の容認や押し付けるだけの地域活用になる可能性も見据えなければならない。

### <文献>

- 北川達夫&フィンランド・メソッド普及会（2005）「フィンランド・メソッド入門」経済界。
- 能勢町・大阪府立大学（2019）「能勢町子どもの貧困対策強化推進事業報告書」。
- 岡檀（2013）「生き心地の良い町—この自殺率の低さには理由がある」講談社。
- スクールソーシャルワーク評価支援研究所（2019）「不登校が3分の1に」『つなぎひと』。
- 山野則子（2009）「子ども虐待を防ぐ市町村ネットワークとソーシャルワーク」明石書店。
- 山野則子（2018）「学校プラットフォーム」有斐閣。
- 山野則子編著（2019）「子どもの貧困調査」明石書店。
- 山野則子・石田まり・山下剛徳（2020）「学齢期における子どもの課題スクリーニングの可能性—チーム学校を機能させるツールとして—」大阪府立大学人間社会システム科学研究人間社会学専攻社会福祉分野社会問題研究会『社会問題研究』第69号，1-13。
- 山寺香（2017）『誰もボクを見ていない：なぜ17歳の少年は、祖父母を殺害したのか』ポプラ社。



## 子育て×まちづくり ～子どもが当たり前にいる社会～

東京都市大学 人間科学部 児童学科 准教授  
松橋圭子

### 【プロフィール】 まつはし けいこ

1967年埼玉県生まれ。横浜国立大学大学院工学府社会空間システム学博士後期課程修了。博士（工学）。横浜国立大学／地域実践教育研究センター研究員、経済学部非常勤講師、教育GPプロジェクト教員、鎌倉女子大学／大学院非常勤講師、児童学部准教授等を経て、2019年4月より現職。日本建築学会、日本都市計画学会、日本社会福祉学会、人間・環境学会、子ども家庭福祉学会、こども環境学会等に所属する。専門は子ども・保育環境学、地域子育て環境・建築計画学、環境心理学。主な編著書『新しい時代の障がい児保育 子どもの育ち合いを支える「インクルーシブ保育」』（共著、2017年、大学図書出版）、『まち保育のススメーおさんぽ・多世代交流・地域交流・防災・まちづくりー』（共著、2017年、萌文社、こども環境学会論文・著作賞受賞）、『環境をデザインする 子どもが育つ保育』（共著、2019年、榊学苑社）など。

### 1. はじめに

つい先日、小学生数人が遊び場を求めて地元の区長に手紙を出したことがマスメディアで取り上げられていた。児童福祉施設の新設に伴い、これまで使用していたグラウンドが使えなくなったことでサッカーや野球をする場を失ってしまったのだ。

近所の公園ではボール遊びが禁止され、なかには「大きな声を出さないように」といった内容の看板も珍しくない。近年、残念なことに多くの公園は規制された空間というイメージが定着しつつある。

振り返ると、これまでのまちづくり、まちのルールづくりは、大人目線が暗黙に優先され、子どもからの目線が欠けていたように思われる。今回の出来事から、昨今のまちづくりについて今一度見直す必要性が改めて伝わってきた。

筆者は保育者養成に携わっているが、保育者を目指す学生自身が幼少期にどんな遊びや経験をし、その発見や楽しさを感じたか。「あれは何だろう」「これ、おもしろい」を感じながら夢中になって遊びこんだ体験、家の近所が多様

1

2

3

4

5

6

7

公衆論文  
参考資料

な遊び場だった記憶は、将来、保育・教育現場での子どもとの関わり方にもつながると考えている。

しかし近年の遊び環境の変化<sup>文1)</sup>と実体験の少なさからか、授業の一環として大学周辺地域を探索しながら「子ども目線でおもしろいモノ・人・場所を見つけてこよう」といった演習課題に対し、想像以上に苦戦する学生も増えている。

見たこともない珍しいモノ、特殊な場所を見つけてくるのが目的ではない。「車や電車が見渡せる安全な場所」「庭にきれいな草花がある近所の家」などごく当たり前なまちの中にあるものを子どもの目線で捉え、見つけてくるというだけの話であるが、ピンとこないのなかなか動き出せない様子もうかがえる。またそれは最近の学生に限らず、子育て中の親自身も、身近な環境から遊びや発見を見出す意識や経験に乏しい傾向がうかがえる。

そして、あらためて「子育て」×「まち」づくりに着目すると、子育て中の親のニーズ、どちらかという「親を支援するため」の仕組みや環境整備にスポットがあてられてきたように感じている。

本稿では子どもが地域の中で過ごすことをあえて「まちで育つ<sup>文1)</sup>」と表現するが、これまで社会的にあまり認知されていない「就学前の子どもとその親」にスポットをあてている。乳幼児とその親の行動特性や保育施設の園外活動に着目して行ったいくつかの調査結果と実践的な取り組み事例をもとに、子どもの姿がみえるまち環境のあり方について考えていきたい。

## 2. 親子の行動特性と居場所

子育て期に対応した地域環境整備に関する課題のひとつとして乳幼児同行者に配慮したまちづくりがあげられる。バリアフリー新法に伴うガイドラインでは乳幼児同行者も移動制約者として整備対象となったが、障がい者や高齢者に比べるといまだ周囲の意識は低く、乳幼児と乳幼児同行者に配慮したまちの整備についての積極的な検証は必要と思われる。

建築計画的視点でこれまで行った調査からは、日々不便さを感じながらも「子どもが大きくなるまでの我慢」という心理的背景も整備推進を遅らせる要因のひとつと思われるが、近年の子育て期に起きる様々な問題を鑑みると、親子の気軽な外出を促進するための環境整備が、育児不安や子育て期の閉そく感の軽減につながっていることも確認されている。

そこで親子の行動圏の把握を目的として行った調査<sup>文2、3)</sup>より、乳幼児とそ

の親の日常的な行動スタイルと居場所について考察をする。

### (1) 親子の外出には困難が伴う

調査は近年就学前児童の増加が顕著にみられ、待機児童問題をはじめとした子育て支援事業に自治体として積極的な取り組みがみられる横浜市を対象とした。市内10箇所にある中規模駅周辺地域に住む4歳未満の子どもをもつ親（配布数1444、回収数540、回収率37.4%、区役所乳幼児健診時に手渡し、子育て関連施設での配布、郵送での回収、2010年1月）を対象として行ったアンケート調査の結果によると、回答者の殆どは母親（95.2%）で、第1子、第2子ともに全体の5割が平日は親子（母と子）で過ごしていた。

平日の行動スタイルとして、約7割は「ほぼ毎日（何かしら）外出」し、「週2～3回以上」を含めると全体の9割を占めていたことから、外出頻度の高さは確認された。特に子どもが2人以上いる場合や年齢別では「6か月以上1歳未満」でほぼ毎日（81.2%）出かけており、一日中家の中で過ごしている訳ではないことがうかがえた。

しかし、その一方で9割以上が「外出時に困ることが多い」と感じており、自宅周辺を徒歩で移動するだけでも、授乳やおむつ替え、急な排泄行動など予想外に起きることも多く、常に不安を抱えながら外出している様子がみてとれた。最近ではまちの中にも「赤ちゃんの駅」や「赤ちゃんほっとステーション（誰でも自由におむつ替え等ができるスペース）」の設置も広がり、以前よりも親子の外出促進を意識した取り組みもみられるが、数としては外出時の安心感を得られる程ではなく、いまだ親子の外出には困難が伴う状況にあることも推察された。

### (2) ベビーカーは欠かせないが行きたい場所には行けない現実

またこの調査で特に着目したのが「ベビーカー保有率の高さ」である。回答者の95.5%がベビーカーを保有し、ベビーカーを利用する人ほど外出頻度が高い傾向もみられた。もはや乳幼児同行者の外出にベビーカーは欠かせないものであることがあらためて確認されたが、利用率の高さとともに、外出時、特に駅の利用時には不便を感じている人が多く、近年の子育てスタイルに対応しきれていない実態も本調査により浮き彫りとなった。

本当は、最寄り駅からひとつかふたつ移動した駅にあるお洒落なスーパーや子育て広場にも行きたいが、駅の利用については多くの人（97.3%）が「使い

にくい」と感じていた。自宅最寄り駅を利用した日常的な外出については、月に2～3回程度が約半数で、しかも祖父母等母親以外の付き添いも可能な場合が多い。更に駅直結の商業施設に行くとき「のみ」電車で行くといった条件付きでの利用も目立っていた。

また、25%は殆ど駅を利用しておらず、なかでも1歳半から3歳の子どもをもつ親の7割は「とても使いにくい」と感じていた。子どもの歩行が安定しないこの時期は特にベビーカーを利用した外出が必須であり、日常的な外出行動は子育て中のストレスや閉塞感を軽減する効果<sup>文4)</sup>も認められる。しかし、その一方で駅の整備については対応の遅れが目立ち、ベビーカーを使うほど外出先や駅で困る場面が多くなる傾向も顕著にみられた。

親子で外出する際のニーズとして、赤ちゃんステーション的な機能をもつスペース拡充のほかに、駅周辺にレンタルベビーカーやロッカー、ベビーカーの預かりサービス、バス停での暑さ寒さ雨除け対策、ベビーカーの幅(500mm～900mm/双子用)+持ち歩く荷物の多さも配慮した歩道・段差の整備、安全性が確保(ガラス張りなど)されたひと休みスペース等があればもっと行動しやすくなるといった意見もあった。

近年、インターネットの普及により多くの情報が得られる時代となったものの、子育て期においてはいまだに本当に行きたい場所には行けない現況があり、子育てスタイルに対応した環境整備が求められていた。と同時に、親子の行動範囲は概ね自宅周辺が多く、乳幼児とその親にとっての「身近さ」は、おおよそ280～300m程度であることもこれまでの調査から確認され、それは(都市部では)近所のコンビニまでのイメージに近いということもわかった。

### (3) 親子の居場所として注目される大型商業施設

社会における子育てニーズの多様化を受け、ハード・ソフト両面からの子育て支援サービスの整備・提供が広がっているものの、親子での移動には制約があり、特に4歳未満の子どもとその親の行動範囲は概ね自宅周辺であることがわかった。

子育て中の親子が自宅周辺で活動をする際に求めるニーズや居場所となるための条件について、筆者らがこれまで継続して行ってきた親子の外出行動と地域資源に着目した親子の居場所に関する調査<sup>文4～6)</sup>からの考察も加えておく。

年齢別に特徴があるものの、概ね4歳未満の子どもとその親がよく出かける場所(上位5箇所まで思いつく順に回答)として、「公園」「商業施設」「子育て

て支援施設」「家（自宅以外）」「児童館」といった場所の指摘が多く、歩行が安定し屋外活動も活発になる1歳半以上では、「公園」が突出して多くなる傾向がみられた。

経年変化としては、約10年で商業施設（大型複合施設）の指摘が増加している点が大きな特徴といえる。2004年に東京都三鷹市で行った調査（対象：4歳未満の子どもをもつ親、配布数915、有効回答数238、回収率26.0%、保健センター乳児健康診査、育児学級等での配布、郵送での回収）では、公園や商業施設のほか「道」に対する指摘も多くみられていたが、2013年に横浜市を対象として行ったほぼ同じ内容での調査（対象：4歳未満の子どもをもつ親、配布数1503、有効回収数382、回収率25.4%、青葉区・金沢区・西区の4か月児、3歳児健診にて手渡しで配布、郵送での回収）では、商店街やスーパー・コンビニも含めた商業施設全般でみた場合、公園よりも日常的にアクセスする場所となっていた。

子どもの年齢や成長、兄弟の有無等により親子の外出パターンには違いもみられるが、親子のよく行く場所として、これまでの「公園+a」から「商業施設を軸に+a」で場所を選択するパターンへの移行がみられた（図1参照）。

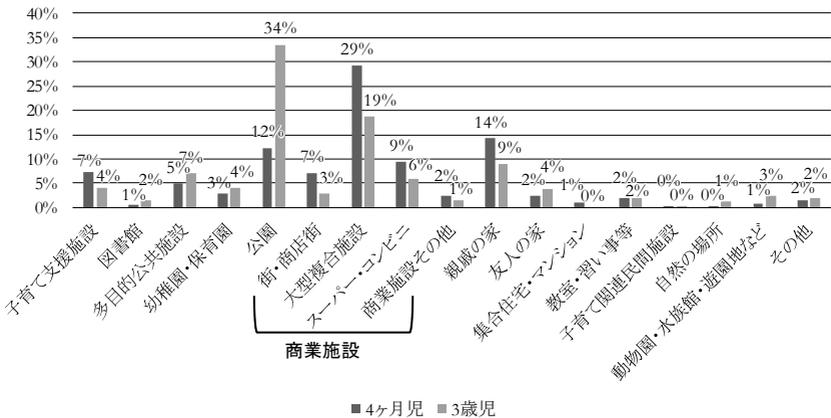


図1 子育て世帯の地域資源における利用実態

あらためて当時三鷹市で行った「親子で出かける場所を選ぶ際に重視する選択基準」の結果（表1参照）を概観すると、「家からの近さ」のほか、「おむつ替えスペース」「子どもの大声が気にならない」「清潔」「同世代の子どもが多い」「親も楽しめる」「無料で利用」といった内容が指摘されており、大型

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
公募論文 参考資料

商業施設はまさにそのニーズにマッチしていると読み取ることもできる。

表1 親子で出かける際の選択基準 ベスト10

	全体	%	1歳未満	%	1歳以上	%								
1位	家から近い	31.5	おむつ交換、横になれるスペース	50.0	家から近い	33.1	<table border="1"> <tr><td>凡例</td></tr> <tr><td>設備・機能</td></tr> <tr><td>環境</td></tr> <tr><td>立地・アクセス</td></tr> <tr><td>利用形態</td></tr> <tr><td>利用者</td></tr> <tr><td>過ごし方</td></tr> </table>	凡例	設備・機能	環境	立地・アクセス	利用形態	利用者	過ごし方
凡例														
設備・機能														
環境														
立地・アクセス														
利用形態														
利用者														
過ごし方														
2位	おむつ交換、横になれるスペース	27.3	家から近い	29.4	同世代の子どもが多い	25.0								
3位	子どもの大声が気にならない	21.4	子どもの大声が気にならない	22.5	無料で利用	23.5								
4位	清潔	20.2	清潔	19.6	清潔	20.6								
5位	同世代の子どもが多い		親も子どもと一緒に楽しめる		子どもの大声が気にならない									
6位	親も子どもと一緒に楽しめる	19.3	同じ育児中の人がいる	13.7	幼児用玩具の充実	19.1								
7位	無料で利用	18.5	同世代の子どもが多い		親も子どもと一緒に楽しめる									
8位	幼児用玩具の充実	14.3	無料で利用	11.8	トイレや水飲み場などの整備	15.4								
9位	トイレや水飲み場などの整備	13.9	トイレや水飲み場などの整備		子どもが自分で遊べる		13.2							
10位	動物や植物と触れ合うことができる	10.5	自分たちのペースで過ごせる	8.8	動物や植物と触れ合うことができる	12.5								

(4) 親子の移動手段と行動圏

2013年に実施した横浜市での調査でも、親子の移動はベビーカー併用での「徒歩」が多く（約5割）、3歳児になると徒歩のほか自転車利用（約2割）も増える傾向がみられた。移動時間の平均は、4か月児で16.9分、3歳児で14.0分とわずかに差がみられたが、親子の行動圏は、「自宅から徒歩や自転車で15分程度の移動」であることが示された。

やはり理想はコンビニ的な距離でのおむつ替えや授乳ができるスペースの設置であり、ベビーカーでも移動しやすい歩道の整備、安全確保等ハード面の整備が「親子で出歩きやすいまち」につながることもうかがえた。

3. 保育施設の園外活動からみえてきた「まちは園庭」の考え方

近年、都市部では保育需要の増加を受け、認可保育所の受け入れ人数や認可以外の保育施設の拡大が進み、園庭をはじめ子どもの人数に応じた屋外遊び場所の確保が困難になっている。筆者らは、ここ数年、商業地域や駅前のビルに

併設された保育施設や線路の高架下等に設置された保育施設を対象とした活動実態調査も行っているが、園外での活動時間は年々増える傾向にある。もはや保育施設に入所すれば毎日思い切り外遊びができるというのではなく、積極的に施設周辺の地域（まち）に出かけて行かなければ日々の保育は成立しないと考えている施設も多い。

こうした保育施設の園外活動いわゆるお散歩に着目し、その実態と地域資源の活用からみた「まち環境」のあり方についても述べてみる。

### (1) 保育施設のお散歩マップからとらえたまち資源の使われ方

保育施設の園外活動について、横浜市で行った実態調査<sup>文7、8)</sup>（対象：横浜市内全保育施設，配布数562，有効回答数211，回収率37.5%，郵送での配布と回収，2007年8月）では、当時、自治体認定型の保育施設では、屋外スペースの確保が非常に難しい状況にあることが確認された。園庭替わりの場所として、施設周辺にある「公園」を定期的を使用している割合が高い（83.7%）ことから、保育施設の園外活動を行う上で公園は重要な拠点であることもあらためて示された。

なかには誰にも使われず朽ち果てた住宅地にある公園が、保育施設が利用することによってよみがえった公園もあった。保育者が公園の掃除や危険物を取り除いたり、年長児が草花の手入れをする姿をみるうちに近所の人達も公園に対する意識が向き、自然と維持管理に参加するようになったケースも見受けられた。

他にも保育施設の園外活動として施設周辺にある商店街や地区センター、高齢者施設など多様な地域施設に立ち寄りながらまちのなかで日々活動している実態もみえた。また、保育施設のお散歩については、設置形態や規模に関係なく、すべての施設に共通した傾向として、目的場所に行くというよりも「道」を「歩くこと」自体が子どもの心身の成長発達につながるという意識のもと、日常的にまちの中をまんべんなく歩きながら幅広い活動が行われていた。

お散歩は多くの保育施設の子どもたちにとって必要不可欠な活動であり、施設周辺のまち資源そのものが「園庭」といっても過言ではない施設も多く存在する。また施設周辺に利用できる公園がなくてもまちの中には子どもたちが楽しみにしている「お楽しみスポット」も沢山ある。例えば、車がよく見える歩道橋、電車や新幹線が目の前を通過するところのおきの場所、可愛い犬がいる家、お花屋さん、季節の木の実が落ちる場所など。さらに草木の茂る遊歩道や商店

街も子どもたちの五感を刺激する大事なまち資源のひとつと捉えられている。

繰り返しになるが、保育施設のお散歩は目的地に向かって歩くというよりも、子どもたちの発見と気づきを意識しながら、まちにあるものをまんべんなく活用し楽しむことを目的としており、こうした情報は子どもの興味関心がみえるまちづくりを目指す上で、参考にすべき点も多いといえる（図2参照）。

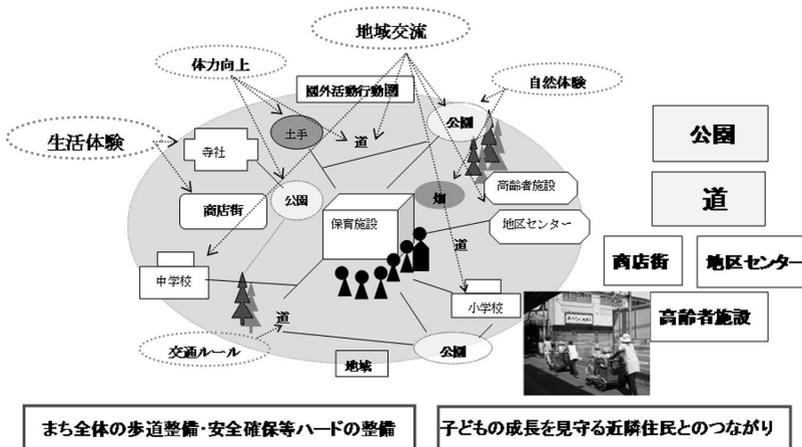


図2 子どもの成育環境として捉えたまち資源のイメージ

## (2) まちの魅力を可視化するお散歩マップ

施設オリジナルで作成されるお散歩マップは、手書きからコメント・写真入りまでかたちも様々で、自然物が多く季節の変化を意識したルートや動物や生き物とのふれあいに着目したルートなど「子ども目線で捉えたまちの資源」が一目で見える見事なものが多い（写真1、2参照）。

継続して行ってきた調査<sup>文9、10</sup>からは、園外活動頻度はますます高くなる傾向がみられ、まちの中での活動時間も増えていることが確認された。当然、地域の人とのかかわりも不可欠であり、地域に認知され地域の一員として住民とのつながりを意識しながらお散歩をしている施設が多いことも調査からみえてきた。

道すがらご近所の人とかかわる機会も多く、さまざまな人との出会いを意図してお散歩ルートを計画する施設も増えている。週末に親子で近所を歩いた際、保護者は知らない地域の方と子どもが親しげに挨拶をしていることにとても驚いたというエピソードもある。また親が知らない近所にあるお楽しみスポット

を子どもから聞かされて気づくこともある。

社会の変化とともに、保育施設や家庭でも限られた人間関係の中で過ごす時間が多い中、多くのモノや人との出会いや機会を意識した保育施設の園外活動は、子どもだけでなく地域住民や親にとっても出会いや機会の再生につながるヒントがあるように思われる。

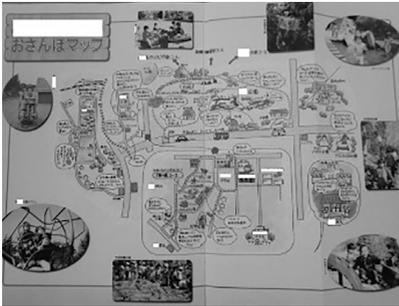


写真1 お散歩マップ事例1



写真2 お散歩マップ事例2

#### 4. 保育施設のまち活用をいかした実践事例

保育施設は、日常的にまちの資源をまんべんなく活用し、施設がつくるお散歩マップには子ども目線からみたまちの魅力がぎっしり詰まっている。マップといえどこれまでも小学生向け「安全マップ」や「遊び場マップ」など見受けられるが、就学前の子どもの成長発達、保育の目的・ねらいを意識し、保育者同志がまちの資源について点検と確認を重ねながら作成したものがこれまで公に出る機会は少なかった。

その一方で、まち資源の情報は保育施設だけでなく地域住民にとっても近年必要性が高いものとなっている。子育て中の方はもちろん、孫育て世帯や孫が遊びにきた時に、近所のどこに行けば良いのかわからないといった声も多くあった。

そこで筆者も属する「公園とまち保育研究会<sup>文1)</sup>」で行った保育施設のお散歩と地域とのつながりをつくるワークショッププロジェクトを紹介する。

##### (1) お散歩マップを介した保育所×地域のつながり力アップの試み

これまでの調査より、保育施設では近隣住民とのかかわりは不可欠と感じながらも、きっかけが掴めず交流につなげることができないケースも多くみられた。また、東日本大震災を機に防災視点でもつながりの重要性を感じ、特に新

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
公  
募  
論  
文  
参  
考  
資  
料

設や設立して間もない保育施設では喫緊の課題となっていた。

またお散歩中はどんなに保育者が付き添っても事故や災害はいつ起こるか予想はできず、お散歩を行う上で十分な事故防止対策を行ったとしても子どもの行動に対して100%の対応は難しいのが現実といえる。以前にも増して普段から子どもたちのことを気にかけてくれる近隣住民の目は欠かせないものとなっている。

一方で、昼間は高齢者と乳幼児親子が大半を占める住宅地でも災害が起こった際の不安を抱えている実態も調査からみえてきた。こうしたことから、保育施設と地域住民をつなぐきっかけとして防災視点も取り入れたワークショップを実施した。



①まち歩きキット

保育施設のお散歩マップをベースにまち歩きキットを持ってグループごとに出発



②まち歩き

保育者や保護者、近隣住民と一緒に1時間～1時間半まち歩きをしながら気づき・発見を書き留める



③まとめ作業

保育施設に戻り、グループごとに得た情報を模造紙にまとめる



④発表

まち歩きによって新たに発見できたまち資源の情報を共有する

図3 まち歩きからマップ作成までの流れ 出典：文1)

主なテーマは、①各保育施設のお散歩マップのルート検証、②子どもの目線でまちを検証、③防災減災目線でまちの安全・安心アイテムを点検、である。

なお、ワークショップは保育施設や子育て支援拠点を会場として継続的に実施し、保育施設関係者と地域住民と一緒にまち歩きをしてマップを作成するという流れである（図3参照）。

## (2) 新たな発見からまちを考える力アップへ

こうしたワークショップ<sup>文11～13</sup>を通じて、保育施設が把握している地域資源の情報を共有し、両者がつながるきっかけを提供することも大きなねらいである。

活動の効果として、近年、保育所が抱えている問題が地域に認識され、住民とつながるきっかけの提供につながった。また地域住民にとっても保育者が子ども目線でまち資源を確認・点検するノウハウを習得し、参加者同士の交流のきっかけとなった点は大きい。

参加した住民の中には「保育施設の子どもたちがお散歩をしているのは日々みていたが、一緒に歩いてはじめて自分の住む地域にはおもしろいもの、素敵なものがあることに気づいた。」「毎日歩いている道でもマップづくりをしたことで意識が変わった。」といった感想が挙げられた。さらに保育施設に対するイメージにも変化がみられ、地域に住む子育て家庭の為の避難場所的な位置づけとする新たな体制づくりへの提案・展開にもつながっている。なお、ワークショップの成果については、毎回ニュースレターとして地元が発信をしている。



まちを歩くと不特定多数の人との出会いだけでなく、地域の人たちが自分たちの住むまちに対する愛着を感じられるものとの出会いもある。子どもたちのお散歩ルートとなっている交差点には地域住民の手によって季節ごとに微笑ましい草花が植えられ、お散歩をする子どもたちの姿がまちの活性化につながっているケースもみられる。

写真3



コンクリートの隙間に生えた小さな草花も乳幼児の目線で見ると、直接触れることのできる身近な自然のひとつである。小さな柔らかい手でフェンスやガードレールをなぞりながら歩く為、保育者は危険がないよう事前のチェックが欠かせない。しかし、保育施設周辺には老朽化し、塗装が剥がれたガードレールや歩道橋も多く、留意が必要となる。

写真4 出典：文15)

## 5. おわりに

これまで述べたことを踏まえると、これからのまちづくりには、子どもと親からみた「こうだったらいいのにな」の視点と同時に、「まちで育つ」を意識することがさらに求められるといえよう。そしてその実現に向けて保育施設からさまざまな情報を得ることは非常に有効といえる。

多くの保育施設は子どもと親の行動特性を理解したうえで屋内外の環境づくりに日々取り組んでいる<sup>文15)</sup>。屋外には見るだけの花壇や使い方の決まった遊具よりも、手に取れる草木、わずかな起伏や斜面、でこぼこや穴ぐらがある方が子どもたちは夢中になって遊びこむこと。はいはい期の乳児は外遊びできる場が乏しく、まちの中では活動しにくいこと。また歩道や公園の整備だけでなく、まちの中に日射や雨除け付きのベンチ等があればいざという時に休憩もでき、安心してまち歩きができること。そうした日常的にまちの資源を使いこなすための工夫や点検を行っている保育施設からの声は、まちで過ごすさまざまな人からみたまちに対するニーズともいえる。

保育施設を媒介として、保育関係者、町内会や自治体、子育て当事者だけでなく、今後さらに妊娠期の母親や、商店街、行政などさまざまな人を巻き込んでいくための議論や活動の広がりに期待し、子どもの姿がみえるまち環境を考える力につながってほしいと願っている。

## 参考文献

- 1) 三輪律江、尾木まり、米田佐知子、谷口新、藤岡泰寛、松橋圭子、田中稲子、稲垣景子、棒田明子、吉永真理：「まち保育のススメーおさんぽ・多世代交流・地域交流・防災・まちづくり―」、萌文社、2017年5月
- 2) 松橋圭子、出井真純、大原一興、藤岡泰寛：「乳幼児同行者による駅利用に関する研究その1―外出行動の特性からみた駅のあり方について―」、日本建築学会学術講演梗概集（北陸）、E-1、pp.389-390、2010年9月
- 3) 出井真純、松橋圭子、大原一興、藤岡泰寛：「乳幼児同行者による駅利用に関する研究その2―子育てバリアフリーに対応した駅計画の考察―」、日本建築学会学術講演梗概集（北陸）、E-1、pp.391-392、2010年9月
- 4) 松橋圭子、大原一興、藤岡泰寛、三輪律江、谷口新：「地域における親子の居場所選択からみた子育て支援施設のあり方に関する研究―東京都三鷹市における外出調査より―」、日本建築学会計画系論文集 第600号、pp.25-32、2006年2月

- 5) 三輪律江、谷口新、田中稲子、藤岡泰寛、松橋圭子：「乳幼児の年齢別にみた地域における親子の『居場所』—東京都三鷹市での親子の外出に関するアンケート調査より」、(社)日本都市計画学会 都市計画報告集 Vol.3-3、pp.76-81、2004年11月
- 6) 西田あかね、三輪律江他：「子どもの成長と親子の選択構造パターンからみた子育て世帯の日常的な地域資源の利用に関する研究—横浜市青葉区、金沢区、西区を事例に」、こども環境学会全国大会（京都）、2014年4月
- 7) 田中稲子、三輪律江、松橋圭子、谷口新：「横浜市における駅前保育施設の園外活動の場としての街区公園利用とその評価に関する研究」、(社)日本都市計画学会計画論文集、No.44-3、pp.373-378、2009年11月
- 8) 松橋圭子、三輪律江、田中稲子、谷口新、大原一興、藤岡泰寛：「保育施設における屋外環境と園外活動の実態からみた地域資源のあり方に関する研究—横浜市を対象としたアンケート調査より」、日本建築学会計画系論文集、第75巻 第651号、pp.1017-1024、2010年5月
- 9) 岩崎俊貴、松橋圭子、田中稲子、三輪律江、大原一興、藤岡泰寛：「保育施設の園外活動にかかる地域交流に関する研究その1 お散歩マップからとらえた地域資源の使われ方」：日本建築学会大会学術講演梗概集（東海）都市計画、pp.161-162、2012年9月
- 10) 田中稲子、松橋圭子、岩崎俊貴、三輪律江、大原一興、藤岡泰寛：「保育施設の園外活動にかかる地域交流に関する研究その2 お散歩マップからとらえた地域資源の使われ方」、日本建築学会大会学術講演梗概集（東海）都市計画、pp.162-163、2012年9月
- 11) 西田あかね、平本知恵理、渡辺志穂、岩崎俊貴、三輪律江、藤岡泰寛、松橋圭子、田中稲子、稲垣景子、谷口新：「保育所と地域の協働関係構築に向けた実践—保育所×地域つながり力アップ・ワークショッププロジェクト—」、こども環境学研究、vol.9、No.1 (C.N24)、p.124、2013年4月、こども環境学会 2013年度大会（東京）ポスターセッション優秀賞
- 12) 平本智恵里、渡辺志穂、井上由璃子、島田綾子、高柳ひかる、船木誉子、三輪律江、藤岡泰寛、松橋圭子、田中稲子、稲垣景子、谷口新：「保育施設と地域の協働関係構築に向けた実践その2～保育所×地域つながり力アップ・ワークショッププロジェクト～」、こども環境学会全国大会（京都）、2014年4月
- 13) 井上由璃子、島田綾子、船木誉子、高柳ひかる、小俣実奈、森春奈、加藤

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
公募論文 参考資料

せい夏、三輪律江、田中稲子、稲垣景子、藤岡泰寛、松橋圭子、谷口新：  
「保育施設と地域の協働関係構築に向けた実践その3—保育所×地域つながり  
力アップ・ワークショッププロジェクト」、こども環境学研究11（1）  
86、2015年4月

14) 稲垣景子、三輪律江、田中稲子、松橋圭子、藤岡泰寛、谷口新：「まち保  
育における防災力向上の取り組み」、地域安全学会梗概集No35、pp.109-110、  
2014年11月

15) 小林保子、松橋圭子：「環境をデザインする—子どもが育つ保育—」（株学  
苑社、2019年2月



## 子育て×防犯

### ～子どもが安全・安心に暮らせる社会～

東京未来大学 こども心理学部 教授  
出口 保行

#### 【プロフィール】 でぐち やすゆき

1958年横浜市生まれ。1983年東京学芸大学教育学部卒業、1985年東京学芸大学大学院教育学研究科修了。教育学修士。同年、国家公務員心理職として法務省入省。以後全国の少年鑑別所、刑務所、拘留所において、犯罪者の心理分析を行う資質鑑別に従事。その他、法務省矯正局、法務省法務大臣官房秘書課国際室、財団法人矯正協会付属中央研究所に勤務したのち、2007年法務省法務総合研究所研究部長研究官を最後に退官すると同時に東京未来大学こども心理学部教授に着任。2013年から学部長。専門は犯罪心理学。日本犯罪心理学会理事、日本心理学諸学会連合心理学検定局常任運営委員。内閣府、法務省、警視庁等の委員・講師などを務める傍ら、足立区防犯専門アドバイザーとして、長年東京都内ワースト1であった足立区の治安を改善し、ワースト3から脱却することに貢献。近年は、マスメディア、主にテレビを通しての発言が多く、年間300本程度の報道・情報番組に出演し、犯罪分析を行っている。主要な著書：「犯罪に挑む心理学」（2012、北大路書房）、「命はどうして大切なのか」（2015、潮文社）「夢はどうしてかなわないのか」（2015、潮文社）等。

#### 1 はじめに：我が国の犯罪情勢

子どもが安全・安心に暮らせる社会を実現するために防犯は欠かすことのできない取組みである。そんな防犯を考える際、まずは我が国の犯罪情勢を知る必要がある。図1は、第二次世界大戦後の我が国の刑法犯の認知件数の推移を見たものである（認知件数とは、犯罪の発生を警察が認知した件数をいう）。

この図からわかるとおり、刑法犯の認知件数は、1997年（平成9年）頃から急増し、2002年（平成14年）には戦後最多となった。当時の状況を政府は「犯罪多発社会」と呼んでおり、犯罪の発生に検挙が追いつかないため検挙率が大幅に低下する一方、刑務所も刑が確定した受刑者を収容しきれず、6人部屋に8人を収容してもなお収容しきれないという過剰収容状況が続いていた。

その背景には1991年（平成3年）頃に終焉を迎えたバブル経済の影響が指摘されており、バブル期の景気の良い時は犯罪者に転落しなくとも生活が成り

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7

公算論文  
参考資料

立っていたボーダーライン上の人が、犯罪者に転落せざるを得なくなったという経済社会の影響が大きく反映されている。

その後、我が国の治安悪化に危機感を持った政府の主導の下、警察のみならず、地方公共団体や民間組織が精力的に防犯に取り組み、現在はかなりの減少を見ている。

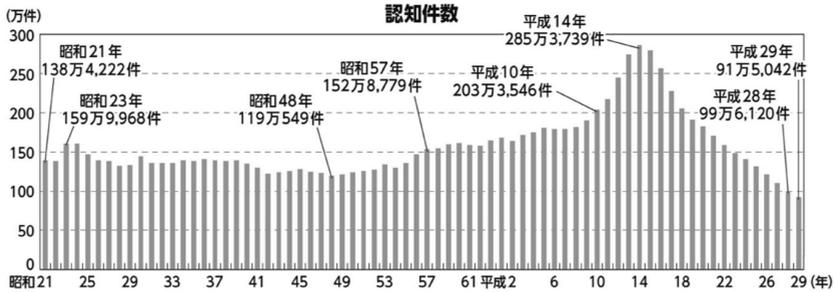


図1 刑法犯の認知件数の推移 (警察庁、2018)

しかし、このように犯罪が減少しているにもかかわらず、2017年（平成29年）の内閣府の調査によると、治安に関する国民の意識は、60%程度が「我が国の治安は悪くなった」と認識している。同じ調査から、80%程度が「日本は安心安全な国である」と認識しているにもかかわらず、漠然とした犯罪不安は根強いものと推測できる。

表1 こども（13歳未満）の被害件数及び罪種別被害状況の推移  
(平成20～29年) (警察庁、2018)

区分	年次	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
子供の被害件数(件)		33,552	33,840	32,897	29,784	26,791	26,783	24,707	20,106	17,252	15,721
うち殺人		115	78	77	76	67	68	83	82	74	65
うち強盗		8	7	7	14	11	9	6	3	4	6
うち強制性交等		71	53	55	65	76	69	77	64	69	91
うち暴行		868	757	707	710	846	882	858	886	906	852
うち傷害		473	491	467	493	495	548	539	557	631	613
うち強制わいせつ		944	944	1,070	1,027	1,066	1,116	1,095	881	893	953
うち公然わいせつ		76	80	109	83	139	1,116	133	140	109	91
うち逮捕・監禁		2	7	9	7	7	9	12	10	21	10
うち略取誘拐		63	77	91	86	95	94	109	84	106	72

注：29年中の強姦を除く強制性交等の認知件数は43件であった。

次に、子どもが被害者となった事件について見ることにする。

表1は、子どもが被害にあった代表的な罪種についての2008年（平成20年）から2017年（平成29年）までの10年間の推移をみたものである。この表から、子どもの被害件数は総じて減少傾向にあるものの、暴行、強制わいせつ、略取誘拐などの犯罪被害は依然として多いことがわかる。

## 2 防犯の持つ意味：攻める防犯への転換

こうした犯罪情勢を背景に、現在、地域の防犯活動に課せられた課題や使命は非常に大きく、かつ難しくなっている。

そもそも我が国の防犯の枠組みの推移を見ると、図2に示した通り「公助⇒自助⇒共助」という流れが認められる。

当初の「公助」とは、防犯とはすなわち、警察や役所など主に公的機関に「守ってもらう」というものという認識、しかし、それだけでは守り切れなくなり、公助に加えて「自助」、つまり自分達のは「自分達で守る」という考え方に推移し、個人防衛の考え方も加わった。さらにそれでも守り切れないう事態になって、公助、自助に加えて、「地域と共に守る」という「共助」の体制がとられるようになってきた。

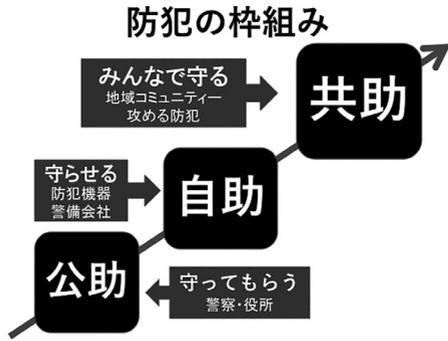


図2 我が国における防犯の枠組みの推移 (出口作図, 2019)

その共助の代表的なものが、地域で積極的に防犯活動を展開する防犯ボランティアの活動である。2019年（平成31年）3月に公表された警察庁の調査結果では、2003年（平成15年）に177,831人であった防犯ボランティアの構成員は、2018年（平成30年）には2,588,549人となり、防犯ボランティアに関する社会的気運の高まりが感じられる。

周知のとおり、我が国は、少子化に歯止めがきかず、子どもの人口は減少の一途をたどっており、その分、保護者は子どもを手厚く監護できるようなにも思えるが、他方、子どもを取り巻く環境は一層厳しくなっており、上述の通り、子どもの犯罪被害も後を絶たないなど、予断を許さない状況が続いていることが、共助としての防犯ボランティア構成員数の増加につながっていると考えら

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
公算論文 参考資料

れる。

さて、こうした社会情勢や犯罪情勢を考えると、従来型の「犯罪被害から子どもを守る」というどちらかというと受動的で消極的な防犯ではなく、「攻める防犯」という、積極的に犯罪者に攻め込んでいき犯行を未然に抑止するという能動的な防犯の考え方が重要になる。

この「攻める防犯」を展開していくためには、防犯ボランティアのみならず、さらに地域社会の協力体制が何より大切であり、住民が共生していくなかでの展開が求められていることは言うまでもない。

### 3 従来型の防犯=守る防犯

従来型の防犯は、犯罪者からの犯罪という攻撃行動を受けた際、身を守りその被害を最小限にとどめるという、言うなれば犯罪者の攻撃をいかにかわすかという受動的な防犯であった。

身近な例でいえば、自転車盗に備えて、自転車のロックを二重にする、あるいは、誘拐犯等の略取に備えて、防犯ブザーを携行させるなどがこの一例であろう。

しかし、こうした防犯では、犯罪者の攻撃行動があることを前提とした対処が多く、相手の攻撃が強い場合、「防ぎきれない・守りきれない」という事態が発生してしまう。もちろん、いつ犯罪被害に遭うかもしれないという危機意識を常に子どもに持たせることは非常に重要であり、家庭教育や学校教育等における安全教育の重要性は一層増しているといえることができる。

### 4 これからの防犯=攻める防犯

こうした従来型の防犯に対して、今後の防犯の基本的な考え方は「攻める防犯」という犯罪者が攻撃行動に出る前に、その行動を抑制・抑止する積極的な防犯である。図3を参照されたい。

例え犯罪者が犯罪の動機を形成したとしても、それを実行に移さない限りは犯罪が発生することはない。従来の考え方では、動機の

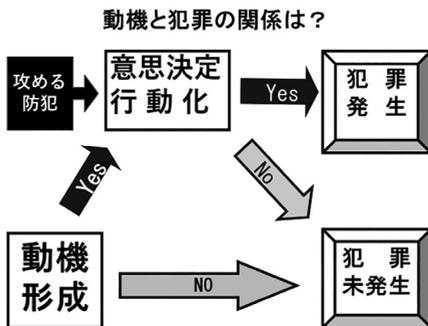


図3 動機と犯罪の関係（出口作図、2019）

形成が即座に実行につながる、逆に言えば犯罪の動機形成を抑制・抑止することが犯罪予防のポイントであると指摘されることが多かった。

しかし、少年鑑別所・拘置所・刑務所等で1万人を超える犯罪者の資質鑑別（心理分析）を行っていた経験からすると、よほど激情にかられた前後の見境のない犯行でもない限り、動機が形成されても実行に移されることは稀であり、相当の実行条件が整わない限り行動化されないことが明らかになった。

とするならば、動機の形成された後であっても、犯罪者（この時点ではまだ犯罪者ではないが）に何らかの積極的働きかけをすることによって、犯行を抑制・抑制するという防犯理論、つまり「攻める防犯」という積極的な防犯理論を構築することは大きな意義がある。

図3を見ると、もちろん動機形成がNOであれば犯罪は起こらない。犯罪も一つの行動であるので目的に基づく動機が形成されない限り、発生することはない。

しかし、動機形成がYESであった場合、その後、犯罪の実行に向けて何十回、何百回という意思決定（行動を前に進めるかどうかという）と行動化の手順を踏むことになる。この手順の中で一度でもNOが選択されれば、犯罪は起こらない。このNOを選択させることが、まさに「攻める防犯」にほかならない。

例えば、自宅の自分の部屋に座っているときに、近所のコンビニエンスストアで万引きすることを思いついたとする（この時点で、動機は形成された）。こうした場合、今座っている椅子から立ち上がるかどうかについてもYESかNOかの判断を行い、その判断に基づいて立ち上がるかどうかという実際の行動が決まる。ましてや自分の部屋から出るか、靴を履いて玄関から外に出るかなど、すべてのタイミングで、一つ一つの行動を前に進めるかどうかの判断が伴っている。

前に進めることはすなわち犯罪の実行に近づくわけであるので、判断が非常に難しくなるし、NOが選択されやすくなる。自宅は出たものの、コンビニエンスストアに赴くまでの間に「挨拶」をされる。これだけでも犯行を思いとどまる者が多い。

挨拶をした側からすれば習慣的に、あるいは「挨拶運動の一環」として行った挨拶が、実は犯罪を企図している者にとっては非常に大きな意味を持つ。犯罪を企図している者にとっては、犯罪に向けての自分の行動を他者から知られることを極端に嫌がる。後で証拠となるからである。「挨拶をされたということは、何時何分頃、どのような風体の人間が歩いていたことを知っている人

がいる」と思う。この思いが、意思決定と行動化のある時点でNOを選択させ、そのままコンビニエンスストアで買い物をして帰ってくるということにつながる。

まさに「挨拶すること」は攻める防犯につながっているのである。

犯罪者は常に犯罪者であるわけではない。常習累犯といわれる窃盗の常習者であっても、金を出して買う時もあれば、盗むときもある。つまり、一貫して犯罪者はいないのである。これを犯罪理論ではドリフト理論というが、なるべく犯罪者でない側にドリフトさせておくこと、これが攻める防犯の最も重要なポイントになる。

## 5 攻める防犯の背景となる原理

「攻める防犯」を考える際は、犯罪を起こそうと思っている人間が、意思決定と行動化の過程でどのような基準に基づいて判断を行っているのかを知る必要がある。

従来の犯罪に関する理論では、経済学の理論を援用し、「コスト・パフォーマンス」で犯罪を説明することが多かった。要するに、少ない労力で多くの得るものがあれば犯罪を実行するし、逆の場合は（割が合わないので）犯罪を思いとどまるという考え方である。

しかし、多くの犯罪者を心理分析してきたが、こうした「コスト・パフォーマンス」で自らの犯罪を説明した犯罪者は稀であった。では、犯罪者は、「コ

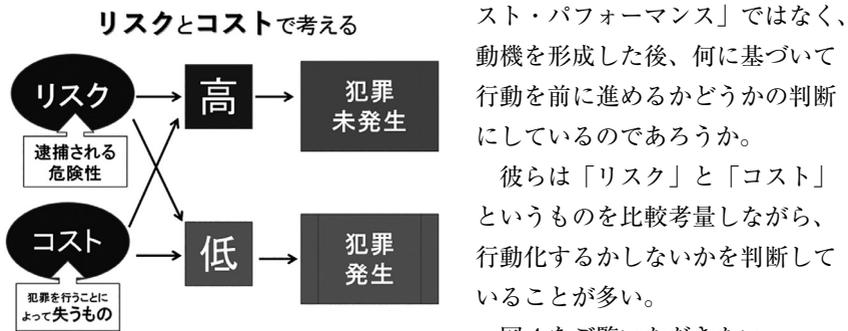


図4 リスクとコストで考える犯罪 (出口作図, 2019)

ここでいう「リスク」とは、犯行を実行することによって検挙される危険性の高さ、「コスト」とは犯行を行うことによって失うものの大きさを指している。

つまり、図3で示した「意思決定と行動化」の過程で、この「リスク」と「コスト」に係る判断が常に行われていることになる。犯罪を行い検挙され

ば、刑罰を受けるだけでなく、社会的にも信用を失い、具体的には家族や友人を失うなどが待ち受けている。

先ほど述べたコンビニエンスストアに万引きに行こうとした際に「挨拶」されることによって、犯行を思いとどまる。まさに挨拶されたことは、そこに本人がいたことを知っている人がいることにつながる、すなわち、検挙リスクを上げるし、さらに地域コミュニティが成熟しているエリアであれば、普段世話になっている地域住民の方を裏切るというコストを意識させるのである。

したがって、この「リスク」と「コスト」の高い社会づくりが攻める防犯の求めるところである。

## 6 攻める防犯を現実化するために必要なこと

先ほども述べたように、「攻める防犯」では、受動的な被害者目線ではなく、加害者目線に対応して積極的・能動的な活動することによって、犯行を思いとどまらせることが求められている。

そのためには、防犯を行おうとする地域で起きている犯罪の動向を常に注視し、その時点での犯罪の動向や傾向を十分知らなければ効果的な「攻める防犯」はできないことになる。

出口（2008、2009、2010）は常に「犯罪の現状を知らないで効果的な防犯はできない」ということを国民に対して発信しているが、例えば以下のような質問に対する正誤を地域住民に投げかけてみるのも非常に効果的である。

問1 年少者を狙った性犯罪は、午後5時台が最も起こりやすい

問2 年少者を狙った性犯罪は、公園で最も起こりやすい

問3 年少者を狙った性犯罪の対象に最もなりやすいのは5歳未満の幼児である

回答はすべて「誤り」である。しかし、先述した出口の調査では、男女ともに60%から70%が「正しい」と回答していた。

ここで問題であるのは、一連の質問にある内容を正しいと思っていたら、それに対応する防犯はどのようになるのだろうかということである。

一連の質問は、年少者を狙った性犯罪に関するものであるが、これを正しいと思っていたら、防犯活動の展開は「夕方の公園での幼児を見守ること」に集中してしまう。しかし、正解は、問1「午後3時台」、問2「路上」、問3「7歳」である。つまり年少者を狙った性犯罪は、夕方の公園で幼児を対象に

行われているのではなく、小学校1・2年生の下校時に起きているのである。

記憶に新しいところでは、2018年（平成30年）5月に新潟県で発生した小学2年生の略取誘拐・殺人事件はまさにこのタイミングで行われたものである。被害児童は当日午後3時半ごろに通学していた小学校を下校し、その帰宅途中に略取されその後殺害された。この通学路に一人でも見守る人が立っていたらと悔やまれる事案である。

年少者を狙った性犯罪を行うほとんどの者は、基本的に非常に小心・気弱で慎重である。したがって、かなり綿密に計画を立ててからでないと犯行実行に取り掛からない。計画を立てる際には狙いをつけた子どもの行動パターンを入念に調査し、どのタイミングで襲撃するか計画する。調査した段階と犯行実行日の行動が同じでなければ犯行は実行できないので、何度も繰り返し調査を行い、再現性の高いタイミングを割り出すのである。そう考えたときに、小学校低学年の児童はまだ学校内の各種活動等に関わっていないことが多いので、帰宅時間が一定していることが多く、シミュレーションどおりに犯行が行えるという意味で、小学校低学年の下校時が狙われやすくなるのである。

さて、こうした大人が持っている犯罪に対する誤解は、子どもに与える注意・指導にも大きく影響する。夕方の公園で犯罪が発生しているという認識を持っていれば、すなわち指導は、「夕方の公園は危ないから早く帰っていらっしやい」ということになる。もちろん夕方の公園も危険であることにはかわりはないので、この注意自体は無駄ではないが、重要なことは、子どもを性犯罪被害から守りたいのであれば、「学校帰りに気を付けて」という一言が重要である。

「攻める防犯」を行うためには、何十人もの防犯ボランティアが夕方の公園に結集するより、一人でもいいので下校時の通学路に人が立っていることの方が効果的である。犯罪を企図しようとする者に対して、防犯する側が手の内を承知しているということを知らせることが重要なのである。

## 7 誤解の背景にあるもの

先述した調査結果でも明らかなように、国民の犯罪に関する誤解が大きい。自分が知っていること・考えていることが真実であると思込みやすい。

例えば、同調査の中で、「少年非行は増えている」という質問に大半の回答者は「正しい」と答えている。実際は、少子化のあおりを受けて圧倒的に減少しているのが真実である。内閣府の調査においても、少年非行が減少している

という正しい認識を持っている国民はわずか数パーセントである。

ファーン・ファム（1988）はこうした現象を「しろうと理論（Lay Theories）」と呼んだ。この理論の中で、人は目の前の出来事の原因帰属の方法として、科学的根拠よりも自分の理解しやすさを優先する傾向がある（これをバーナム効果という）ことが指摘されている。

例えば、山崩れが起きた時、「山の神様が怒っている」、「お供えを上げ忘れたからだ」という理解にまったく科学的な根拠はない。科学的には「地殻変動が起きた」という地学上の説明が正しいのであるが、往々にして迷信のような解釈の方が自分的に理解しやすいとそれを信じてしまうようなところがある。

犯罪もまさにこうしたバーナム効果が発揮しやすい。

先ほどの「夕方の公園は危険がいっぱい」もこうしたバーナム効果、つまり、薄暗い公園で、犯罪者が幼児を狙っているというなんとなくイメージしやすいことが真実であるとされやすい。さらにいうと、こうした誘拐犯は、黒い洋服やコートを着ていて、サングラスもかけている…というような認識がまことしやかにあるのである。しかし、実際の誘拐犯は非常にこざっぱりとしており、見るからに怪しい風体はしていない。

犯罪についての正しい知識を持つことは、犯罪者に対して「攻める防犯」を行うための基礎である。地域によってどのような犯罪がどのようなタイミングで起きているかも異なる。攻める防犯を効果的に行うためには全国的な犯罪情勢はもちろんであるが、地域の犯罪情勢について十分知っていないと、せっかくの活動が的外れになりやすい。これは、防犯はユニバーサルなものではなく、地域によって何が有効であるかが異なるということを示している。全国共通で有効な防犯など有り得ないのである。また、地域に限定して考えても、犯罪者はすぐに検挙リスクを低減しようと犯罪行動を変化させてくるので、攻める防犯は常に新たな方策・方略を生み出していないと、あっという間に駆逐されることになる。

犯罪者は「リスク」と「コスト」を最小限に抑えようとする。したがって、計画性が高く、練りに練った方法で犯罪に挑む。半ば犯罪者との知恵比べをしながら、効果的な防犯を行うこと、これがまさに「攻める防犯」である。

## 8 これからの攻める防犯

地域内での防犯活動は、すべてが「攻める防犯」につながるものである。先述したように地域防犯の考え方は、そもそも公助から始まっている。つまり警

1

2

3

4

5

6

7

公衆論文  
参考資料

察や役所に「守ってもらうもの」という立場である。それが現在では「共助」という地域住民が協力して防犯活動を行うものへと変化している。その証として防犯ボランティア団体の増加や参加人員の増加などが顕著であり、まさに地域ぐるみの「攻める防犯」が展開されようとしている。

子どもや青少年の健全育成を考えると、単に被害者とならないという視点も重要であるが、「リスク」と「コスト」の観点から、加害者にもならない（させない）という視点を持つこと、これが攻める防犯の有効性や実効性につながると考えている。図5で示す通り、「攻める防犯」は被害防止であるとともに、加害者化を防止する防犯であるといえるのである。

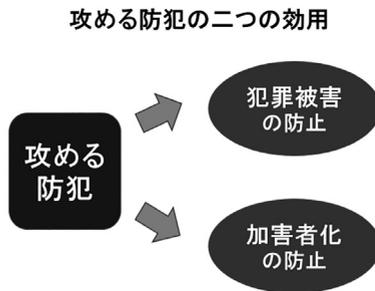


図5 攻める防犯の効用（出口作図、2019）

今後こうした「攻める防犯」が我が国に浸透し、子どもが安全・安心に暮らせる社会が形成されることを願ってやまない。

以上

### 【参考文献】

- 出口保行、犯罪認識と地域防犯に関する研究(1)、犯罪心理学研究第46巻 特別号、2008
- 出口保行、犯罪認識と地域防犯に関する研究(2)、犯罪心理学研究第47巻 特別号、2009
- 出口保行、犯罪認識と地域防犯に関する研究(3)、犯罪心理学研究第48巻 特別号、2010
- 出口保行、青少年支援読本、内閣府、2018
- 出口保行、少年非行の心理学（東京未来大学通信課程用テキスト）、東京未来大学、2018
- 出口保行、犯罪の心理学（東京未来大学通信課程用テキスト）、東京未来大学、2019
- ファンファミ、細江達郎訳、1992、しろうと理論、北大路書房
- 法務総合研究所、平成16年版犯罪白書、2004
- 法務総合研究所、平成17年版犯罪白書、2005

### 3. 子育て×防犯 ～子どもが安全・安心に暮らせる社会～



法務総合研究所、平成18年版犯罪白書、2006

法務総合研究所、平成29年版犯罪白書、2017

法務総合研究所、平成30年版犯罪白書、2018

警察庁、平成30年版警察白書、2018

内閣府、治安に関する世論調査、2017

1

2

3

4

5

6

7

公募論文  
参考資料





## 子育て×母子支援 ～保護から自立への支援とは～

大阪市立大学大学院 生活科学研究科 特任准教授  
中島尚美

### 【プロフィール】 なかしま なおみ

神戸女学院大学文学部総合文化学科社会福祉専修卒業、吉備国際大学大学院社会福祉学修士課程（通信）修了。関西学院大学人間福祉学部人間福祉学科助教を経て、現職。社会福祉士。

日本社会福祉学会、日本子ども家庭福祉学会、日本子ども虐待防止学会、日本地域福祉学会等に所属。専門は地域を基盤とした子ども家庭福祉、社会福祉士養成教育。

現在、全国母子生活支援施設協議会ビジョン実現特別委員会委員長。近畿母子生活支援施設協議会研修会講師。大阪府堺市子ども・子育て会議委員。大阪市住吉区こども教育専門会議委員。NPO法人「親と子のふれあい研究会」副理事長。近畿圏の母子生活支援施設及び保育所のスーパーバイザー。近著に「わが国のひとり親世帯の現状と課題」『月刊福祉』第100巻2017年12月号、全社協、「ひとり親家庭への支援」第9章『はじめての子ども家庭福祉』共著、ミネルヴァ書房、2017など。

### はじめに ～ひとり親世帯の抱える課題

子どもの生活環境や子育て環境における課題の中でも、権利侵害を意味する暴力や、子どもの育ちに格差をもたらす貧困を看過するわけにはいかない。それは次世代に連鎖するリスクが高いからである<sup>1</sup>。

2009年に「子どもの貧困」が統計的根拠をもって明らかにされた。「平成28（2016）年度国民生活基礎調査<sup>2</sup>」によると、子どもの貧困率は13.9%であり、7人にひとりの子どもの貧困状態にある。また、ひとり親世帯の半数が貧困状態にあり、特に母子世帯は深刻である。「平成28（2016）年度全国ひとり親世帯等調査<sup>3</sup>」によると、母子世帯は約123万2千世帯と推計される。その8割以

<sup>1</sup> 松本伊智朗編「『子どもの貧困』を問い直す 家族・ジェンダーの視点から」法律文化社2017

<sup>2</sup> 平成28年度国民生活基礎調査結果の概要 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosal6/index.html>

<sup>3</sup> 平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果の概要 <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11920000-Kodomokateikyoku/0000188182.pdf>

上の母親が就業しているにもかかわらず、平均年間就労収入が200万円にとどまっており、ワーキングプア状態が続いている。

もうひとつの子どもの権利侵害で深刻なものは虐待である。平成30（2018）年度の「児童相談所での児童虐待相談対応件数<sup>4</sup>」は約16万件と増え続けており、中でも心理的虐待は全体の55%に達し増加傾向が顕著である。その要因は、子どもが家庭内で親の暴力を目の当たりする「面前DV（ドメスティックバイオレンス）」の急増にあるとされる。児童相談所への通告機関としては警察が最も多く、母と子がDVから逃れるために24時間体制の警察に助けを求める現状が背景にある。

本稿では、生活困窮状態にある母子世帯のセーフティネットであり、さらに母と子の保護をすることができる権利擁護の拠点として位置づけられている「母子生活支援施設」に焦点化する。その現状と支援を展開していく上での課題、さらに2020年度4月から始動する「都道府県社会的養育推進計画」を踏まえた展望について考えを述べる。

### 母子生活支援施設の動向 ～母子寮から自立促進を目的とした生活支援施設へ

母子生活支援施設は、下記に示すように児童福祉法第23条、38条、48条の2に規定された、母と子を分離することなく双方が支援を受けることができる唯一の児童福祉施設である。深刻なDV被害や児童虐待、生活困窮やホームレス、さらに病気や何らかの障害を有する母と子が、安心と安全を保障された環境で心身を癒し、その回復過程において、母親は子育てや生活スキルを修得し経済的な基盤づくりに努めて自立への力を蓄え、子どもは情緒の安定や大人への信頼回復、学力向上等をめざせるように支援を展開する使命がある。

**第二十三条** 都道府県等は、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内における保護者が、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であつて、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあつたときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、適当な施設への入所のあつせん、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の適用等適切な保護を行わなければならない。

<sup>4</sup> 平成30年度児童相談所での児童虐待相談対応件数  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11901000/000533886.pdf>

**第三十八条** 母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

**第四十八条の二** 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の長は、その行う児童の保護に支障がない限りにおいて、当該施設の所在する地域の住民につき、児童の養育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。（下線は筆者による）

母子生活支援施設における機能の変遷は、1947年に制定された児童福祉法に規定されて以来、母子寮として死別母子世帯を中心に住居の提供を主目的とした役割を果たしてきた。時代の変化とともに、利用対象が死別母子世帯から生別母子世帯へと移行し、利用者が抱える課題も多様化したことを受けて、1997年の児童福祉法改正によって、施設名が母子寮から「母子生活支援施設」に改称され、施設目的には保護のみならず「自立の促進」のために生活を支援することが中心に据えられた。入所形態も措置から「契約」方式に変更され、2004年の児童福祉法改正では、施設目的に「退所した者の相談援助」が規定されてアフターケア機能が加えられた。さらに2004年の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下、DV法）<sup>5</sup>の改正によってDVからの逃避先として、一時保護機能が拡大されることとなった。表1は、全国母子生活支援施設協議会（以下、全母協）の特別委員会によって2005年にまとめられた報告書『母と子の権利擁護と生活の場をめざして』<sup>5</sup>による「母子生活支援施設の機能」である。

母子生活支援施設は、このように時代の変遷による社会的要請に応えるように施設機能を改変してきた反面、子どもを中心に据えた社会的養護を担う施設としては、認識されるまでに時間を要した。母子生活支援施設が、その特性である母と子が世帯単位で暮らす施設であることや、DVからのシェルター機能が強調して捉えられたこと、子どもが受けた面前DVへの心理的ケア機能が認識されにくかったこと、さらに入所の手続きが市町村所管の福祉事務所を通して行う契約方式であることから、都道府県所管の児童相談所による措置を中心

<sup>5</sup> 「母子生活支援施設の機能について」『母と子の権利擁護と生活の拠点をめざして』全国母子生活支援施設協議会特別委員会報告書、2005 [www.zenbokyou.jp/boshi/histry.htm](http://www.zenbokyou.jp/boshi/histry.htm)

に描いた社会的養護の捉え方の枠組みからは、理解を得にくかったことなどを背景として、社会的養護施設としての位置づけが曖昧であった<sup>6</sup>。

表1 母子生活支援施設の機能について

施設で生活する母子家庭等	地域全体(ひとり親家庭)
生活と権利擁護の拠点	
(1)癒しを得ることができる生活環境 (2)相談 ・日常的ストレスへの対応 ・生活相談 (諸サービスの利用・自立に向けての準備) (3)生活支援と生活に関するスキルの向上支援 ・生活スキル習得 ・制度活用のサポート(アドボケート) (4)子育て支援と子どもへの支援 養育技術の習得/しつけ/生活習慣/保育/ 学習指導/遊びの指導/進路相談/被虐待児 支援(心理的サポート含む)/障害児への支援 (5)健康維持のための支援 治療のサポート/服薬のサポート (6)就労支援 (7)危機対応 (8)アフターケア	(1)地域支援・子育て支援 学童保育/ショートステイ/トワイライトステイ/ 保育機能強化等 (2)危機対応 ひとり親/単身/被害者支援 (3)相談機能(電話相談含む)

出典「母と子の権利擁護と生活の拠点をめざして～全国母子生活支援施設協議会特別委員会報告書～」

しかし、平成23(2011)年にとりまとめられた「社会的養護の課題と将来像」によって、「社会的養護は、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で社会的に保護・養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うものである」と定義され、母子生活支援施設は社会的養護施設としての位置づけが明確となった。それ以降、母子生活支援施設運営指針や施設運営ハンドブックの作成、第三者評価の定期的受審の義務化、施設職員の配置基準の見直しや研修体制の整備、さらに母子生活支援施設がめざすビジョンの提示や倫理綱領の内容の充実等が図られてきている。

平成28(2016)年の児童福祉法の改正を受けて、平成29(2017)年に作成された「新しい社会的養育ビジョン」では、家庭養育優先原則に基づいたさらなる活用が期待されている。

<sup>6</sup> 中島尚美「社会的養護施設としての母子生活支援施設の存在意義に関する考察-社会的養護体制の構築過程にみる位置づけの分析をとおして-」大阪市立大学大学院生活科学研究誌vol.14.2015



## 母子生活支援施設の利用者の現状

### ～「平成30年度基礎調査（全国母子生活支援施設協議会）」から

母子生活支援施設は、表2「社会的養護の現状」にあるように、平成30（2018）年3月末現在の「福祉行政報告例」によると、全国に227か所あり、3,789世帯、6,346人の児童が入所している<sup>7</sup>。社会的養護施設としては、児童養護施設に次いで多く子どもたちが母親とともに支援を受けながら生活をしている状況にある。

ここでは、利用者である母と子の現状について、全国母子生活支援施設協議会による「平成30（2018）年度基礎調査報告書<sup>8</sup>」のデータを基にその実態を示し若干の考察を述べる。表3は本調査結果の利用者に関する主要項目を筆者が整理したものである。

表2 社会的養護の現状

(1) 里親数、施設数、児童数等						
保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万5千人。						
里親	家庭における養育を里親に委託	登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリーホーム 養育者の住居において家庭養護を行う(定員5～6名)	ファミリーホーム数 347か所 委託児童数 1,434人
	区分	養育里親	3,326世帯	4,134人		
	(里親は重複登録有り)	専門里親	196世帯	221人		
	養子縁組里親	3,781世帯	299世帯	299人		
	親族里親	560世帯	543世帯	770人		
施設	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児（特に必要な場合は、幼児を含む）	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童（特に必要な場合は、乳児を含む）	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	140か所	605か所	46か所	58か所	227か所	154か所
定員	3,900人	32,253人	1,892人	3,637人	4,648世帯	1,012人
現員	2,706人	25,282人	1,280人	1,309人	3,789世帯 児童6,346人	573人
職員総数	4,921人	17,883人	1,309人	1,838人	1,994人	687人
<small>※里親数、F Hホーム数、委託児童数、乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・母子生活支援施設の施設数・定員・現員は福祉行政報告例（平成30年3月末現在）                  ※児童自立支援施設・自立援助ホームの施設数・定員・現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ（平成29年10月1日現在）                  ※職員数（自立援助ホームを除く）は、社会福祉施設等調査報告（平成29年10月1日現在）                  ※自立援助ホームの職員数は家庭福祉課調べ（平成29年3月1日現在）                  ※児童自立支援施設は、国立2施設を含む</small>						
小規模グループケア	1,620か所					
地域小規模児童養護施設	391か所					

出典：厚生労働省家庭福祉局家庭支援課「社会的養育の推進に向けて」平成31年4月

<sup>7</sup> 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課「社会的養育の推進に向けて」平成31年4月  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000503210.pdf>

<sup>8</sup> 全国母子生活支援施設協議会「平成30年度基礎調査報告書」平成31年3月

表3 母子生活支援施設の利用者の現状

各項目	(% n213施設)					
	1年未満	1~2年未満	2~3年未満	3~4年未満	4~5年未満	5~10年未満
入所期間	33.8	24.8	14.5	8.6	6.1	9.7
母親等の年齢 3059人(※母以外含む)	20歳未満 1.2(37)	20~29歳 22.7(693)	30~39歳 41.3(1,263)	40~49歳 30.5(932)	50~59歳 4.2(129)	60歳以上 0.2(5)
子どもの年齢 5068人	0歳 3.7(185人)	1~2歳 14.2(718)	3歳~就学前 24.5(1,240)	小学1~3年 21.2(1,072)	4~6年生 16.6(840)	中学生 11.7(595)
他の児童福祉施設に 入居中の別居子	いる 37.6(80/213施設)	1世帯 26.3(56)	2世帯 7.0(15)	3世帯 1.4(3)	4世帯 1.4(3)	5世帯以上 1.4(3)
入所理由	夫などの暴力 55.6	住宅事情 16.3	経済事情 11.1	家庭環境の不適切 8.6	母の心身の不安定 3.1	児童虐待 1.8
就労と 生活保護受給	生活保護受給者世帯の割合		就労世帯 66.5(2,019世帯)		未就労世帯 33.5(1,015世帯)	
	51.9(1,575世帯/3034世帯)		生保受給なし 40.5(1,229世帯)	就労+生保受給 25.9(787)	生保受給なし 7.3(221)	生保受給 26(788)
雇用形態 正規雇用	平成30年度 16.9	28年度 14.7	26年度 16.3	24年度 14.2	22年度 16.6	20年度 18.4
未就労の理由	全体 100%(1,015人)	求職中 32.6	病気 21.4	障害がある 17.1	乳幼児の世話 12.4	妊娠中 2
障害のある母親等 の入所施設割合	平成30年度 85	28年度 81	26年度 80.3	24年度 73.2	22年度 72.8	20年度 73.9
	80.8	78.3	80.7	73.2	70.9	66.7
障害のある子ども の入所施設割合	平成30年度 80.8	28年度 78.3	26年度 80.7	24年度 73.2	22年度 70.9	20年度 66.7
	80.8	78.3	80.7	73.2	70.9	66.7
養育費の取り決めを している割合	平成30年度 18.6	28年度 17.7	26年度 17.1	24年度 13.9	22年度 11.5	20年度 11.3
取り決め通りの受取り	66.8	60.4	57.1	58.9	59.3	60.2
入所中の利用者 からの相談内容 (複数回答)	就労課題 70	経済的課題 67.1	健康課題 (精神保健含む) 58.8	(前夫との課題 (DVの関係する離婚)) 54.9	育児不安 48.8	子どもの行動課題 (不登校・ひきこもり) 40.8
	73.3	67.7	61	54.9	45.1	30.3

出典：「平成30(2018)年度基礎調査報告書」全国母子生活支援施設協議会 平成31年3月を基に筆者作成

「入所期間」は3年未満が73.1%であり、その内1年未満が33.8%を占めており、通過施設としての機能を担い、課題解決に向けた集中的なソーシャルワーク実践が求められる施設である。その一方で、入所期間が5年以上10年未満となる利用者が約1割であり、年次推計的にも一定数を示していることから、母と子の抱える課題の重篤さやライフステージを意識した支援によっては、退所までの時間を要することを示している。

「入所利用者の母親の年齢」は30歳代が最も多く、平均年齢は36.4歳であり、39歳以下が6割5分を占める。全国のひとり親世帯<sup>9</sup>の母親の年齢分布では40歳代が最も多く、平均年齢は41.1歳であることから、入所者の母親の年齢は若年層であると言える。「子どもの年齢」は、就学前の子どもが42.4%、小学生が37.8%であり、小学生以下で8割を占める。同調査の年次推移的には、2歳児以下が増加傾向にあり、母子生活支援施設内における「補完保育」が重要な機能に位置づけられることを示している。

<sup>9</sup> 「全国のひとり親世帯の母親」とは、「平成28年度全国ひとり親世帯等調査(厚生労働省)」による「調査時におけるひとり親世帯の親及び末子の年齢等」における「母親の年齢階級別状況」を指す。表3の根拠データは平成30年度のものであるが、前回調査の「平成28年度全国母子生活支援施設の実態調査(全母協)」による母親の平均年齢は36.6歳であり、同様の傾向があると言える。

「入所理由」は、「夫などの暴力」によるものが55.6%を占め、「住宅事情」、「経済事情」と続く。入所時点で母と子がDVやホームレス、貧困等の様々な権利侵害を受けていることが窺える。そのような状況下において、生活の立て直しに向けて、利用者の66.5%が就労している。未就労の理由も「求職中」が3割以上であることから、自立に向けて生活基盤をつくる努力をしていることが窺える。しかしながら、就労者の「雇用形態」では、正規雇用がわずか2割にも達しておらず、年次推移的にも変化がない。そのため、就労収入のみで生計を維持することができる世帯は全体の半分に満たない。「生活保護受給世帯の割合」は5割強であり、離婚時に「養育費の取り決めを行った世帯」も増加傾向にあるものの2割に至っておらず、経済的な基盤を築いて自立していくことの厳しい状況が推察される。それは、「入所中の利用者の相談内容」に就労課題や経済的課題が上位を占めていることから、その深刻さを理解することができる。

また、表3に示すように、「何らかの障害のある母親や子どもが一人以上入所している施設」は、ともに8割以上であり、年次推移的には増加傾向にある。同調査によると、母親の総数3,059人に対し、31.4%に当たる961人が何らかの障害を有している。障害の内訳では、「精神障害者保健福祉手帳の保有者」及び「精神障害者保健福祉手帳を保有していないが精神科を受診している者」の割合が最も多く、障害を有する母親の約6割を占める。また「療育手帳の保有者」及び「療育手帳取得の可能性のある者」の割合は26%である。同じく子どもでは、総数5,068人に対し18.9%に当たる956人の子どもが障害を有している。障害の内訳は、「療育手帳の保有者」及び「療育手帳取得の可能性のある者」の割合が最も多く、障害を有する子どもの5割に達しており、「発達障害」を有する子どもの割合も約3割である。これらの障害を母も子も有しながらも自立していくためには、入所中のみならず退所後の相談体制が欠かせない。退所者からの相談内容では「健康課題（精神保健を含む）」が上位に挙がっていることがそれを顕著に裏付けている。

また、退所後の相談内容には、「子どもの行動課題」「子どもの進学・就労課題」「子どもの病気・障害等の課題」等、子どもに関する相談が多くを占めており、母子生活支援施設がインケア<sup>10</sup>からアフターケアへと切れ目なく子ど

<sup>10</sup> ここでいう「インケア」は、施設入所時の「アドミッションケア」、入所中の「インケア」、退所に向けての「リービングケア」、これら入所中の全てのケアを意味する広義の支援を指す。

もの育ちを保障し、家庭養育を担保しながら継続的に支える専門機関であることを示している。

## 母子生活支援施設の支援と活用ポイント ～家庭養育機能に焦点化して

母子生活支援施設の支援をさらに有効活用していくためには、母と子を分離させることなく世帯で暮らせるように支援を行う「生活支援機能」と「養育支援機能」を拡充していくことが求められる。それは、施設内の入所者に留まらず、施設を越えて支援を展開させていくことを意味する。例えば表3に示すように、「他の児童福祉施設に入居中の別居子」を有する世帯が入所する施設は、全体の37.6%に及び、家族再統合を見据えた支援展開の可能性が高いことを意味している。新たな社会的要請に向けてどのように柔軟に対応していくべきなのか、2020年4月から実施される「都道府県社会的養育推進計画」を捉えて、今後の母子生活支援施設の活用の可能性と展望について言及したい。

全母協の平成30年度の事業計画に位置付けられていた2つのテーマ「妊娠期からのひとり親支援」と「親子再構築支援」についての調査結果が「平成30年度トピックス調査報告書（全母協）<sup>11</sup>」として平成31（2019）年3月にまとめられた。本調査対象施設数は221施設、回答数213施設（回収率96.4%）、調査対象期間を平成28年度、平成29年度、平成30年度（4月～10月）の2年7か月間としている。

### (1) 妊娠期からのひとり親支援

本調査による妊娠期からの受入れ状況は、表4に示すように、2年7か月の間に妊娠期から1世帯以上受け入れた施設数は101施設であり、世帯数は439世帯である。そのうち「特定妊婦<sup>12</sup>」として受け入れた施設は67施設、125世帯であり、「（既に上の）子どもがいる世帯」を受け入れた施設は80施設、201世帯である。また、初産の妊婦を21施設が受け入れており、113世帯に及ぶ。

また、出産支援にあたり連携している機関は、「福祉事務所」「医療機関」を中心に「保健センター・保健所」「児童相談所」が多くを占め、その他とし

<sup>11</sup> 「平成30年度トピックス調査報告書：妊娠期からのひとり親支援に関する調査・親子関係の再構築支援に関する調査」全国母子生活支援施設協議会 平成31年3月

<sup>12</sup> 本調査では、調査票において「特定妊婦」を「特定妊婦とは、出産後の養育について出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦。（緊急）一時保護の利用者も含めます。」と説明している。

て「婦人保護施設」「助産院」「乳児院」「児童養護施設」「ショートステイ実施事業所」等と多岐にわたっている。産前産後にあたり主に実施している支援では、病院までの付き添いや上の子どもの世話、出産後の沐浴指導や家事支援、さらに母親のメンタルケア等が挙げられている。また、「出産時対応マニュアル」を作成して夜間宿直体制の整備、各関係機関との会議や連携する医療機関との打ち合わせ等を実施している。一方、課題としては、看護師等の医療職の不在による緊急時の医療リスクへの対応や、男性職員の夜間宿直時の対応、職員の知識や経験不足や関係機関との連携不足等も多く挙げられている。今後、さらに支援の拡充を図っていくには、医療職の職員配置や夜間対応できる職員体制の強化、さらに職員の知識の蓄積と関係機関との確かな連携協働等が不可欠である。

表4 妊娠期からの受入れ状況

	妊婦受け入れ	特定妊婦	上の子どもがいる	子どもがいない
受け入れ施設数／213施設	101施設 (47.4%)	67施設 (31.5%)	80施設 (37.6%)	21施設 (10%)
受け入れ世帯総数／439世帯	439世帯 (100%)	125世帯 (28.5%)	201世帯 (45.8%)	113世帯 (26%)

出典：「平成30年度トピックス調査報告書（全母協）平成31年3月」を基に筆者作成

## (2) 親子関係の再構築支援

本調査対象期間である2年7か月の間に、「親子関係の再構築支援」を行った施設は121施設であり、対象世帯総数は860世帯に及ぶ。入所時のタイミングで親子関係の再構築支援を行った施設は70施設であり、支援対象となった世帯数は320世帯である。一方、入所時に他の児童福祉施設等に別居子がおり、入所後の生活が落ち着いた段階で再構築支援を実施した施設は103施設、540世帯である。

親子関係の再構築支援において主に工夫している点は、母親の養育能力にあった支援や母親の負担軽減、関係機関との連携やケースカンファレンス等を駆使していることが挙げられている。また、具体的には、親子関係の調整を行うなかで、母と子の代弁機能を活かした支援や、愛着形成や心理支援等を重視していることも窺える。今後、支援を展開していく上での課題としては、児童相談所等の関係機関との連携強化や専門職員の配置、職員への専門的な知識習得のための研修の必要性や施設内の職員体制の強化が不可欠である。

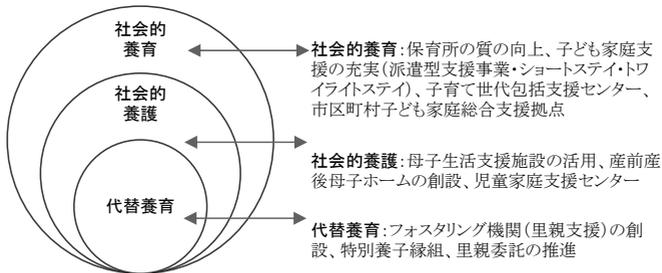
表5 親子関係の再構築支援の状況

	延べ支援 世帯数	入所時支援		入所後支援	
		施設	世帯	施設	世帯
平成28年度	284世帯	42施設	119世帯	56施設	165世帯
平成29年度	318世帯	40施設	113世帯	75施設	205世帯
平成30年度（4～10月）	258世帯	33施設	88世帯	72施設	170世帯
総数（集計対象施設数）	860世帯	70施設	320世帯	103施設	540世帯

出典：「平成30年度トピックス調査報告書（全母協）平成31年3月」を基に筆者作成

このように、2つの支援の方向性には今後整備を要する課題も少なくはない。また、施設による支援の格差が生じている状況もあると思われるが、母子生活支援施設における今後の支援の展開には、母子保健と連携した妊娠期からの切れ目のない、特定妊婦を含む妊産婦の受入れ支援や、児童相談所や他の社会的養護施設、さらに里親等と連携した子どものパーマネンシーの保障を中心軸に据えた親子関係の再構築支援が、支援の中核になると考える。

図1 社会的養育ビジョンの全体イメージ図（全国母子生活支援施設協議会作成）  
「都道府県協議会の活動の手引き—都道府県社会的養育推進計画策定への対応—」より



また、母子生活支援施設の多機能化という点では、図1に示されるように、社会的養護施設としての従来の母子生活支援施設の機能に加えて、24時間体制の施設である強みを活かし、産前産後母子ホームの創設や、児童家庭支援センター事業の受託等にも積極的に働きかけていくことが求められると考える。

また、親子関係の再構築支援等においては、児童相談所のみならずフォスタリング機関との連携強化が図られる必要がある。将来的には、里親と里子とのアタッチメント形成のための集中的な支援を提供できる専門機関としての活用も考えることができる。

さらに社会的養育においては、地域住民を対象としたアウトリーチ型の支援

展開や、施設機能を地域に開放することによって、家庭養育機能を活かしたショートステイやトワイライトステイ等の子育て支援におけるレスパイトケア機能の活用促進が重要な役割を果たすと考える。そのような働きかけが、地域において子育てをしている親の家庭養育機能を継続させることにつながり、親から子どもへのマルトリートメント<sup>13</sup>の予防になると考えるからである。

## 母子生活支援施設における課題と今後の展望 ～具体的な実践事例から

母子生活支援施設が子どもの育ちを保障し、家庭養育機能をより強化していく上での課題は、次に挙げる3点に集約されると考える。1点目は「関係機関との情報共有と連携強化」、2点目は「地域福祉推進に向けた実践と展開」、3点目は「ソーシャルワーク実践における質の向上」である。それぞれについて具体的な実践事例を挙げて考えを述べる。

### (1) 関係機関との情報共有と連携強化：「魁プロジェクト」による試み

近年、母子生活支援施設の利用者の抱える課題は、多様であり複雑で深刻な傾向にあり、母子生活支援施設単独で問題解決に向けた支援を展開していくことは不可能である。また、法的な枠組みや行政機関の所管が異なることや市町村の財政事情等によって、母子生活支援施設の利用に結びつかない母と子が存在する事例もある。必要な支援を必要な母と子に必要なタイミングで届けることが負の連鎖を断ち切ることにつながるという考えの下、その方策を検討する目的でアンケート調査が行われた。そのアンケート調査結果から生まれた「魁プロジェクト」による試みを紹介する。近畿母子生活支援施設協議会による「入所時対応に焦点化したアンケート調査<sup>14</sup>」は、「福祉事務所におけるひとり親家庭の相談の中から母子生活支援施設の入所にかかる相談の状況を把握すること」を目的に、近畿二府四県内の福祉事務所192か所の「ひとり親相談支援担当者」を対象に、平成28（2016）年11月～平成29（2017）年2月にかけて実施された。その結果、「相談窓口で母子生活支援施設における支援が必要と判断した母子の内の3割が、本人が希望しなかったために入所に至らなかつ

<sup>13</sup> 「マルトリートメント」とは、「大人の子どもへの不適切な関わり」を意味しており、児童虐待の意味を広く捉えた概念である。

文部科学省「養護教諭のための児童虐待対応の手引」[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afiedfile/2015/05/21/1233279\\_005.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afiedfile/2015/05/21/1233279_005.pdf)

<sup>14</sup> 「～未来ある母子生活支援施設を福祉事務所と共に考える～入所時対応に焦点化したアンケート調査報告書」近畿母子生活支援施設協議会 平成29年6月

た「適切な入所を促すカギは、福祉事務所の窓口職員と施設職員とのつながり」「窓口職員への協力や情報提供が不足している」等が明確になった。

それを受けて、大阪府社会福祉協議会母子施設部会内に、施設職員による「魁プロジェクト」が結成され、府内68か所の福祉事務所を訪れて母子生活支援施設についての情報提供等の活動を行ってきた。さらに平成31年7月8日に、母子生活支援施設職員と福祉事務所職員との共同研修会が大阪で開催された。大阪、東京、福岡、大分から、約50名の参加者があり、具体的な事例を基に支援につながるための検討がなされた。

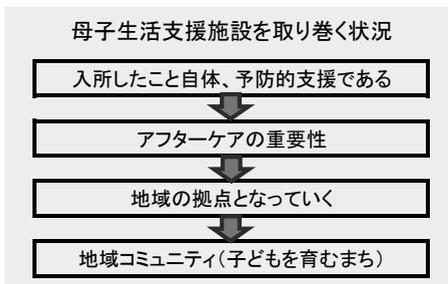


共同研修会の様子 写真提供：魁プロジェクト

このような試みは全国にさきがけたもので、施設と行政窓口との「顔がみえる関係性」が重要であり、入所後も利用者の同意の上での情報提供や自立支援計画の共有等の連携協働のあり方を、お互いに検討していくことが、利用者の最善の利益につながるものと考えられる。さらなる展開に期待したい。

## (2) 地域福祉推進に向けた実践と展開：アフターケアから生まれた無料学習塾「ひだまり」

無料学習塾「ひだまり」は、地域に退所した母親と子どもからの「引っ越ししても子どもの勉強を見てほしい」「勉強がわからないとこころがあるので教えてほしい」という切実な願いを受けて、社会福祉法人みおつくし福祉会リアン東さくら（旧称：東さくら園）と地域の民生委員・主任児童委員の協働で始まった活動である<sup>15</sup>。



出典「地域福祉推進に向けた母子生活支援施設の実践と展開」社会福祉法人みおつくし福祉会 母子生活支援施設東さくら園

<sup>15</sup> 引用「地域福祉推進に向けた母子生活支援施設の実践と展開～子どもを中心に捉え家族を支援する～」平成28年度「鯉淵記念母子福祉助成事業」研究報告書 社会福祉法人みおつくし福祉会 母子生活支援施設東さくら園 平成31年3月31日

#### 4. 子育て×母子支援 ～保護から自立への支援とは～

「ひだまり」は、平成26（2014）年4月より、小学校3年生から高校生までの子どもを対象に、毎週土曜日の13時半から16時半まで、地域の公民館において実践されている。その目的は、退所した子どもの学習の機会を保障し、地域で安心して過ごせる居場所を創ることにある。連携・協働する施設機関は幅広く、地域の民生委員、主任児童委員、町内会、大学生のボランティア、教員OB、フードバンク、運動教室フードドライブ、区役所、福祉事務所、区社会福祉協議会、NPO団体、ボランティア市民活動センター、小学校、大学、児童相談所等に支えられた地域を基盤としたソーシャルワーク実践と捉えることができる。「学び」の支援は学生の有償ボランティアと教員OBが担当し、「居場所」づくりは、施設職員が施設から出向き、多世代交流を重視したコミュニティの輪を楽しみながら、お互いに尊重し合えるコミュニケーション力や対人関係スキルを身につけることを目指している。「食」は主任児童委員がサポートし手作りにこだわった「ランチたいむ」を月に1回実施し、それ以外は手作りおやつが提供されている。

本活動の大きな意味は、施設から職員が出向くというアウトリーチの形をとったことにある。また、施設と退所者との関係性だけにとどまらず、退所者を地域の一員として明確に位置づけ、地域住民とともに地域の子どもや家庭を支えていくスタイルを確立したことにある。やがて退所した子どものみならず、地域の支援を要する子どもたちが利用し始めることから、地域福祉推進につながる実践の展開であることが窺える。また、「地域から孤立しやすい施設が、地域から理解を得ることにつながっている」と研究報告書にはある。



無料学習塾「ひだまり」の実践 写真提供：社会福祉法人みおつくし福祉会リアン東さくら

1

2

3

4

5

6

7

公衆論文  
参考資料

母子生活支援施設の利用者は自らの生活の立て直しのみならず、自ら住む地域の住民としての関係性を一から紡ぐことを求められる。「ひだまり」の活動にみられるように、利用者のニーズを掴み、利用者の地域への一歩を手助けし、地域住民とともに地域に居場所を創り出す工夫と努力を重ねていくことで、やがて、施設自体の存在意義が地域住民に伝わり理解され、地域で暮らすひとり親や家庭養育のサポートが必要な家庭への支援につながることを示唆している。本事例からは施設機能の地域展開のあり方と可能性を大いに学ぶことができる。

### (3) ソーシャルワーク実践における質の向上：「実践事例集」の活用と「専門性の高いプログラム」の導入

母子生活支援施設におけるソーシャルワーク実践の質の向上は、常に取り組みべき課題として存在する。それは、利用者の抱える課題が多様で深刻な状況にあることや、緊急性を要するものも多いこと、さらに母と子双方への支援を同時に展開する実践現場であることから、ソーシャルワーク実践における様々なアプローチを駆使することが求められる。

そのような実践現場の要望も捉えて、次世代を担う母子生活支援施設職員を中心とする全母協の特別委員会によって「インケアの充実をめざした母子生活支援施設ソーシャルワーク実践事例集<sup>16</sup>」が令和1（2019）年5月に刊行された。本事例集は、「アセスメント」に焦点化して16の事例が編纂されている。ソーシャルワーク実践において、その要となる「アセスメント」の重要性は言うまでもないが、日々の実践のなかでは、経験知や勘に頼る傾向にあることを、見直す契機になることをねらいとして、アセスメントにおける「エビデンス（根拠）」を重視している点も特徴である。利用者のもつ様々な情報の意味を考え、情報を多角的に組み立てて構造的に捉えることで、利用者理解につながりニーズが明確化することを、この事例集は伝えようとしている。支援の根拠を明らかに示し、その根拠からニーズを確定し、意図した働きかけを、意識して実践することこそが実践現場に求められている。そして、そのアセスメントのプロセス自体が、支援者の専門性を高めることにもつながることを、この事例集をとおして再確認することができる。

さらに、ソーシャルワーク実践における質の向上には、より高度な専門性を

<sup>16</sup> 「次世代を担う母子生活支援施設職員のビジョン実現委員会報告書 インケアの充実をめざした母子生活支援施設のソーシャルワーク実践事例集」全国母子生活支援施設協議会 令和1年5月

担保したプログラムの導入が必要であると考え。母子生活支援施設には加算職員として心理療法担当職員を配置することができ、母も子もカウンセリングを受けられる環境にある。それに加えて、既に母子生活支援施設で導入されているプログラムもあるが、例えば、アンガーマネジメント（怒りのコントロール）や自尊感情の向上のためのプログラム、産前産後の寄り添い型のケアを専門とするプログラム<sup>17</sup>やアタッチメントによる母と子の関係性に焦点化したプログラム<sup>18</sup>等を提供することによって利用者のエンパワーメントを促し、支援としての幅の拡がりにもつながると考える。

### おわりに

本稿では、子育て環境にあるなかで様々な権利侵害を受けた結果、保護の対象になった利用者の抱える課題や、その解決に向けて自立促進していく支援とはどのようなものなのかを述べてきた。「母子生活支援施設運営ハンドブック」に「支援つき自立」という文言が書かれている。退所と自立は同意語ではないという意味であり、そのためにアフターケアがある。そして、自立に向けての支援で忘れてはならないのは、母子生活支援施設の倫理綱領にある「パートナーシップ<sup>19</sup>」である。利用者とは支援者は対等であるからこそ、利用者は安心して自立していくことができ、また退所後も頼ることができるのではないだろうか。

利用者が抱える貧困や暴力、ホームレスや障害といった権利侵害につながる不利の重なりは、決して個人で解決できるものではなく、個人に責任を押しつけるべきものでもない。様々な不利が生み出されるメカニズムを社会構造から捉えていく視点が求められている。そして、社会の責務として親が安心して子どもを育てることができる環境を保障していくことが求められている。母子生活支援施設は、地域における親と子の権利擁護の拠点であり、機能的にも様々な可能性を有している。今後、その有効活用のあり方を利用者のニーズから捉え、

<sup>17</sup> 例えば、「ヘルシースタートプログラム」NPO法人O'hanaによる親と子の愛着の絆を育むお手伝いプログラム。赤ちゃんの誕生後6ヶ月間、週に1回1時間程度の訪問型の育児支援を実施 <https://mokamoto1102.wixsite.com/ohana/o-hara>

<sup>18</sup> 例えば、「CRC親子プログラム」NPO法人チャイルド・リソース・センターによる、親と子の関係性に焦点をあてたCRC独自の親子プログラムは虐待の再発を防止し、親が子どもの道しるべとなり、子どもを受けとめていけるよう支えるプログラム。 <http://childrc.kids.coocan.jp/>  
内閣府のリンク <https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/detail/113002644>  
文科省のリンク [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/npo/npo-vol3/1316622.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/npo/npo-vol3/1316622.htm)

<sup>19</sup> 「全国母子生活支援施設協議会母子生活支援施設倫理綱領」 <http://zenbokyou.jp/ethic/ethic.html>

子どもの最善の利益を踏まえて支援の届き方を整備していくことにより、家庭養育を担保できる社会的養育の専門機関としての重要な役割を担うことになる  
と考える。

## 子育て×男女共同参画

～夫婦・社会で支える～

大阪教育大学 教育学部 教員養成課程 准教授  
小崎 恭弘

### 【プロフィール】 ござき やすひろ

97年武庫川女子大学大学院臨床教育学研究科修了。09年関西学院大学大学院人間福祉研究科後期博士課程満期退学。91年西宮市市役所初の男性保母として採用・市役所退職後、神戸常盤大学を経て現職。専門は「保育学」「児童福祉」「子育て支援」三人の男の子それぞれに育児休暇を取得。それらの体験を持ちに「父親の育児支援」研究を始める。

NPOファザーリングジャパン顧問。兵庫県、大阪府、京都府等で各種委員を務める。「育児父さんの成長日誌」朝日新聞社。「ワークライフバランス入門」ミネルバ書房。「パパちから検定」小学館。「パパルール」合同出版等、多数。

## はじめに

### 1. 父親の育児が求められる社会背景

#### ・現代社会と子育て

2019年（令和元年）10月から幼児教育の無償化が始まりました。多くの児童を対象としたこの無償化は、我が国の幼児教育の大きな転換期を象徴するものであり、過去に例を見ない取組みです。その取組み自体はとても意義のあるものですが、別の視点から見ると、それほど「子ども・子育て」の社会的な意味が大きく変化してきたと言えます。

従来、結婚をはじめ、子どもを持つ・持たないなどの選択は、基本的には個人や夫婦や家族の自由な選択により行われる活動でありました。もちろん現在においても、基本的にはそのような形をとっています。しかし「少子化」が社会的に大きな課題となり、その対策の前提となる「結婚」「出産」が、単に個人の自由活動に委ねられるのではなくなってきました。強制的にさせると言うことではなく、社会全体でそれらを支えまた応援していこうと言うムードが出来上がってきたのです。それが「子育て支援」や「次世代育成」という取組みとなってきました。地域における子育て支援の代表的な取組みである「地域子

育て支援事業」の2018年（平成30年）度の実施箇所数は7,431箇所となっています。全国の市町村数が約1700箇所であることを考えれば、全国の津々浦々まで、子育て支援の活動は進展していると言えます。

しかしそのように子育てを社会、地域全体で支えようとする気運は高まり、様々な取組みはなされていますが、少子化の改善は見られず昨年の出生数は86万人と過去最低を記録しています。また合計特殊出生率も、政府の目指す1.8には届かず2018年は1.42程度に留まり三年連続低下し続けています。子どもの数は減っているものの、2018年（平成30年）度における児童相談所での児童虐待相談対応件数は15万9850件と過去最多となっています。残念ながら我が国において児童虐待がなくなる兆しは、今のところ見えにくい状況にあると言わざるを得ません。

これら子ども・子育てを取り巻く状況の改善、発展を目指し様々な取組みを政府や地方自治体は行ってはいますが、全体を俯瞰してみるとなかなかその効果や取組みの成果が見えにくいものとなっています。その最後の切り札が今回の無償化といえるのかもかもしれません。

それでは、なぜこのように子どもと子育てを取り巻く環境は、あまり変化なくまた様々な対策の効果が現れにくいのでしょうか。これまで様々な研究や調査が行われ、いくつかのことがわかってきました。

- 産業構造の変化に伴う女性の社会進出や共働き家庭の増加による夫婦、家族の変化
- 流通やマーケットの発展によるシングル生活の充実
- 地域コミュニティの崩壊に伴う子ども達の育ちの場の消滅
- 教育制度や高学歴社会における子どもの教育費の負担の増大

何か単一の理由というのではなく、これらの様々な重なりや積み重ねの中で、子どもや子育て自体の価値や意味が以前とは大きく変化してきています。また社会の変化が大きくある中で、子育てだけはまだまだ女性中心で行われる価値や文化、社会規範が根強く残っており、それらがまた子育てをより困難なものにしていると言えます。

#### •男女共同参画における父親

この日本の社会にはまだまだ「女性＝家事・育児」「男性＝仕事」という、固定的な性役割分業意識が根強く残っています。以前に比べるとかなり緩和されている部分も見られますが、その分より、潜在化し、また巧妙化して社会の

中で見えにくくなってきています。「男らしく・女らしく」という意識がなくなったわけではなく見えにくく、わかりにくくなったと言えます。ある意味余計に質が悪いのです。特に家族や子育てという、プライベートの領域においてその傾向は顕著になっています。社会はととても大きくそして物凄いスピードで変化をし続けているのですが、人の意識や慣習はなかなか変化しにくく、また時に変化自体を嫌う傾向にあります。

それらに対応していくために、1985年（昭和60年）には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」いわゆる「男女雇用機会均等法」が成立し、雇用における性別による差別的扱いを禁止しました。また1999年（平成11年）には「男女共同参画社会基本法」が成立し、男女が共にこの社会を形成していくための対等な関係性であることを強く謳いました。これら社会的に法律や制度により、固定的な性別役割分業を是正していく体制が整いつつあるのです。

また、近年では少子化の影響による労働人口の減少に備えるべく「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が2015年（平成27年）に制定されました。いわゆる「女性活躍推進法」です。この法律の制定により、今後ますます女性の社会進出（労働市場への参入）は増加していきます。以前は専業主婦家庭が共働き家庭の2倍存在していた社会でしたが、現在はこの割合が逆転しており専業主婦家庭が共働き家庭の半分となっています。

現在の一つのスタンダードは「男女が共に働き・共に育てる家庭」となりつつあるのです。しかし、ここで気を付けなくてはならないことがあります。現在、女性は社会の中で一方的に「家事・育児・介護」いわゆる家庭内労働の負担を大きく強いられています。この上そこに「労働・仕事」が付与されるのです。現在の女性を取り巻く状況は、女性自身にとってほぼ限界のように感じます。そこにまた働くことを求められることは、多くの女性にとって過度に負担や責任を押し付けられることになるのではないのでしょうか。

そこで求められるのは、男女が共に役割や責任を分かち合うことのできる社会と文化です。つまり、現在の状況においては「男性の家庭進出」なのです。一方的に女性に「家のこと」「働くこと」を求めるのではなく、男性も同じように「働くこと」だけでなく、積極的に「家のこと」の役割と責任を果たすことなのです。

残念ながらこれまで男性は一方的に「働くこと」のみの役割と責任を、担ってきました。それ以外の事柄は「働く」という免罪符のもとで、全て免除され

てきました。その事がまた男性に辛い生き方を強いることになってきたのです。それは例えば「過労死」「自殺」「長時間労働」などです。

そのように考えると、男性が自ら男女共同参画の価値や意義に気づき、自らの働き方、子育てのあり方、生き方に気づくことは、これまでの男性の生き方のアンチテーゼであり、また新しい生き方モデルとなるのです。これまであまり「子育て」において男性はその中心とされることがなく、また母親のサポート的な役割でした。しかし、これからの男女共同参画の時代と社会においては、父親も積極的に子育てに関わり、子どもを育てる喜びや責任を果たす事が必要となります。男女が共に社会の全ての分野において協力し、生活し、生きていく社会が本当の意味での豊かな社会であるのです。

### ・父親の育児が求められる背景

このような社会の変化の中で、男性や父親の育児が注目を浴びてきました。その端的な例が「イクメンブーム」と言われるものです。これは2010年の「ユーキャン新語・流行語大賞」に選ばれた社会的ムーブメントです。流行語

図1. 厚生労働省  
「イクメンプロジェクト」ロゴマーク  
育てる男が、家族を変える。社会が動く。



の多くは、その後社会からなくなっていくものが多いのですが、この「イクメン」はその後定着をした珍しい言葉の一つです。イクメンとは「育児に積極的に関わる男性・父親」を指す言葉であり、厚生労働省は同じく2010年より「イクメンプロジェクト」をスタートさせています。これは「育てる男が、家族を変える。社会が動く。」というキャッチコピーのもと父親の育児を推進していく、プロジェクトです。

このような父親の育児が社会的に関心を集めるようになった背景として、以下の7点をあげる事ができます。

#### 1) 少子高齢化社会の危機感

多くの男性は企業において仕事をしており、その企業自体がこの少子高齢化に敏感になっています。一つは経営戦略として縮みゆくパイ（人口減少）にどのように対応をしていくかが、経営の根幹を揺るがす問題になり男性も関心を持つようになりました。また、自らの老後の年金、医療など社会保障の問題も、現在大きな社会的な課題となり、必然と男性の関心が高まったのです。

## 2) 母親を中心とした「育てる側」の不安とその抑止

児童虐待をはじめ育児不安や産後うつなど、育てる側の女性たちのしんどさや苦しさが、ダイレクトに子どもや子育てに悪影響を及ぼしています。この状況を父親たちは、他人事にはできなくなり、自らがパートナーや子どもと生活を行い家族を支えるという志向が求められています。

## 3) 育つ側の不安定さと子どもの安全への配慮

子ども自身の生活環境の悪化が見られます。子どもが暮らす地域社会の安全が損なわれ、父親自身も子どもを守る姿勢や意識が求められています。また同時に加害者にも被害者にもなる、少年犯罪などが社会的に注目を浴び教育やしつけなどについて父親の関わりが増えてきています。

## 4) 男女共同参画社会の到来

「男性らしく・女性らしく」ではなく、その人らしい生き方の志向が強くなり、男女共同参画社会のあるべき姿が意識化され、様々な取組みがなされています。従来の男性女性のみを強調した生き方ではなく、それぞれの個性重視の時代が来ていると言えます。

## 5) 企業の経営戦略と人材戦略へのWLBの意識づけ

企業が働く女性の価値を認め始め、その女性の支援や企業内部のダイバーシティ意識の高まりの中で、男性の育児休業やワークライフバランスが注目を浴び、様々な求められていくことになりました。

## 6) 共働き家庭の増加に伴う家庭内のバランスの維持

共働き家庭の増加は家庭内に新しい秩序とバランスをもたらしました。これまでの「絶対的男性優位の雇用環境」から「夫婦共に働き・育てるモデル」への変革です。その中で父親自身も育児への関わりや、家庭内労働への関与が求められ、男性が自らそれらに積極的に対応するようになってきました。

## 7) 男性自身の家族志向への変革

バブル崩壊を経て「働くことだけの存在感」という立場の男性にも、様々な変化が見られました。「仕事以外」の価値の存在を認めるようになりました。それぞれの人の生き方の価値観の変化や揺り動かしです。ようやく男性がその

1

2

3

4

5

6

7

公算論文  
参考資料

ことに気づき始めたのです。

このような様々な社会の流れや出来事、また変化や進展が同時に起こり、その背景の中で男性、父親の意識に変化が起こり、子育てへの関心が高まりはじめたのです。父親の育児参画は、時代の中で求められたものであり、男性の生き残り戦略ということができるのです。

## 2. 父親の育児を取り巻く環境

### ・子育て環境の悪化と男女のアンバランス

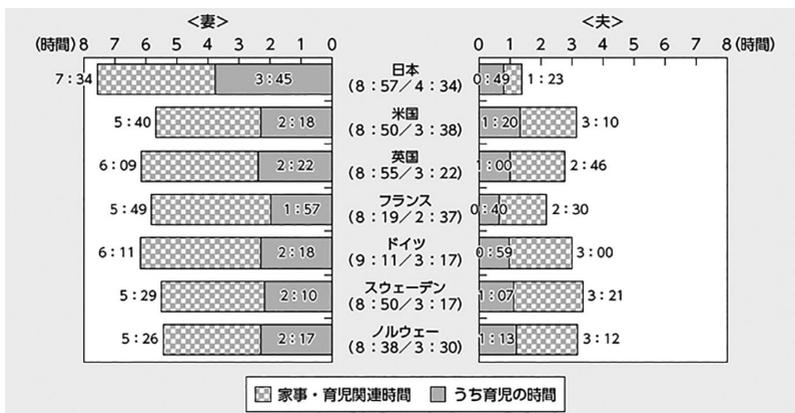
それでは、現在の父親の育児の状況は具体的にはどのようなものになっているのでしょうか。図2は6歳未満の子どものいる家庭の、妻と夫の育児時間の国際比較です。少し乱暴な言い方をすれば、世界の父親たちは1日おおよそ約3時間の家事・育児を行っています。そのうち1時間程度は育児を行なっているのです。しかし、図の一番上の極端に少ないのが日本の父親です。1時間半の家事と育児で、育児に関しては1日に49分程度です。反対に世界で最も家事・育児を行なっているのが、日本の母親ということがわかります。

日本の夫婦の家事・育児のバランスが極めていびつなことが、世界と比較すればよくわかります。しかし、日本だけを見ていると、父親の家事・育児時間が短いことは当然とされ、特に不思議なことでもおかしいことでもないと言えます。

社会全体がこのような文化に包まれている中で、父親が積極的に育児の主体となり、子どもを育てる事はとても困難である事は想像に難くありません。いくら父親が育児に関わりたいという思いを持っていても、社会や職場、また家族などからもそのようなことが許されないのでしょうか。日本の父親は育児ができないのではなく、育児をさせてもらえないということが言えるのです。そのように考えると、日本の男性は「妊娠・出産・育児」に関しては弱者であり、それらに積極的に関わったり、主体となることが社会的に認められていないのです。

「育児をしない父親を父とは呼ばない」というキャッチコピーをつけた厚生労働省のポスターが話題になったことがありました。しかし、父親が育児をしたくてもできない環境と文化の中で、父親自身も子どもと過ごす時間や機会を奪われ、父親としてのアイデンティティを得ることもできず、家族の一員としての役割や責任が果たせないという状況に追いやられているのです。

図2. 6歳未満の子供を持つ夫婦の家事・育児関連時間（1日当たり，国際比較）



出典 内閣府 男女共同参画白書 令和元年版

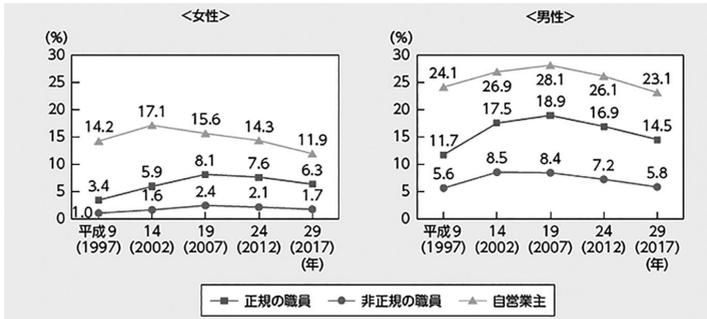
[http://www.gender.go.jp/about\\_danjo/whitepaper/r01/zentai/html/zuhyo/zuhyo01-03-10.html](http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r01/zentai/html/zuhyo/zuhyo01-03-10.html)

### ・父親の労働環境と長時間労働への対応

父親の育児ができない状況の最大の要因は「働く男性像」の固定化による、仕事中心の生き方です。仕事さえしていれば、稼いでさえいれば「男性」として「父親」としての役割や義務を果たしているということです。「誰のおかげで飯が食えている！」昭和の映画の中のようなセリフですが、残念ながら令和の時代にもまだまだ使われているのです。

そのことが最も端的に表れているのが、男性の長時間労働でしょう。図3は「年間就業日数200日以上かつ週間就業時間60時間以上の就業者の割合の推移（男女別）」です。端的に言えば長時間労働者の比率の推移です。一時期よりは少なくなったものの、女性と比べて男性の長時間労働者の割合の多さが目立ちます。また非正規より正規職員それよりも自営業者と長時間労働が増えています。これらを足すと男性労働者の半数は、長時間労働に従事していると言えます。これもまた、日本の男性労働者においては当たり前のことであり、特にそのこと自体にあまり疑問を持たれていませんでした。長く働くことが当たり前であり、そのことがとても大きく評価されていたのですから。会社への忠誠心を時間で測っていたのです。

図3. 年間就業日数200日以上かつ週間就業時間60時間以上の就業者の割合の推移 (男女別)



出典 内閣府 男女共同参画白書 令和元年版

[http://www.gender.go.jp/about\\_danjo/whitepaper/r01/zentai/html/zuhyo/zuhyo01-03-02.html](http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r01/zentai/html/zuhyo/zuhyo01-03-02.html)

しかし、2019年（平成31年）より、その長時間労働に対して大きく変化を求める動きが見られました。「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の施行です。

この法律は、長時間労働の是正を大きな目的に掲げ

- ・ 時間外労働の上限の設置 月45時間、年360時間を原則とする。
- ・ 年間5日間の年次有給休暇を時季の指定をして与える。

という、これまでにはない新しい制度を導入し、具体的な長時間労働に対しての歯止め、抑止を行なっています。まだ始まったばかりではありますが、政府がここまで長時間労働への対策に乗り出したのは、初めてのことであり、今後その成果が期待されるところです。

### 3. 父親の育児を支える取組み

近年特に子育てで支援において、父親支援の取組みが見られるようになってきました。母親のみに大きく偏っている育児の負担軽減や、夫婦ともに育児に関わる志向の広がり、地域・社会全体で子育てを支えていく取組みなどが背景となっています。これまでの子育て支援はその対象を「母親」のみに限定しており、「子育て支援＝母親支援」という様相でした。支援者自身も女性がそのほとんどであり、父親や男性がその支援者であったり、スタッフであったりすること自体が稀なことです。

そのような環境の中において、子育て支援の取組み自体が母親を追い詰めたり、時に父親を育児から遠ざけたりするようなことが見られ、子育て支援のあ

り方自体が見直されることになりました。その変化の一つとして、現在「父親支援」が新たに注目を浴びようになってきました。父親支援はこれまで母親支援を中心として行ってきた、子育て支援自体のパラダイムシフトであり、社会全体で子育てを推進していく大きな柱となっています。特に地方自治体において、様々なユニークかつ実践的な取組みがなされています。そこに共通するのは父親を子育ての主体として位置付け、単に育児のお手伝い役や、母親のサポートのためだけにするのではないという信念と思いが見られることです。

ここではいくつかの自治体が行っている、父親支援の具体的な取組みやその実践を見ていきましょう。

### ・父子手帳

我が国には母子保健法によって定められている「母子健康手帳（母子手帳）」があります。これは妊産婦、乳児及び幼児に対する健康診査及び保健指導の記録であり、主に母親と子どもの健康管理と安全配慮のためのものです。その内容は厚生労働省で定められており、妊産婦にとって必要な内容が丁寧に記載されています。母子手帳にはその名の示すように、一部父親への配慮は書かれているものもありますが、基本的に母親と子どもの健康管理、また妊娠、出産への準備や整えがその中心であり、父親の育児を支えたり、応援するものではありません。同じ親としての父親を妊娠期にサポートするものや根拠となるものが日本には、整えられていないのです。

そのような状況の中で、自治体が独自に妊娠・出産・育児に関して、父親に対する啓発や支援を行うために作られているものがあります。それが「父子手帳」です。もちろんこれは法的根拠がなく、自治体独自の取組みなので、その名称も「パパブック」「父親ハンドブック」「Father's NOTE」など、様々なものがあります。ここではこれら「父親の育児を支えていく自治体の発行している書物・ガイドブックの総称」を「父子手帳」とします。

現在は都道府県、市町村合わせて全国30%程度の自治体で発行しています。母子手帳が法的根拠を持ち内容等がある程度定められているのに対して、父子手帳は自治体独自のユニークな取組みがなされています。特徴としていくつかあるのですが、その一つは読み物として完成度が高いということです。あまり関心のない父親に読んでもらうために、様々な工夫やアイデアがあります。例えば、漫画やイラストを多用していたり、クイズや質問チャートなどがあつたりします。この多様性は父子手帳の最大の特徴だと言えます。また内容とし

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
公衆論文 参考資料

ては、妊娠出産からの記載が多くあり、父親が身近に学ぶことができます。そして母親とのパートナーシップの大切さや、その具体的な取組みについても様々に書かれています。

イクメンプロジェクトのHPの中に、全国の父子手帳のポータルサイトがあります。ぜひご覧になっていただきたいです。日本中には様々な形や種類の父子手帳が存在します。

イクメンプロジェクトHP イクメンライブラリー 全国父子手帳コーナー

<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/library/handbook/>

### ・プレパスクール、パパスクール

女性は結婚して妻になり、その後妊娠・出産を経験して母になります。このプロセスはある意味明確であり、そのための社会的なシステムや制度が多く整っています。妊娠・出産はとても大変ことですが、そのプロセスを経ることにより妻が母親にスムーズに変化できるようにしています。

一方男性はどうでしょうか。男性が結婚して夫になり、そしてある日突然父になります。そのプロセスには社会的に何か準備や取組みが用意されているでしょうか。基本的には何も存在していません。先ほどの母子手帳も母親のみに配布が義務付けられていますが、父親に対しての義務づけはありません。もちろん妊娠・出産は女性のみが行うものであり、男性が直接的に何か関わるものではありません。しかし、妊娠・出産の夫婦関係のあり方は、その後の子育てや夫婦関係、家族の形成と大きく関係しており、この時期の男性・夫のあり方は、非常に重要なものなのです。

女性はこの妊娠・出産というプロセスを経ることにより、まずは自分自身の身体に変化が起きます。身体の変化は行動の変化につながり、そのことは精神的な変化を起こします。「私が産む」という意識の変化は知識欲を掻き立て、様々な学びや行動の獲得につながります。つまり女性は出産の直前には、ある程度の母親としての「意識・知識・技術」が獲得されているのです。

かたや男性は身体的な変化は何も起きませんし、まして自分が産むわけでもないのでどこか他人事です。そこには様々な変化が起きにくいのです。つまり子どもが生まれた時点において、母親と父親では大きく「意識・知識・技術」において差ができてしまうのです。そのことがその後の子育てのアンバランスさや、責任の違いにつながると言えます。

そのような状況の変化のために、近年男性の学びの場がいくつか見られるようになりました。男性が「夫から父親になる」ための学習の機会や場の提供です。妊娠期に行われるものを「プレパバスクール」や「父親産前学級」「父親教室」などと言います。また子どもを持つ父親を対象としたものを「パパスクール」や「イクメン学校」などと言います。これらも父子手帳と同様に各自治体独自の取組みであり、何か法的な根拠があったり、決められた制度となっていたりするわけではありません。

筆者の調査によると、近畿圏内の市町村への調査では約70%でプレパバスクールの取組みがなされていました。また、その開催のねらいとしては、「夫婦の協力の意識化」「育児の知識技術向上」などが上位に挙げられており、父親の主體的な変化を意識しています。妊娠期の親になる直前の学びは、単に子育てに関する知識・技術の向上だけではなく、親としての自覚の涵養や夫婦のパートナーシップの構築など、非常に有意義なものであり、より積極的な運用実施が望まれます。

・ 出典 チャイルドリサーチネット 論文レポート

「基礎自治体における父親産前教室の親準備性教育の取組みについて」

<https://www.blog.crn.or.jp/report/02/259.html>

また、妊娠期だけでなく父親になった男性を対象に学ぶ場が、社会に用意され始めています。それが「父親学校」と呼ばれるものです。産前時の「プレパバスクール」に比べると、自治体での実施率は低くなっていますが、今注目を集めている取組みの一つです。この父親学校の特徴は、産前の取組みの多くが行政の「母子保健担当」が行っているのに対して、男女共同参画や子育て支援、生涯教育や労働政策担当など、幅の広い部署が父親の育児の支援を行っているところです。この点からは「父親支援」が、単に子育てのみに限定されることなく、労働政策、地域福祉政策、生涯学習政策等、幅の広いものと深く結びついており、それら様々な文脈の中で父親支援が組みこまれているのです。

それだけ「父親の育児」自体がこれまで社会的に認知されておらず、また行政においても手付かずのものであったと言えます。そのためにこの「父親の育児支援」は社会の変革の契機となり、大きな潜在能力が秘められていると言えます。母親の育児支援はその取組みがそろそろ限界に達しています。新しい子育て支援、社会資源としての父親に今注目が集まっているのです。

#### 4. 男女共同参画社会時代における子育てとは

##### ・市民としての父親の育成

私は現在教育大学で家庭科教員の養成に携わっています。学校教育において家庭科が目指すものの一つは「市民の育成（Citizenship）」です。ここでいう市民とは、単にその地域社会で生活をしている人のことを指すものではありません。その地域社会で生活をしながら、大きく二つの責任を果たすことのできる人を指します。その二つの責任とは「地域社会に対する責任」と「未来に対する責任」です。

地域社会に対する責任とは、その地域社会が活性化し充実した活動ができるように、地域の様々なネットワークや活動に積極的に参画・参加することです。例えば、地域の自治会や消防団、あるいはPTAの活動やお祭りなどの行事への取組みなども含まれるでしょう。しかし、現代の特に都市部においては、男性の多くはこの責任を果たしていません。仕事中心の生き方はそのような機会を男性から奪い、またそのような関わる時間を与えていません。地域に男性が見られないのが現代の都市部の特徴であると言えます。

また、未来への責任とは、未来を生きる者への関わりと育ちの支えです。つまりそれは子育て・子育て支援の関わりです。地域社会が持続して継続的に発展するためには、そこで生活をする人の存在が不可欠です。現在の子どもを育てるといふ営みは、その地域社会の未来の市民を育てるといふことです。もちろん親としての子育てもですが、親でなくても未来の市民を育てることは可能です。それが子育て支援であり、また地域社会で子どもが安全に過ごすことのできる環境を作ることです。子ども達は私たちの未来です。彼らを豊かに育てることは、私たちの未来を豊かに育てることにつながるのです。子育てに関わりを持たない男性は、自分たちの未来を自分の手で閉じてしまっているということになるのです。

このように考えると、日本の多くの男性は立派な企業人であるかもしれませんが、市民としては残念ながらその責任を果たすことができていない存在であると言わざるを得ません。働くことはとても大切なことではありますが、その地域社会や未来に対する責任を取ることは、それと同じぐらいあるいは働くこと以上に大切なことかもしれません。男性、父親が育児をするということは、単に子どもを育てるということだけではなく、その地域社会や未来に対しても、大きく良い影響を及ぼすと言えるのです。

## ・父親の育児が社会にもたらすもの

これまで日本の社会には強固に「男性＝仕事・女性＝家事、育児」という公式が存在していました。この価値観は、文化や人々の生活や思考、家族のあり方や働き方、また人の行動の決定にまで様々に影響を与えています。このこと自体が「良い・悪い」とかではなく、意識的、無意識的な部分において、私たちの生活はこの公式をベースにして作り上げられてきたのです。例えば「ワーキングマザー」とは言いますが、「ワーキングファザー」とは言いません。未婚の女性が「花嫁修行」「家事手伝い」ということにあまり抵抗感はないですが、未婚の男性が「花婿修行」「家事手伝い」ということを聞いたことはありません。これらは単なる一例ですが、日本の社会には当たり前のように捉えられているこれらが多く存在しています。

しかし、社会の進展や多様なライフスタイルの導入やグローバル社会において、様々な新しい価値観や考え方が導入され、日本の文化の中に受け入れられてきました。そして、これらの公式に少しずつですが、変化が見られるようになってきました。その変化の大きな軸になったのが「男女共同参画」の考え方でしょう。男女共同参画社会基本法が成立してから約20年が経過しようとしています。単なる「男らしさ・女らしさ」だけでない、よりその人の個性や志向を意識した個人の「その人らしさ」を大切にす風潮が強まっています。もちろんまだまだ「男らしさ・女らしさ」という、固定的な性別役割分業意識は完全には無くなってはいません。現代社会は、その公式の変化のタイミングであり、社会の様々な事象がこの間で揺れ動き不安定な様子になってきています。子育てはその最たるものだと言えます。新しい時代の価値観を構築する移行期が現代社会の揺れと言えるのではないのでしょうか。

これまで子育ては「女性・母親」のものでした。その文化と価値観の中で、男性の育児は存在せず、また許されるものではなかったのです。「育児をする男性」そのものを指す、言葉自体が存在していませんでした。つまり、男性の育児自体の事象はあったのですが、文化と言葉がなかったのです。そこに「イクメン」という言葉ができ、初めて文化（共通の概念）が出来上がったのです。ようやく男性の育児が社会の中で認められ、スタートラインについたと言えます。そのように考えると男性は「妊娠・出産・育児」に関して弱者であり、素人だと言えます。これまでその領域に関して、明らかに遠ざけられていましたし、また自らもそこに踏み入ろうとしませんでした。またそのこと自体に合理的な根拠を作り、社会も女性も、そして男性も納得していたのです。それらが

高度経済成長期の専業主婦の誕生とモーレッツ社員としての男性を支えました。社会全体の要請であったと言えます。

そして、時が移り現代においては、その前提となる社会構造に大きな変化が起きています。少子高齢化の進展は、我々の想像をはるかに超える勢いです。現在の高齢化率は28%に達し世界最高のお年寄りの割合の高い国となっています。生まれる子どもの数は第一次ベビーブームの1/3、第二次ベビーブームの1/2程度の86万人程度です。人口の極端な減少を始めとし、グローバリゼーションの進展、ICTの急速な発展など、これまで当たり前とされていたことが大きく変化し続けている社会です。その中で人々の意識だけが変化せず、以前と同じ生活や文化を維持することは不可能なのです。そのように考えてみると、この男女共同参画の持っている「その人らしい生き方」は、まさに現代社会における生き方の大きな指針となるものです。これまでの慣習や常識が崩壊し再構築されていく中で、子育てのあり方や男女の固定的な役割も変化しなくては いけません。

男性の育児を当たり前に行うことは、まだまだ困難な社会と文化です。しかし、数年後の将来には「そんな時代もあったのですね」「イクメンってなんですか?」ときっと言われると思います。男性が育児を行うことは、何も決して特別なことではありません。我が子を自分の手で育てるという行為は、人としての当然の営みなのです。反対にいうとその当然の営みができない社会の歪みを検討し、解決することが今求められていることなのでしょう。男女共同参画の視点は、そのような社会の歪みを見つけるレーダーであり、また解決の糸口のヒントとなるととても大切な視点なのです。男性の生き方のみならず、そのパートナーとしての女性、また他の様々な思いや価値観を持った人の営みの根底に、この男女共同参画の意識がしっかりと根付いている社会を作りたいと思います。

## 参考文献

- ・小崎恭弘、田辺昌吾、松本しのぶ編集「家族・働き方・社会を変える父親への子育て支援：少子化対策の切り札」ミネルヴァ書房 2017
- ・小崎恭弘 川越星来「基礎自治体における父親産前教室の親準備性教育の取組みについて」チャイルド・リサーチ・ネットHP <https://www.blog.crn.or.jp/report/02/259.html> 2019
- ・小崎恭弘「男性の子育て事情をめぐる課題と父親支援の方向性」全国社会福

5. 子育て×男女共同参画 ～夫婦・社会で支える～ >>

祉協議会出版「特集 父親の子育ての実情と課題：支援のあり方を探る」  
保育の友 65 (11) p.8-16 2017

1

2

3

4

5

6

7

公  
募  
論  
文  
参  
考  
資  
料



## 子育て×介護 ～ダブルケアのこれから～

一般社団法人 ダブルケアサポート 理事  
植木美子

### 【プロフィール】 うえき よしこ

芹が谷コミュニティ てととと 代表  
一般社団法人 ダブルケアサポート 理事  
横浜市港南区芹が谷在住  
夫、息子（15歳）三人家族  
趣味 ヨガ 食べるコト

息子が6歳の時に地域に親子の集える場所を作ったのをキッカケに居場所づくりを中心とした活動をする てととと を設立。

当初は子どもと母親を対象とした活動が中心だったが、連合町内会、地区社会福祉協議会などの方々と繋がるうちに、地域の誰もが集いつながる場の必要性に気付く。

現在は、自分たちの強みである『食』べることを軸に、食で地域をつなぐ場づくりを中心に活動をしている。

また、活動の中で協力したダブルケアアンケートへの協力を機に自分自身が元当事者だったことに気付き、その経験や友人の当事者を助けたいという想いでダブルケア当事者を支援する活動に従事。当事者と寄り添うことを大切にダブルケアカフェの開催やその支援を中心としている。

### はじめに

育児と介護の重なることで起こる複数のケアの状態をダブルケアと呼んでいます。私は以前、このダブルケアを経験しました。その後、縁があり研究者の横浜国立大学教授の相馬直子先生、イギリスブリストル大学講師の山下順子先生と出会い、当法人代表理事の東恵子と共にダブルケア当事者の支援活動をしています。

ダブルケアの原因の一つに晩婚化・晩産化の影響があると考えられています。下の図の通り第一子出産年齢が上がることで子育てと介護の重なる部分が増えることが分かります。元当事者の私が息子を出産したのも30歳を過ぎてからでした。

1

2

3

4

5

6

7



図1 ダブルケアのイメージ

今回は元当事者であり支援者でもある両方の視点と、自らの住む地域で住民対象の居場所作りをしている中で感じた身近にあるダブルケアのこと、そしてその当事者を私たちはどう支えていけば良いのかをお話ししたいと思います。

### 突然始まったダブルケア

平成20年（2008年）の秋、義母から夫へ連絡がきました。風邪のようだが咳がなかなか治まらないから病院へ連れて行って欲しいとのことで、次の休みに夫と義母は二人で病院へ行きました。すると夫から連絡が入り、義母は即日入院になったので手続きをしなければならぬとのことでした。まさか即日入院になるとは思ってもいなかったので慌てて当時4歳になったばかりの息子を連れて病院へ急ぎました。

義母はその世代の人にしては珍しく不妊治療をして義兄と夫を授かりました。40歳を過ぎて夫を出産したので私たちが結婚した時にはすでに70歳を超えており遠からず介護をすることになるという予想は結婚前から私の頭の中に取りました。結婚当初は私たち夫婦が同居していましたが理由があり、その後は別々に生活しており、月に一回程度、一緒に食事をするような感じでした。ある年のお正月に年始の挨拶に尋ねると不意に義母が私に言いました。

「これからは美子さんと仲良くしたいの。どうぞよろしくね。」と。

今思えば、何かを感じていたのでしょうか。気の強い義母が発した言葉に反発を覚えながらも頷いた記憶があります。

入院した母のことも色々を用意しなければなりませんが、もう一つの大きな問題が義父のことです。耳が遠くほとんど話さない義父は日課の買い物へ行く以外は一日のほとんどをベッドの上で過ごしていました。食事メニューも決

まっって、買い物してくるものは毎回同じものでした。この時はこの義父の行動に疑問を持ちませんでした。実はこれは認知症の初期症状だったのです。冷蔵庫には毎日毎日買ってくる卵のパックがぎゅうぎゅうに入っていました。しかし、義母は私たちに認知症の症状が出始めていた義父のことを黙っていました。一つ救いだったのが義父は介護保険の認定を受け、ケアマネージャーと相談しデイサービスを利用しはじめていたことです。すぐにケアマネージャーと連絡を取り事情を話しました。当初は認知症という事実を知らなかったもので、家事全般の出来る義父はそのままの家で一人で生活し、近くに住む義兄がこまめに様子を見に行くということでしたが、その翌日に台所にあった鍋の中に炭化した食べ物らしきものを見付け一人暮らしは困難だと判断をしました。この頃から歩行が困難になり始めていた義父は車いすを使い始めていました。義兄の家も我が家も都市部によくある小さな戸建てで、バリアフリーではなく同居は厳しいものでした。また、義兄夫婦には5歳の息子がおり、我が家にも4歳の息子がいます。義姉も私も初めての子育てに手一杯で義父と同居して介護をすることは考えられませんでした。こうなると泣きつく先はケアマネージャーです。義父をどうにかしたいが自分たちではどうにもならないと訴えると薄々、義父の認知症に気付いていたようで在宅介護は困難であると判断し、ショートステイ先を手配してくれました。このケアマネージャーが女性で子育て経験があったことはとても幸運で、その後も小さな子どもを連れての介護に対して手厚くサポートをしてくれました。

その後、義母の咳は風邪ではなく以前手術したガンの転移だということが分かり、すでに末期であることが私たちに告げられました。メイン介護者は義兄でしたが、平日に動けるのは私だけでしたので義母のお見舞いや病院での手続きなど、また、義父の面会や呼び出しの対応、必要品の買い物などは一手に引き受ける形になりました。実家の両親に息子を預けていくこともありましたが、当時、後追いが激しい時期で同じ車に乗っていても隣に座っていないと泣くような状況でしたので毎回預けるとも出来ません。公共交通機関で行く手間を考えると車で行く方が明らかに体力的にも時間的にも楽でしたので、上手く昼寝をする時間に合うように計算したりして病院や介護施設へ行っていました。お友達と遊んでいる途中でお見舞いに行くために先に帰ってきたり、私ともゆっくり遊ぶ時間が減ったり。ICUに義母が入った時は部屋の中に息子は入れずに扉の向こうで看護師さんにみえてもらうこともありました。他のママ友たちが我が子と向き合っている時間に病院や施設や役所に行く自分と息子を

1

2

3

4

5

6

7

不幸に感じ、遊べないことをとても申し訳なく感じていました。しかし、そう思っても次から次へとやらなければならないことが出来、それをこなすことで毎日があつという間に過ぎていくのでした。

私のダブルケアは義母の突然の入院から始まり、その後、病院で義母を看取り、ショートステイ先の特別養護老人ホームにそのまま入所し4年ほど過ごした義父を看取ったことで終わりました。その間には義父の手術や息子の小学校入学など色々なことがありましたが、周りの人たちに支えられ何とか乗り切りました。

私には話を聞いてくれる両親や友人、協力的なパートナーである夫がいました。子どもが1人で比較的動きやすい状況だったとも思います。また、義両親とも在宅での介護ではなく、病院と施設に入所していたこと、経済的負担がなかったことも幸いしました。それでも先の見えない介護に対して大きな不安がありました。初めての子育てで悩みも尽きません。そんな私を支えてくれたのが家族です。そして、近くに住んでいる友人や知り合いの方々でした。「遠くの親戚より近くの人」これって本当です。このダブルケアの経験が私が今、地域で遣っている活動の原点なのかもしれないと感じています。

## ダブルケアとは何か？

ダブルケアとは、育児と介護が同時に行われていることを指す言葉です。

2012年度から行われた、東アジア比較調査研究実施における、分析概念から出発し育児と介護の同時進行における実態やその構造を問題化するために概念化することが目的とした調査研究（横浜国立大学相馬直子氏・英国ブリストル大学山下順子氏他）の中でダブルケアという言葉がダブルケア世代の研究者によって作られました。

この調査では、対象（末子が6歳以下の母親中心）1,894名のうち、約1割がダブルケアに直面中、過去に直面した人も約1割、数年先に直面すると考える人も約2割で、合計約4割がダブルケア当事者だとわかりました（2012－2014年度 科研費・横浜国大助成調査）。

当事者の負担としては「精神的・体力的にしんどい」「親や子どもの世話を十分にできない」「兄弟や親戚間での認識のずれ」「経済的負担」など複合的であることがわかりました。（同調査）。

研究調査では末子の年齢が6歳以下で、介護を同時進行されている方を対象とされましたが、その後の調査の中で家族親族などの親密な関係の中に複数の

ケアは存在していることが分かり、その状態もダブルケアであると考えています。

1) 狭義：育児と介護の同時進行

- ・子育てと親の介護に同時に直面すること
- ・世代間のケアリンク（団塊ジュニア、団塊世代）

2) 広義：家族や親族等、親密な関係における複数のケア関係、そこにおける複合的課題

- ・夫のケア、自分のケア、障がいを持つ兄弟のケア、非正規シングルと親のケア、障がいを持つ成人と親のケア、多文化家庭におけるケア関係 etc
- ・ダブルだけではない実態、トリプルケア、etc

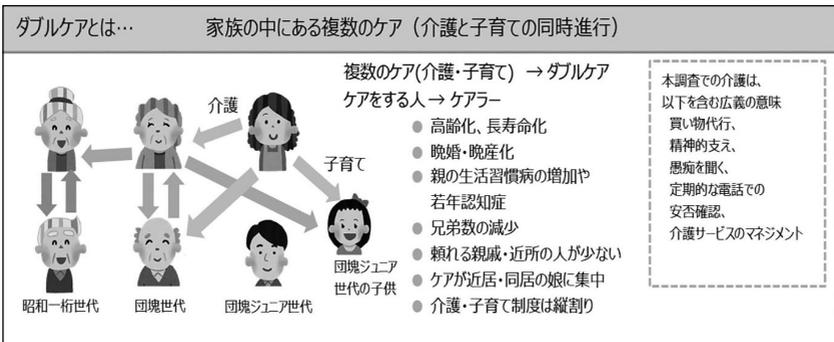


図2 ダブルケアの様々な形

ダブルケアを語る上で大切なことの一つに介護の定義があります。

政府調査によれば、身体的ケアを主とした介護と育児のダブルケア人口は25万人。しかし実際、当事者の声を聞くと身体的ケア以外の介護が精神的、物理的に大きな負担になっていることに気付きます。例えば、毎朝同じ時間に遠方に住む母親から電話があり、父親の介護の愚痴を延々と聞かされる。その時間が近づくると動悸がする、と話してくれた当事者がいました。もう一人の当事者は子どもの用事、習い事や保育園・幼稚園の送迎や学校などの懇談会、またケアマネージャーとのケア相談や通院などの時間調整、毎日が綱渡りのようだと訴えます。その負担感是非常に高いものです。このようなケアに関する調整をするケアマネジメントも介護と位置づけると、ダブルケア人口の実態はもっと多いと考えられます。

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
公衆論文 参考資料

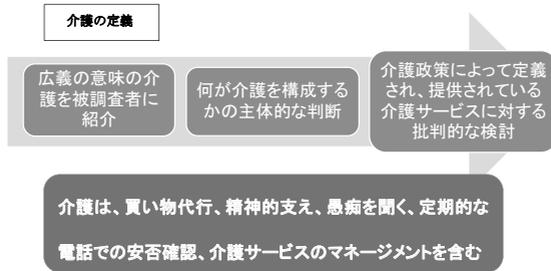


図3 介護の定義

### ダブルケアの問題点

ダブルケアは近年に始まったものではありません。日本では以前から家族や地域間で育児と介護を同時に担ってきました。三世代、四世代同居の中で家族がケアをするのが当たり前で、また隣近所とも協力しながら緩やかに複数のケアが実現していたのです。しかし、近年の核家族化、地域との関係の希薄化、兄弟数の減少が顕著になり、社会的規範としても育児や介護は家族がするのべきという風潮が主流になったことで当事者はすべてを抱え込む状況が多くなりました。私の時もそうでしたがどこに相談して良いか分からず、ただ毎日目の前に現れることをこなすことで精一杯。誰かに助けてを求めることさえ思い付きませんでした。

下表はダブルケア当事者に誰に助けてもらったかを聞いたアンケート結果です。

表1 ダブルケア当事者へのアンケート結果

	現在直面中 (%) (N = 145)	過去に直面 (%) (N = 115)
夫	57.24	48.70
友人	22.76	26.96
ケアマネージャー	19.31	16.52
親戚	17.24	18.26
ホームヘルパー	13.10	13.04
誰も助けてくれなかった	<u>12.41</u>	<u>16.52</u>
保育士	10.34	7.83
地域包括支援の職員	6.90	5.22
幼稚園の先生	6.21	6.06
親、義理の親	5.52	5.22
子育て支援センターの職員	2.76	2.61

やはり一番近い存在のパートナーが支えてくれたという答えが最も多く、専門職としてはケアマネージャーが高い数字になっています。そして注目すべきは「誰も助けてくれなかった」という部分です。これには「誰に助けてといえは良いか分からなかった」ということと「誰にも助けてと言えなかった」という意味が含まれていると思います。とある当事者は子どもを通してできた、いわゆるママ友達には介護をしていると言えないと言いました。一つにまだ介護を経験していない相手に介護の話をして同情しかされない、ということと、もう一つに気を使わせてしまうかもしれないことがあります。一度、幼稚園の送迎バスのバス停が一緒のママ友に介護をしていることを話したら次の日から子どもが帰宅後に遊ぶ約束に声を掛けてもらえなくなったことがありました。これは仲間外れなどではなくて単純に介護は大変だから遊びに誘わないほうが良いだろう、という親切心でした。介護を経験したことがなければ介護＝大変のイメージなのです。この当事者は誘ってもらえない理由を聞くことができ、誤解が解けたのでその後も子どもは今まで通りお友達と遊ぶことが出来たそうです。しかし、誘ってもらえないことで傷つき、孤立してしまうことも考えられます。私が出会った当事者で周りの友人や保育園・幼稚園・学校の先生などに自分のダブルケアの状況と話している人は本当に少なく、誰にも話していないという人がほとんどでした。みんなで楽しく話す場で介護の話をして「引かれ」たくない、という当事者もいました。

この話から『ダブルケア』に対しての無理解が問題点の一つだと考えられます。ただ、ダブルケアという言葉が周知されれば良いという訳ではありません。そして、ダブルケア当事者だけが支援されれば良いということでもありません。

### ダブルケア支援の状況

ダブルケア当事者の支援として考えられることは多岐にわたります。それはダブルケアの一つとして同じものが無く100のダブルケアがあれば100通りのダブルケアの形があるからです。

行政の支援の動きを見てみると、私たちの法人の活動拠点であるが横浜市では2016年3月には特別養護老人ホーム（特養）の入所決定基準が見直され、ダブルケアの家庭について、高齢者の独居と同等に評価、入所の優先度を上げる措置がされました。また、認可保育所の入所基準についても検討すると、こども青少年局長が発言しダブルケアをしている家庭には入所基準に加点がされるようになりました。

また、全国に先駆けて大阪府堺市には2016年（平成28年）10月から「ダブルケア相談窓口」が設置され、市内全7区の区役所の基幹型包括支援センターに、子育て・介護の両方の相談に応じる介護の専門的な知識をもつ職員が相談に対応しています。担当職員は子育てについての研修を受講し、一つの窓口で育児と介護、両方の相談が可能となりました。

そして京都府亀岡市でも2016年（平成28年）10月から妊娠から出産、子育てまでを継続的に支援する「子育て世代包括支援センター」が安町の市保健センター内に開設。ここでダブルケアの相談も受け付けられるようになっています。

2016年（平成28年）9月には京都府の定例府議会代表質問で山田啓二知事が、育児と介護の「ダブルケア」に悩む人への支援を拡充する方針を明らかにしました。市町村との連携でワンストップで相談に応じる態勢を整え、アンケートや企業訪問による実態把握も始め、必要な行政サービスを検討すると明言しています。2018年（平成30年）からは当法人が委託され当事者を対象とした「ピアサポーター養成講座」を年に一回開催しています。また、子育て支援領域、介護領域両方の専門職職員を対象の支援者講習会も開催しています。

もちろん、こういった行政の支援も大切ですが、当事者に寄り添う支援として民間の団体も動き出しています。その一つが「ダブルケアカフェ」と呼ばれる、共感、共有の場作りです。

「ダブルケアカフェ」の始まりはアンケート調査で知り合った当事者の方々に声を掛けて開催した座談会でした。その場には子育て支援者と地域包括支援センターの方にアドバイザーとしてご参加いただき、ざっくばらんに悩みや想い、普段はあまり話さない胸の内を話せる場として準備しました。皆さん初対面でしたが、そこは似た境遇である者同士の共感が生まれ、涙あり笑いありのとても有意義な場になったそうです。私は参加出来ませんでしたが、参加した当事者の友人にその話を聞き、当事者にとって共感の場の必要性を強く感じました。その友人は在宅介護を始めて間もなくで大きな不安を抱えていましたが、他の当事者と出会えたことでこれからの生活に使えるヒントと、自分だけではないという安心感を得たと話してくれました。

その後、先生方や協力者の方からの後押しもあり、私が地域で運営している活動拠点でダブルケアカフェを開き、すぐ近くに住む方も参加してくれました。その当事者はダブルケアの相談にのってくれるところを探し社会福祉協議会にたどり着きました。その職員が偶然、私たちの活動を知っていて紹介してくれたそうです。すぐ近くに当事者がいたことは驚きであったと同時にダブルケ

アは特別なことではないという確信にもなりました。これは一度だけの会で終わらせてはいけない、継続して続けることに意味があると考え現在でも「おしゃべりカフェ」という名前で定期的に開催しています。



図4 ダブルケアカフェの様子

私たちが大切にしていることは話しばなしにしないこと。ただ話を

聞いて「へー、そうなんだ。大変だね」だけではなく、その当事者にとって少しで改善のヒントになるような「お土産」を持って帰って欲しいと考えています。例えば、参加した当事者を悩ませていたのは介護している実母の服薬管理でした。特にショートステイという短期間の宿泊介護サービスを受けるときは大変でした。ただでさえ着替えや身の回りの物の準備があるのに、毎日飲む薬を都度都度に分けて準備しなくてはならないのです。数種類の薬を朝昼晩と分け、日にちと名前を書くのは細かく面倒な作業です。しかも間違えないように気を使います。その話をカフェでしたときに参加していた他の当事者が言いました。「それって薬局に言えば一包化してもらえるよ。」つまり、調剤薬局でお願いすると一回分ずつ分けて一包みにしてくれるというのです。調剤薬局によりますが、名前や日にちを明記してくれるところもあるそうです。その話を聞いた時の彼女の顔を私は今でもハッキリと覚えています。知っている人にしてみれば大したことがなくても、そのことを知ったことで悩みが解消された本人にしてみれば負担が一つ減ったことが本当に嬉しかったのだと、困惑から笑顔に変わった表情で分かりました。

カフェでは泣きながら子どもへの申し訳ない気持ちを話す人もいれば、義理の親の介護ですり減って辛いと愚痴を言う人もいます。大抵の方は話せる相手がおらず、誰かに話したのは初めてだと仰います。話すことで自分の気持ちに気付いたり、考えや思い、状況が整理出来たりして帰るころには表情が明るくなっています。そして、自分は一人ではない、ダブルケアをしている仲間がいることに勇気付けられるのです。

そして現在では岩手奥州ダブルケアの会を筆頭に香川県坂出市や愛知県名古屋市、東京都調布市などでもダブルケアカフェが定期開催されています。また、私たちはダブルケアカフェを始めたい方々の支援もしています。当事者への支援の一つとしてダブルケアカフェがあるのが特別ではなく、どこの地域にもあ

ることが大切だと考えているからです。

### ダブルケアは磁石である

ダブルケアの当事者の方と話して気付いたことがあります。それは、子育てのことも介護のことも知っているということです。育児と介護を同時進行しているのだから当たり前だと感じるかもしれませんが、実はこれは縦割りで支えられていることを当事者によって横へ繋げているということでもあるのです。

当事者は地域では色々な顔を持っています。子育て中の保護者であり、介護をする介護者でもあります。介護カフェへ参加していれば顔見知りの高齢者や介護者がいます。地域の子ども会や学校の活動に参加している場合は子育て世代の仲間や地域の知り合いがいます。どちらも緩やかに繋がっている当事者は両方の世代を繋げる磁石でもあるのです。

核家族化が進み、昼間の町は高齢者と子どもの姿ばかりが目立ちます。共働きの子育て世代は昼間の町には不在だからです。この両世代が繋がりお互いに緩やかに見守れることができたなら理想的ですが、実現するには間に入る存在が不可欠です。その役割をダブルケア当事者は自然と果たしているのです。

また、ダブルケアの支援は横断的であることが必要ですが、行政支援などは管轄部署が違うことで連携がなされていないことが多々あります。例えば当事者からよく聞くのは窓口のたらいまわしです。育児をしているから介護サービスを受けたい、介護をしているから育児支援をしてほしい。このことを同じ窓口では相談できないことが多く、それぞれの窓口で何度も同じ話をしなくてはならないのです。こういった当事者の声を受けて縦割りながらも連携を試みる支援側も少しずつですが増えてきています。

### まとめ

私が出会った当事者の皆さんは一律にこう言います。『子どもがいたから乗り越えられた。』介護や育児は身体的な負担や精神的な辛さなどが注目されがちですが、その中で子どもの成長や優しさに支えられます。いつの間にか成長した我が子が辛さを和らげ、時には一緒に介護をしてくれることもあったといいます。これは息子自慢ですが、今では自然に高齢者に座席を譲ったり、小さな子の面倒をみてくれたりします。

また『人生の最後の時間に向き合うことが出来て良かった。』という話も聞きます。自分が大人になってからはなかなかゆっくり話す時間が持てなかった

が、介護をしてことで色々な話が出来、看取る準備ができたと話してくれた当事者がいました。

マイナスなイメージがあるダブルケアは介護や育児を通して家族をくっつける磁石でもあるのかもしれませんが。

これからの超高齢化社会は横の繋がりがとても大切になっていきます。自分の住む地域を支えるのは他人ではなく自分たちです。私は決してダブルケア当事者だけを助けて欲しいわけではありません。『ダブルケア』を切り口に自分の住む地域を家族を友人を見直してほしいと思っています。そして自分事として捉えて出来る事からはじめてもらいたいと願っています。

### 資料提供

横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授相馬直子氏及び英国ブリストル大学山下順子講師の共同研究発表資料より

ダブルケア調査研究は、日本学術振興会科学研究費（基盤B）「東アジアにおける介護と育児のダブルケア負担に関するケアレジーム比較分析」（研究課題番号24310192）の助成、ならびに、横浜国立大学経済学部アジア経済社会研究センターの助成を受けており、その研究成果の一部である。

1

2

3

4

5

6

7

公  
募  
論  
文  
参  
考  
資  
料



## 子育て×虐待対策 ～手を挙げるその前に～

武庫川女子大学 文学部 心理・社会福祉学科 教授  
倉石 哲也

### 【プロフィール】 くらいし てつや

武庫川女子大学 文学部心理・社会福祉学科 教授

神戸大学大学院人間発達環境学研究科博士後期課程修了（学術博士）

カリフォルニア大学バークレー校客員研究員（2007～2008）

専門は、児童家庭福祉論 困難を抱える家庭への支援モデルの開発

阪神大震災では避難所での子どもの心のケアを西宮市内10箇所で開催し、ボランティアさんと実施。2001年より神戸市総合児童センターや拠点児童館で「就学前から思春期までの子育て講座」を主宰し、これまで出会った保護者の方は1000名あまり。

#### ◇主な著書

- ・「保育現場における子ども虐待対応マニュアル」中央法規 2018
- ・「保育を変えるチーム力の高め方」中央法規 2019
- ・「子ども家庭支援論」ミネルヴァ書房 2020

#### ◇主な社会活動

大阪府社会福祉審議会 児童措置審査部会 委員

兵庫県子どもセンター（児童相談所） 児童虐待総合対応専門員

### はじめに

2019年6月の国会で「体罰禁止に関する法律」（改正児童虐待防止法）が成立しました。この法律は2020年4月より施行されますが、それに伴い、たとえ親であっても「しつけと称する体罰」は禁止されます。この法律の施行によって、「言って聞かないからたたいて理解させているのに、たたくことができなければ子どもに言うことを聞かせられない」とか「私は親からたたかれたことをよかったと思っている」と子育てに困惑する親が増えているようです。

親による子どもへの体罰は、虐待に発展する可能性を含め見過ごすことはできません。本稿ではこの機会に、体罰のない子育てと虐待予防について、保育の現場で何ができるのか考えてみたいと思います。

## 1. なぜ手を挙げるのか？

### (1) 体罰を肯定する考え

日本社会ではいまだに体罰容認論が存在しています。教育や保育の現場では限定的な体罰が‘必要である’と考えられているのではないのでしょうか？限定的とは、自傷他害の恐れのある、指導上やむを得ないと判断される、あるいは痛みがわかる方が子どもの心が育つといった個人的な信念に基づくものです。体罰容認論の背景には軍国主義の身体教育、訓練や鍛錬があると考えられています。また武道や茶道、華道に至るまで「道」には身体美が付加されているため、しつけと称して姿勢や態勢を整えるためにたたくといった行為が正当化されていたと考えられています。これを「身体教育文化」と呼び、教育の分野では特に教える側と教わる側に支配的な関係が出来上がりやすいと考えられています。文部科学省では、教員による体罰禁止の指導の一環として、学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例を示しています。(文部科学省HP)

では子育てで体罰は行われていたのでしょうか？ 古来、子どもは労働力の一部で大人の所有物という考えが広く一般的でした。1989年国連人権委員会によって「子どもの権利条約（日本は「児童の権利条約）」が発効されるまで、多くの国でしつけの一環として懲戒や懲罰があったとしても不自然ではありません。

### (2) ‘愛のムチ’の内在化

体罰を愛のムチであるかのように有効な子育て手段として考える大人がいることは事実です。‘たたかれたことで目が覚めた’、‘今あるのは親から受けた厳しいしつけのおかげだ’、‘子どもを思えばこそで、たたくのは親の愛情だ’という考えはまだまだ大人の側に存在しています。過去の子育てを否定するものではありませんが、‘愛のムチ’を子どもは決して喜んで受け入れているわけではありません。体罰を受けたその時には、体の痛み、恐怖、悔しさ、ダメな自分といった感情が身体と心に沁みつくのです。‘愛のムチ’といえるのは、‘地震（災害）に遭遇したことで、結果的に家族の絆が深まった’と思うのと同じです。地震や災害にあった時には身も心も不安や恐怖に支配されていたはずです。精神的に安定している現在の自分が昔を振り返る際に抱く思いであり、現在の感情が過去の感情の解釈を変換しているのです。

### (3) 記憶の再現

親にたたかれたり怒鳴られたりした記憶は、自分が受けたのと同じような状況に置かれたときに映像（体罰を受けた場面）のように蘇ります。映像はまるで再現ドラマのようにその時の恐怖心、羞恥心、悔しさや怒りといった負の感情を現在に呼び覚まします。体験した負の感情については、信頼できる身近な他者に話しをして受け容れられていれば、拡大しません。しかし、誰にも話せず負の感情を自分の中で抱えていると、それは子どもに向きます。たたかれたときと同じような場面で、衝動的に怒りが込み上げてくる理由の一つと考えられます。

### (4) 大人の体罰への意識調査

大人の体罰への意識については、子ども支援専門の国際NGOである公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン（Save the Children）が2017年に全国調査を実施しています。全国2万人の大人を対象に、子どもに対するしつけのための体罰等に関する意識と、1030人の子育て中の親や養育者には実態を把握するために、体罰等に関する意識・実態調査を実施しています（報告書『子どもの体やこころを傷つける罰のない社会を目指して』2018）。

調査の結果では、子どもに対するしつけのための体罰を容認する大人は56.8%であるのに対し、体罰は決してすべきではないと考える大人は43.3%に留まっています。しつけのために子どもをたたくことをについて「たたくことをすべき」であるとの回答が60.0%であるのに対し、「決してすべきではない」との回答は40.0%となり、どちらも体罰を肯定する考えが、否定する考えを上回っていました。しつけのために子どもをたたくべきだと回答する理由別では、口で言うだけでは子どもが理解しないから（42.8%）、その場で問題行動をやめさせるため（23.6%）、痛みを伴う方が子どもが理解すると思うから（20.6%）でした。

さらに子育て中の1030人の親に、あなたはたたいたり怒鳴ったりせずに子育てをしていますか、と質問した回答では、たたいたり怒鳴ったりせずに子育てをしている（34.7%）、たたいたり怒鳴ったりせずに子育てをしたいし、その方法も知っているが実践は難しい（33.4%）、子育てでたたいたり怒鳴ったりすることはあるが、しない方法があれば知りたい（27.5%）でした。

調査結果から、体罰を肯定する大人が多いこと、体罰を否定しつつもお尻や手をたたくことを子どもに言うことを聞かせるための罰として肯定する大人が

1

2

3

4

5

6

7

公衆論文  
参考資料

多いこと、そして、たたかない子育てをしたいが実践が難しい、たたかない子育ての方法を知りたいと願う子育て中の親が多いことが明らかになりました。

## 2. しつけとは何か？－体罰との違い

しつけは漢字で「躰」と「仕付け」と書きます。「躰」は身を美しくすること、つまり身だしなみや立ち振る舞いを良く（美しく）すること、行儀作法を心得ることというように、その社会において受け継がれた習慣や文化に合わせて行いを見映え良くすることです。古来、士農工商の階級社会では、女性（女児）は「躰」が施されることによって武家社会での威厳を保ち、庶民は上の階級の男性から見初められ、上級するための手段（農家の娘が武家や庄屋に嫁ぐような）として「躰」が考えられていました。

一方、「仕付け」は仕えること、手伝いや与えられた仕事ができるようになることを指し、人が自立するためにできるようになることを増やすという意味があります。古来の農村社会等では家内工業が中心で、子どもは労働の担い手として期待されていました。家内で仕事がない場合は奉公に出され、やはり早くから労働することが当たりの世の中でした。労働をするためには、体力だけでなく身だしなみを整え（身辺自立）、対話（コミュニケーション力）や読み書きそろばん（技術＝勉強）ができることが期待されていました。現代社会で親が子どもに「躰」や「仕付け」に一所懸命になるのは、こういった古来の社会的な伝統が受け継がれていると考えてもよいでしょう。

英語でしつけはdisciplineやtrainingになり、訓練や鍛錬、練習といった意味を持ちます。英語訳からしつけを考ええると、しつけも仕付けも一朝一夕にできるようになるものではなく、繰り返し練習することが重要になります。練習と考えれば、しつけは失敗や後戻りを繰り返しながら、やってみようという気持ちを持続させ反復する行為によって獲得されるものだと理解できるでしょう。

身だしなみを整えることや自立に向けてできることを増やすのは、子どもにとって並大抵のことではありません。子どもがやってみようという動機を持ち、自分でできるようになるために必要な前提条件について考えてみましょう。森田（2003）はしつけを自立のために行うものと定義しています。そして子どもが自立するために必要なしつけについて提唱しています（図1）

- ① 子どもが安心・安全だと思うようにする
- ② 子どもを肯定する
- ③ 子どもの自分への自信を育てる（自己信頼感を育てる）
- ④ 子どもが自分で選べるように援助する
- ⑤ 子どもの‘できない’を保障する
- ⑥ 親が落ち着くことが大前提

図1；子どもを自立させるためのしつけ

### 3. 体罰を考えるー‘人の痛みがわかる’の誤解

体罰とは子どもに身体的心理的な痛みを負わせる罰のことをいいます。罰とは望ましくない行いの「報い」として、あるいは望ましくないことや禁止されていることをやろうとする行動を「抑制」するために加えられる矯正力の強い行為です。罰を受けた子どもは‘自分が悪いから怒られた（たたかれた）’と自己の否定を伴い、‘痛い思いをした辛い（惨めな）自分’というように自己への尊厳を低める可能性があります。

罰を肯定する大人は、「痛みが分かる方が人を思いやる子ども（人間）になる」からとか「痛みの分かる人間になって欲しい」と罰する理由を言います。しかし、果たしてそうでしょうか。人は痛みを受けないと人の痛みが分からないのでしょうか？ 小さな子どもでも注射をされている子どもを見たり、人が痛そうにしている場面を見ると顔をしかめたりそむけるような行動をします。怖い場面でも同じです。怖い体験をしていなくても本を読んで地獄を想像し怖くなるのです。人の痛み（痛さ）が分かるというのは「想像する力」や「共感する力」が備わっているからなのです。想像や共感する力は、子ども自身が「安心・安全」を感じている環境で身につくものです。自分の感情が不安定な状態では人の立場や経験していることを想像する余裕がありません。安心・安全な環境は子どもが様々な力を獲得するための心の余裕を作り出すのです。

自分が大切にされているという心と体の感覚を身に付けるからこそ、逆の状態つまり痛みや悲しみ、苦しみといった心情に想像力を持ち、労わりの気持ちが生まれるのです。痛みを体験すれば人の痛みが分かるようになるかもしれませんが、しかし、自分の痛みと比較をしたり、逆に痛みに関心を持ってしまったり、あるいは同じ痛みを感じさせようとするなど、弊害の方が大きいのです。「自分がされたら嫌なことは相手にもしないようにする」のも大事ですが、「自分がしてほしいことを相手にもする」という人に育てるといった意識が大人には

必要なのでしょう。

人間には体験していなくても（体験していないからこそ）想像し共感する力が備わっているのです。

#### 4. 人はなぜ体罰をするのか？

では、人は何故体罰をするのでしょうか。親から子どもへの体罰で考えてみましょう。体罰が起きる要因は様々ですが主に1つは「衝動性」、2つは「自分の受けた体験」、3つは「支配的な関係」、4つは「依存性」、そして最後に「他の方法を知らない」が考えられます。

##### (1) 衝動性（怒る、たたく）

衝動は性格とも考えられがちですがストレスも関係します。川瀬他（2019）が乳幼児を持つ母親に行った調査結果からは、母親のストレスをもたらすライフイベントは、①母親の仕事に関する出来事、②家計に関する出来事、③家族構成など家庭に関する出来事、④夫婦関係に関する出来事でした。また日常的なストレスイベントは①行動制限、②子どもを巡る突発的出来事、③子どものしつけ、④夫婦関係でした。ライフイベントのストレスが消化されないまま溜まっていくと、溜まったガスに引火し爆発するように、衝動的で発作的な行動が出現します。これがたたく行為や暴力的行動です。日常的なストレスは自覚し、話を聴いてもらう、運動をする、セルフケアに少しでも時間を割くなど意識的に行動することが必要です。自分は自分でしっかり子育てができるのだ、という自己受容の意識も支えとなります。

##### (2) 自分の受けた体験（たたかれたことがある、たたかれてきた）

2つには自分がたたかれた、体罰を受けてきた体験です。子どもの頃の体罰の体験は記憶の中に閉じ込められていますが、類似した状況が何らかのきっかけで鮮明に思い出される場合があります。記憶は五感で思い出されることがあるため予測できないことが多く、突然記憶が蘇り動揺する気持ちはコントロールができません。自分が受けた恐怖や、恐怖を感じた大人への怒りが目の前にいる子どもに向くのです。自分が体罰を受けた体験は、痛みに加えて辛さや惨めさ、恥ずかしさといった感情を伴うために人には話しにくく、心の内側に抑圧しています。抑圧され溜まったストレスが何かのきっかけでふたが外れ暴発するのです。体験を話すことは大切ですが、話せない場合は、その時自分ほど

うして欲しかったのか（親に謝ってもらいたかった等）を具体的にイメージします。体罰や恐怖を感じさせた親を許すことは難しいかもしれませんが、体罰の代わりに自分にしてほしかったことを想像することができれば、気持ちが和らぐ可能性があります。

### (3) 支配的な関係に頼る

3つは支配的な関係です。支配的な関係は、自分の考えを相手にわかりやすいように主張（アサーション；Assertion）したり、相手の意見を理解しようとする同じ立場に立ったコミュニケーションが難しい場合に陥りやすくなる関係です。親子の場合は、親の思いや考えを子どもが理解しやすいように話そうとしたり、子どもの思いを理解しようとする姿勢が対等な関係です。しかし、子どもを甘えさせてはいけなく、親（大人）の沽券にかかわる、親（大人）は尊敬されなければならない等の考えに支配されていると、対等なコミュニケーションは難しくなります。子どもに命令し何としても言うことをきかせようとする関係ができあがるとそれは体罰の温床となります。

### (4) 依存性の強さ

4つは依存性です。体罰は暴力です。暴力を伴う行為は、一瞬相手を黙らせる、言うことを聞かせるために有効で、その快感によって暴力的行為が強化（繰り返させてしまう）されるのです。暴力によって得られた快感が忘れられない、つまり依存してしまうのです。暴力をふるった人は後で自分を責めますが、自分を責める辛さ（イライラ感）から逃れるために、一瞬の快感に頼ってしまうのです。「手の甲をたたく」、「お尻をたたく」といった行為を、言うことをきかせるために有効な手段だと考えている親は意外と多いのですが、この中には体罰への依存性が強い親も含まれていると思われます。（図2）

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①大人の感情のはげ口である</li> <li>②恐怖心を与えることで子どもをコントロールする</li> <li>③即効性があるので他のしつけの方法がわからなくなる</li> <li>④しばしばエスカレートする</li> <li>⑤見ている他の子どもにも深い心理的ダメージを与える</li> <li>⑥取り返しのつかない事故を引き起こす</li> </ul> |
|---|

図2：大人が依存する体罰一体罰とは何か？（森田2003）

(5) 他の方法を知らない

最後の「他の方法を知らない」は、他の方法を知らないから体罰に依存をしてしまうのです。子どもが親のいうことを聞かない状況は、親にとっては自分の行動に制限がかかっている状況でし。そのためにイライラは起こりやすいでしょう。突発的にたたいたり、脅し等に頼ったりしたくなる場面です。簡単なことではありませんが体罰以外にできる行動、具体的には深呼吸をする、水や食べ物を口に入れる、歌う、電話する（話す）、離れる（距離を取る）などを普段から意識することで、少しずつ依存性が和らぐ可能性があります。

## 5. 子どもの権利を守るー子どもの権利とは

(1) 子どもの最善の利益

体罰から子どもを守るためには、子どもが有する権利について考えることが必要です。ここでは子どもの最善の利益について考えてみます。「最善の利益」とは1987年に国連で批准された「子どもの権利条約」の核心で、子どもを守り育てるための全世界共通の基盤が示されたものです。わが国では「児童の権利条約」として1990年に定められました。その後、2018年の児童福祉法の改正によって児童の権利条約は法律に明文化されます。法改正された児童福祉法第1条「児童福祉の理念」では、「全ての児童は児童の権利に関する条例の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保護されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する」と、児童が権利の主体であることが規定されました。

条文にある‘児童の権利に関する条約’に示された子どもの最善の利益は大きく二つになります。1つは「成長発達に合った関わりがされること」であり、もう一つは「意見表明、感情表現の自由」になります。

「成長発達に合った関わり」とは、子どもは年齢によってできることできないことが顕著です。そのためにできることを促し、できないことを許すという大人の関わりが必要になります。つまり、子どもの‘できない’を保障するのは愛着に通底するもので子どもの成長発達のために重要な大人の関わりとなります。

「意見表明、感情表明の自由」は、子どもの表出、表明を認めることです。子どもは自分の考えを言葉で説明できるようになるまでに相応の時間を要します。それまでは泣く、わめく、いじいじする、たたく、蹴る等と言葉にすること

とができない思いを行動で表出します。大人は子どものネガティブな感情表出につきあうと感情は揺さぶられますが、辛抱強い見守りが必要です。しかし、子ども以外の家庭内のストレスや自身の退職、休職、復職にまつわる考え事や経済的な不安などが重なると子どもの感情表出をきっかけとして、怒りのマグマが爆発するのです。

## (2) 子どもの権利としての愛着形成

愛着 (Attachment) はジョン・ボウルビー (John Bowlby) によって導き出された概念で「子どもが不安や危機を感じた時に、特定の養育者との間で、情緒的な安定を取り戻すこと」を指します。乳幼児期の子どもは幼児性万能感で楽しいことを思う存分行い自己効力感を獲得します。一方で不安に晒されることも多く、絶えず養育者の存在を必要とします。不安や怖さ、悔しさ、悲しさ、怒りなど様々な不安を感じると、子どもは泣き、怒るなど負の感情を表出します。安定している養育者は子どもの負の感情を理解し受け止める等、自身の感受性と応答性を活用し子どもの負の感情を鎮めます。こうすることにより、子どもは自分が守られている、守られる存在である、周囲は助けてくれると自分と他者、自分を取り巻く環境に「安全と安心の信念」を獲得できるようになるのです。今日の研究では、安全と安心の信念体系を抱くことができると、その子どもは「非認知能力」を促進させるとも考えられています (遠藤2018)。子どもの怖いこと、できないこと、失敗したことは、その時に生じる負の感情を大人に理解され許されることで、自分や他者への信頼感を獲得する信念に転じることでできるのです。子どもは、できないことや失敗を支えられることによって安心感を抱き、次の挑戦に臨めるようになるのです。

このように、子どもの最善の利益が保証され、子どもの権利が擁護されるのは、理念に留まらず、愛着形成といった子どもの生涯に亘る発達にプラスの影響をもたらす極めて重要な考えであることが理解できると思います。

## 6. 保育教育の現場で手を挙げていませんか？

子どもの発達成長に関わるのは親・保護者だけではありません。保育・幼児教育に携わる専門職として保育士・幼稚園教諭等は子どもの人権擁護について理解する立場にいます。(以下は保育者、保育現場で表記)

果たして保育現場では子どもの人権擁護が尊重されているでしょうか。親と同じように、保育者も子どもへの思いが強すぎるがために、子どもに厳しい口

1

2

3

4

5

6

7

調や体罰に至ることが起きないとは言い切れません。

### (1) 子どもの人権を擁護するためのチェックリスト

全国保育士会では、保育者が「子どもを尊重する」ことや「子どもの人権擁護」について意識を高め、自らの保育を振り返ることを目的とした「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト～「子どもを尊重する保育」のために～」を2017年に作成しています。チェックリストは、1. 子ども一人ひとりの人格を尊重しないかかわり、2. 物事を強要するようなかかわり・脅迫的な言葉がけ、3. 罰を与える・乱暴なかかわり、4. 一人ひとりの子どもの育ちや家庭環境を考慮しないかかわり、5. 差別的なかかわり、の5項目について、一日の保育の流れの場面の中で「良くない」と考えられるかかわりを具体的に挙げたうえで、‘あなたの保育では（起きていませんか）’と保育士に問いかけています。本稿のテーマである体罰に係るのは、3. 罰を与える・乱暴なかかわりです。ここでの保育場面の例示は、①子どもの人数をチェックする際、子どもの頭を手でたたくようにして人数を数える、②並ぶときなどに、子どもの自発的行動を待たず、腕を掴んで引っ張る、③子どもを注意する際に、「だめよ！」と言って子どもの手をたたく、④なかなか眠らない子どもに布団を頭からかぶせるなどして強引に押さえつけ、パンパンと強く布団をたたき、⑤保育者が子どもに注意をしたが、言うことを聞かなかった子どもに対し、廊下に立たせる、散歩に行く際に置いていこうとするなど罰を与える、と例示されています。保育場面で起こりうるこうした行為は、「子どもの人権擁護」の視点に立つと、いかなる理由があっても認められないのです。

### (2) 保育者による体罰等の不適切な関わり

このように全国保育士会では、体罰禁止に関する積極的な取り組みが進められているところですが、残念ながらここ数年で保育者による子どもへの体罰がマスコミ等を通じて報道されるようになっていきます。

2019年8月には西日本の保育園で職員34人中12人が、ブロック等で危険な遊びをしていた子どもを注意する際に、子どもの手や尻をたたきといった不適切な保育＝体罰があったことが報道されています（毎日新聞2019年8月26日）。筆者は「保護者による体罰の禁止」に関する研修を担当した際に、参加された保育者の方から「自園では、子どもが嫌がるのに無理矢理に口に押し込んで食べ

さそうとする保育者がいます。これは虐待でしょうか？」と質問を受けました。子どもの嫌だと表明した意思を尊重しない関わりは、子どもの権利を擁護しておらず、不適切な関わりであることは明らかです。

保育制度の改革が進む中、現場の保育者は多忙で疲労やストレスも溜まりがちです。しかしそれは体罰を許容する一片の理由にもなりません。保護者の体罰を無くすためにこれから保育者に期待される役割は大きいはずで、保育者自らも「子どもの人権擁護」について改めて考える時期が訪れていると考えるべきでしょう。

## 7. 子育て支援の方向性

全ての親が、子どもに手を挙げることなく、体罰に頼らない子育てができるようになるために、これからの子育て支援の方向性を考えてみましょう。

### (1) 「体罰に頼らない適切な関わり方」を伝える方法を考える

体罰等の禁止に関する法律が施行されることになり、子どものしつけや子育てに悩む保護者が増える可能性があります。保育所は子育てに不安を抱える保護者を支える責務があります。ではどうすればよいのでしょうか？ 体罰はダメです、子どもをたたいてはいけません、と禁止ばかりをすれば保護者は混乱します。また、もっと優しく接してあげましょう、言葉で理解できるように言葉がけを多くしましょう、と促してもどうすればよいのか不安になる保護者も出てくると思われま。

厚生労働省では「体罰等によらない子育てのために」(素案)を作成し、体罰に該当する行為と、体罰に至らないようにするための子どもの接し方と親自身のポイントを示しています。子どもの接し方は、子どもの気持ちを受け止める、行動に注目して肯定的・具体的に話す、望ましいことをしたら褒める、一緒にリハーサルをする、注意をそらす等です。親自身のポイントは環境を整える、発達段階を理解する、家事分担・時間の使い方などを見直す、クールダウンの方法を見つける、一人で抱え込まない等です。(https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000573078.pdf#search)

指針(ガイドライン)に示されているいずれの内容も保育所で保育士が大切にしている子どもへの関わりです。保育所では体罰に代わる子どもへの関わり方の宝庫なのです。保育者はそのことを自覚し、当たり前だと思う接し方を混乱し不安になっている保護者の立場に立って、わかりやすく具体的に示してい

く必要があります。文字情報ではなく、絵や図に描くことで理解がしやすくなると思います。

## (2) そもそも子育ては一人でできるものなのか？—共同養育という考え方

‘親だから子育てできて当たり前’という考えが現代社会では浸透しています。果たしてそうでしょうか。特に専門職ほどそういった考えに陥っているのではないのでしょうか。

人間の赤ちゃんは「生理的早産」の状態で生まれます。赤ちゃんは泣くことしかできず、四六時中大人のケアを必要とします。6か月ほど経つと自分で動くことができるようになり、12か月ごろに自立歩行が可能になります（個体差あり）。本来は20か月ほど子宮にいる必要があったのですが、人間（ヒト）が二足歩行に進化する過程で、赤ちゃんの体重が重力に耐えられず未熟な状態で生まれてくるようになったと考えられています。こうした生理的早産の赤ちゃんの状態に加えて、女性は一年に1回赤ちゃんを出産することができる身体作りになっています。一年に一度、四六時中ケアが必要な赤ちゃんが生まれてくるという状況は、とても親が一人で子育てができる状態ではないと考えてよいでしょう。もちろん、近代社会では計画的な出産と子育てができるようになってきました。しかし、生まれた赤ちゃんが四六時中ケアを要することに変わりはありません。

母親が一人で子育てをするためには、その母親を支える仕組み、つまり母親を支える手が周りに沢山あることが条件になります。母親を支える多くの親たちと一緒に子育てをする状態を「共同養育」といい、人類は古来、共同養育を行っていたと考えられています（NHK2016）。共同養育の仕組みは、現代の「地域子育て支援拠点（事業）」にとってかわったのかもしれませんが、拠点がたくさんでき、子育て中の親同士が集まることができたとしても、「親は一人で子育てできて当たり前」から「母親にはたくさんの支え手が必要」と考え方に変わらなければ、母親の緊張感が高まる一方でしょう。「頼っていいんだよ」、「一人でできることとできないことがあるよ」、「完璧にしようとしなくていいんだよ」といった専門職による声掛けによって共同養育の場を作り出す必要があります。

## (3) 産後ケアの重要性

妊娠期から出産後数ヶ月は子育てのイメージが転換する時期だと言われている

ます（数井2005）。妊娠期には肯定的な子育てのイメージを持っていても、分娩・出産を経て身体的にも精神的にも負担が大きくなり、子育てを苦痛に感じる時があります。「自分の育て方で合っているのかなと考えていたら、どんどんネガティブになっていった」都市部に住む30代女性のつぶやきです（朝日新聞2019.1.23朝刊）。夫は家事を手伝ってくれるが育児休暇は取れず、日中は母子の二人きりです。孤立した生活は、感情を交流する相手は赤ちゃんしかいません。赤ちゃんを可愛いと思える時は母親も精神的に安定しますが、ストレスが蓄積すれば可愛いと思う気持ちは抱きにくく、子育ての辛さばかりが募ります。

産後ケアの需要は近年高まる一方です。出産後の女性は子育ての不安や重圧でストレスがたまると上にホルモンバランスの変化によって、感情が安定せず抑うつ状態に陥り、夫にすら敵意や怒りを感じてしまうことがあります。出産年齢の高齢化で体調の回復に時間がかかるうえ、妊産婦の親も高齢で育児を手伝えないケースが増えています。産後ケア実践の現場では、経産婦が分娩時の苦痛を誰にも話せないまま早期に退院した結果、「分娩トラウマ」状態に陥ったケースなどがあると報告されています（郷原2019）。予定日に出産することが可能となり、医療スタッフは「経産婦」に「早期退院」を促します。しかし、本人は出産・分娩による心身の疲労だけでなく、分娩時の辛さを誰にも話せないまま（祝福の渦の中に置かれてしまい話せない）、日々の育児に埋没し、気づくと不眠や涙が止まらない不安定な状態から、産後ケアに駆け込んでくるのです。

就職や結婚を機に慣れ親しんだ土地から離れる若者層も多く、地域子育て支援拠点などを利用する親は、自分の育った街以外で子育てをする‘アウェイ育児’（全国ひろば連絡協議会調査）の層が多いと言われています。このように産後の「孤立」が必然になり虐待や心中へとつながるリスクも徐々に高まっているといえ、産後の孤立や不安を解消する産後ケアの体制が期待されています。

#### (4) 地域子育て支援と利用者支援の方向性

1990年代に国により地域における子育て支援の事業化が示されました。少子化対策を経て子ども・子育て支援法等の成立により、現在では全国の自治体で地域子育て支援拠点事業が整備されるようになりました。また2016年から利用者支援事業が開始されました。利用者支援事業を、地域子育て支援と母子保健を一体化させる枠組みで構築し子育て包括支援センターとして整備している自

治体もあります。

今後の支援方向性としては大きく2点が確認できます。まず一つは妊娠期から支援です。妊娠から出産を経て就学前までを一体的に支援するものです。もう一つは地域で親子を支援すると共に、必要な支援に親と子どもをしっかりと結び付けていこうとするものです。保育者をはじめ子育てに携わる支援者は、保護者のニーズと地域のサービスをマッチングさせるコーディネーターの役割が期待されるようになりました。マッチングを行うために、コーディネーターには的確なニーズの把握をすることと地域のサービスや利用できる資源に熟知していることが求められます。

体罰に頼らない子育てのニーズを抱える保護者が増える中で、マッチングできるサービスや資源は地域にどの程度あるでしょうか。保育所、認定こども園、幼稚園等の子育て支援施設に携わる施設や機関は、地域の資源として「体罰に頼らないための子育ての方法」について積極的に情報提供する責務があります。

### <引用・参考文献>

- 遠藤俊彦（2018）アタッチメントが拓く生涯発達 特集最新・アタッチメントから見る発達 発達153 Vol.39 2-9
- 郷原寛子（2019）助産所で実施される産後ケアの実際 武庫川女子大学大学院臨床教育学研究科修士論文
- 川瀬隆千・立元真・野崎秀正・後藤大士・岩切祥子・坂邊夕子・岡本憲和（2019）母親のメンタルヘルス阻害要因と促進要因～メンタルヘルス危機はいつ訪れるのか？～ 宮崎公立大学人文学部紀要 26（1）69-78
- 数井みゆき（2005）親世代におけるアタッチメント 数井みゆき・遠藤俊彦編著『アタッチメント 生涯にわたる絆』ミネルヴァ書房 181
- 厚生労働省（2019）体罰等によらない子育てのために（素案）「体罰等によらない子育ての推進に関する検討委員会」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000573078.pdf#search='%E5%8E%9A%E7%94%9F%E5%8A%B4%E5%83%8D%E7%9C%81+%E4%BD%93%E7%BD%B0%E7%A6%81%E6%AD%A2'> 2020.1.10閲覧
- 文部科学省 学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例 [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1331908.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1331908.htm) 2020.1.8閲覧
- 森田ゆり（2003）「しつけの意味」『しつけと体罰』童話館出版 14-29

NHKスペシャル（2016）ママたちが非常事態!?～最新科学で迫るニッポンの子育て～ 2016年1月31日NHK総合放送

セーブ・ザ・チルドレン（Save the Children）（2018）子どもに対するしつけのための体罰等に関する意識・実態調査報告書「子どもの体や心を傷つける罰のない社会を目指して」[https://www.savechildren.or.jp/jpnem/jpn/pdf/php\\_report201802.pdf#search](https://www.savechildren.or.jp/jpnem/jpn/pdf/php_report201802.pdf#search) 2019.12.1閲覧

全国子育てひろば協議会（2015）地域子育て支援拠点事業に関するアンケート調査2015 [https://kosodatehiroba.com/new\\_files/pdf/away-ikuji.pdf](https://kosodatehiroba.com/new_files/pdf/away-ikuji.pdf) 2019.12.1閲覧

1

2

3

4

5

6

7





# 令和元年度公募論文

---

最優秀賞受賞論文







## いじめの重大事態に係る 調査結果の公表に関する考察

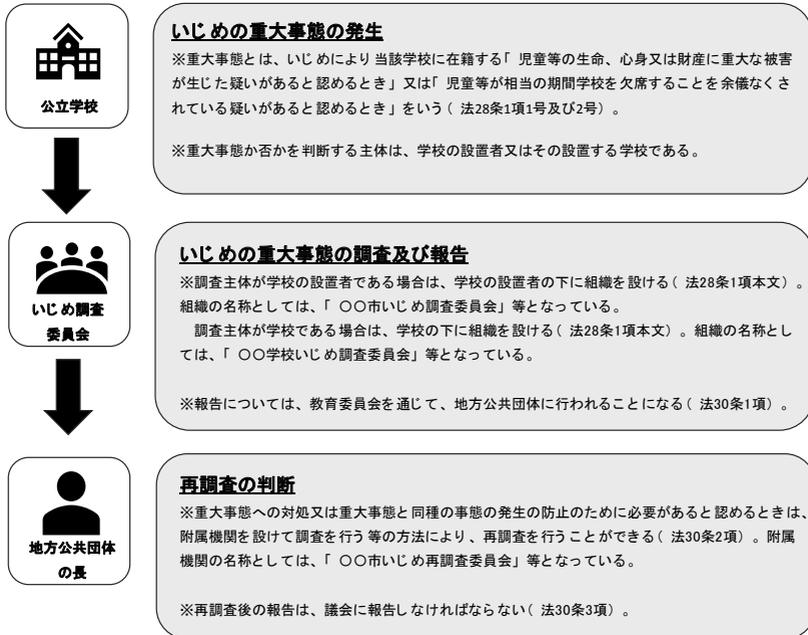
八尾市総務部市政情報課情報公開室  
尾崎 洋之

### 1 はじめに

#### (1) 研究の背景・目的

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）は、公立学校でいじめの重大事態が発生した場合、いじめ調査委員会が調査を行い、いじめの事実関係や再発防止策の調査結果（以下「いじめ調査結果」という。）について、教育委員会を通じて、地方公共団体の長に対し、報告しなければならないと規定する（図1参照）。

図1 いじめ重大事態発生後の調査の流れ（公立学校）



（出典）筆者作成

そして、このいじめ調査結果を一般に公表するべきかという問題が、自治体の職員の頭を悩ませている。公表を行うには、いじめの当事者に対する教育的配慮やインターネット上に当該いじめ事象に関する情報が拡散していることを考慮しなければならない特殊な事情がある一方、社会全体でいじめの問題を共有し、いじめの再発防止に取り組んでいくためには公表する必要性も認められる。

本稿では、いじめ調査結果を焦点にあて、自治体における公表状況や個人情報の保護の考え方の整理を行った後に、公表のあり方について、私見を述べる。

なお、法の施行前に、自治体独自でいじめに関する事案の調査・検証を行っている事例が若干数あるが、本稿は法の施行後における状況の把握を目的とするため、対象としない。また、首長を主体とするいじめの重大事態の「再調査」の結果については、事例数が少なく、いじめ調査結果とは異なる情報が含まれることから、本稿の対象としない。

## (2) 文部科学省の立場

まず、いじめ調査結果の公表に関する文部科学省の立場を示す。

そもそも、いじめ調査結果の公表について、法の明文上の定めはない。しかし、法の公布から約4年後に策定された、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン<sup>1</sup>（以下「ガイドライン」という。）では、「公表するか否かは、学校の設置者及び学校として、事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表することが望ましい。」<sup>2</sup>と記載する。また、当時の柴山昌彦文部科学大臣は、いじめの重大事態について「水面下に埋もれることがないようにすることが極めて重要だ。」と述べており<sup>3</sup>、文部科学省としてはいじめ調査結果は原則公表すべきという立場である。

もっとも、「特段の支障がなければ」という条件を付しているように、場合によっては非公表とすることを文部科学省も認めている。

また、公表を行う内容について、「調査結果の公表に当たり、個別の情報を開示するか否かについては、各地方公共団体の情報公開条例等に照らして適切

<sup>1</sup> 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」平成29年3月 文部科学省[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2019/06/26/1400030\\_009.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/06/26/1400030_009.pdf)

<sup>2</sup> ガイドライン 13頁

<sup>3</sup> 閣議後記者会見（平成31年1月29日）

に判断すること。」<sup>4</sup>と記載している。上記記載の見出しは「結果公表に際した個人情報保護」とあることから、情報公開条例上の非公開事由である個人情報に該当する場合には、当該部分を非公表とするべきという趣旨と考えられる。

### (3) 先行研究・調査

いじめ調査結果の公表に関する先行研究・調査については、①横浜市いじめ問題専門委員会が同市の公表のあり方について詳細な検討を行っているもの<sup>5</sup>、②読売新聞が指定都市、県庁所在市、中核市及び東京23区を対象にアンケート調査を実施したもの<sup>6</sup>、③総務省が任意の37団体から収集した66事案・67調査報告書を分析したもの<sup>7</sup>など<sup>8</sup>がある。以上の先行研究は、本稿を記述する上で特に参考にさせていただいた。

しかし、①は全国のいじめ調査結果の公表状況を分析したものではなく、横浜市としての公表を前提とした調査に留まる。②は対象団体のホームページ上での公表の有無や、公表・非公表の理由をアンケート調査したものに留まり、具体的な公表内容に踏み込んだ分析を行っていない。③は、任意に選択した調査報告書の分析に留まり、いじめ調査結果の公表状況に関する調査を主要な点としていない。

本稿は、上記(1)で述べたとおり、全国のいじめ調査結果の公表状況を分析し、あるべき公表のあり方について、論じるものであることから、先行研究・調査とは異なる研究価値が認められるのではないかと筆者は考える。

## 2 自治体の公表状況

### (1) 公表の定義

本稿でいう公表とは、誰もが容易にいじめ調査結果を取得できる状況を用意することを意味し、具体的には自治体のホームページ上での掲載と位置付ける。

その理由としては、①情報公開請求に基づく受動的な公開では、原則的に請求を行った者しか情報を取得することができず、公表という文言に反する、②

<sup>4</sup> ガイドライン 14頁

<sup>5</sup> 「いじめ重大事態に関する調査結果の公表の在り方について（答申）」平成29年12月11日

<sup>6</sup> 読売新聞（平成31年1月27日）朝刊1面及び3面

<sup>7</sup> 「いじめ防止対策の推進に関する調査 結果報告書」平成30年3月

<sup>8</sup> その他に大津市教育委員会が作成した「重大事態に関する調査結果報告書の公表について」において、同市での公表のあり方について検討したものがあ。内容としては、横浜市いじめ問題専門委員会が検討したものに近い。

法3条3項では「国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指し」と記載しており、連携を行うためには容易に情報共有できなければならない、③情報公開コーナーや市政資料室といった場所での紙媒体による閲覧のみをあえて選択する理由が乏しく、ホームページ上での掲載が技術的に容易であるためである。

## (2) 公表の有無

全国の自治体の内、都道府県、指定都市及び中核市（以下「調査自治体」という。）の125団体に対して、各自治体のホームページ上でいじめ調査結果が公表されているか調査<sup>9</sup>を行った。併せて、新聞・雑誌横断検索機能を活用し、過去に調査自治体でいじめの重大事態が発生しているか確認<sup>10</sup>を行った（表1）。

表1 いじめ調査結果を公表している調査自治体

	重大事態の発生が確認できた自治体		重大事態の発生が確認できた自治体内			
			調査結果を公表している自治体		調査結果を非公表している自治体	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
都道府県	18団体	38.3%	5団体	27.8%	13団体	72.2%
指定都市	12団体	60.0%	10団体	83.3%	2団体	16.7%
中核市	13団体	22.4%	2団体	15.4%	11団体	84.6%
合計	43団体	34.4%	17団体	39.5%	26団体	60.5%

（出典）新聞・雑誌横断検索及び調査自治体のHPを基に筆者作成

上記の結果、125団体中の43団体、34.4%でいじめの重大事態が発生していることが確認できた。水面下に埋もれている事例も一定数存在することが想定されるため、実際には更に高い数値であると考ええる。

いじめ調査結果を公表している自治体は、43団体中の17団体、39.5%であり、少数派であることが確認できた。43団体中の26団体は、文部科学省が原則公表と示しているにも関わらず、非公表という選択をしている自治体が多い結果で

<sup>9</sup> 巻末資料のとおり。

<sup>10</sup> ニフティ株式会社が提供する新聞・雑誌横断検索機能を利用し、「自治体名」「いじめ」を検索キーとして、いじめの重大事態が読売新聞、毎日新聞、産経新聞及び朝日新聞等の検索対象紙誌で取り上げられているか確認した。https://business.nifty.com/gsh/RXCN/

ある。

そして、指定都市>都道府県>中核市の順で、いじめ調査結果の公表割合が高いことが確認できた。区分によって公表割合が異なる要因としては①設置されている学校の種類が異なること、②区分の同一を条件とした相互参照による影響によることなどが考えられるが、詳細な要因の分析は別の機会に行いたい。

また、いじめ調査結果の公表の形態として、①全文について黒塗り処理を行った後に掲載しているもの、②公表版や概要版として別に作成した上で掲載しているものに分かれた(表2)。

表2 いじめ調査結果の公表形態

	調査結果を公表している自治体	調査結果の件数	公表の形態	
			全文	公表版 概要版
都道府県	5団体	7件	1件	7件
指定都市	10団体	15件	3件	13件
中核市	2団体	2件	2件	0件
合計	17団体	24件	6件	20件

(出典) 新聞・雑誌横断検索及び調査自治体のHPを基に筆者作成  
※全文と公表・概要版の両方を公表しているものを含む。

公表の形態として、公表版・概要版が20件と多数に及んでおり、全文を掲載しているものは6件に留まった。ただし、公表版・概要版については、1頁しかないものから40頁を超えるものまで存在しており、記述の細かさが大きく異なる。

次に、なぜいじめ調査結果を非公表としたのかという理由について確認する。前述したとおり、公表・非公表を行った理由に関するアンケート調査として、読売新聞による調査<sup>6</sup>がある(表3)。

表3 いじめ調査結果の公表・非公表に関するアンケート調査

	団体数	回 答		理 由
		件 数	割 合	
公 表	15団体	12件	80.0%	再発防止のため
		5件	33.3%	公表ルールに基づき対応
		3件	20.0%	報道で明らかになったため
非 公 表	26団体	15件	57.7%	個人や事案特定の恐れ
		12件	46.2%	被害者の感情や将来に配慮
		6件	23.1%	公表義務がない

(出典) 読売新聞による調査を基に筆者作成 ※回答の件数は、複数回答

上記調査では、公表の理由として、再発防止のためが一番多く挙げられた。

非公表の理由として、個人や事案特定の恐れや被害者の感情や将来に配慮が上位となった。

公表を巡っては、再発防止という意義があるにも関わらず、個人情報保護や教育的配慮といった点が課題となっていることが確認できた。

以上の結果から、自治体によって公表の判断が異なっており、公表の形態も異なっていることが判明した。もっとも、重大事態の内容や重大性の違い、いじめを受けた被害児童生徒・保護者の意向もあることから、公表の判断が異なることも自然といえるが、ある自治体では幾つもの調査結果を公表している一方、人口規模を遥かに上回り、重大事態が複数確認できた自治体でも全く公表していないことが確認できたので、判断の違いはそれ以上に自治体による裁量による要素が大きいのではないかと考える。

### (3) 公表の内容

次に、ミクロな視点でいじめ調査結果の分析を行うため、調査自治体の内、ホームページ上でいじめ調査結果を公表している17団体（以下「公表自治体」という。）の24件のいじめ調査結果に対して、どのような内容が公表されているか調査<sup>11</sup>を行った（表4）。

<sup>11</sup> 巻末資料のとおり。なお、項目については、氏名、性別、学校名、学年、クラス、部活動、加害児童生徒との関係性、いじめの認定、重大事態との因果関係、対応状況（学校及び教育委員会）、再発防止策、委員名簿としている。いじめの認定と重大事態との因果関係については、調査結果によって、記述の具体性が大きく異なることから、分量の違いについて分けて調査している。

表4 公表自治体におけるいじめ調査結果の公表事項

	公表されているいじめ調査結果の数 (件)	公表されている下記事項の数 (件)						
		氏名	性別	学校名	学年	クラス	部活動	加害児童生徒との関係性
都道府県	7		3	2	7	1	1	1
指定都市	15		8		11		1	2
中核市	2	2	2	1	2	1	2	2
合計	24	2	13	3	20	2	4	5

	公表されている下記事項の数 (件)							
	いじめの認定		重大事態との因果関係		対応状況		再発防止策	委員名簿
	1頁	2頁以上	1頁	2頁以上	学校	教委		
都道府県	3	4	4	1	4	2	7	7
指定都市	7	4	5	2	13	7	13	10
中核市		2		2	2	2	2	2
合計	10	10	9	5	19	11	22	20

(出典) 公表自治体のいじめ調査結果から筆者作成

上記の結果、約8割以上で公表している事項は学年、いじめの認定(1頁と2頁以上を含む。)、学校の対応状況、再発防止策、委員名簿であった。

一方、2割以下での公表となっている事項は氏名、学校名、クラス、部活動であった。

また、いじめの認定と重大事態との因果関係については、非常に簡潔に記載しているものから、一つ一つの行為について、詳細に記載しているものまで、具体性に大きな違いがあった。

一部の自死事案では、亡くなられた児童生徒の氏名まで公表されていることも確認することができた。

### 3 個人情報の保護について

#### (1) 個人情報の照合性について

いじめ調査結果には、いじめの認定に関する詳細な情報や重大事態との因果関係等が記載されているため、個人情報の保護の観点から、公表を行うべきではない箇所も存在する。そして、前述のとおり、文部科学省の立場は「各地方公共団体の情報公開条例等に照らして適切に判断すること」としている。

もっとも、自治体によって情報公開条例の内容が異なることから、一例とし

て、国の行政機関を対象とした行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。）を確認する。

行政機関情報公開法は、個人情報の保護に関する不開示情報として、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定している（行政機関情報公開法5条1号）。

これは、個人の氏名等、それだけで特定の個人が識別される情報だけでなく、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」も個人情報として不開示にする、いわゆるモザイク・アプローチを意味している。

多くの自治体の情報公開条例では、「特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」等の文言となっているが、公開を行った情報だけで個人が識別することができる場合だけでなく、他の情報と組み合わせることにより、個人が識別することができる場合にも非公開とするという点では、行政機関情報公開法と共通している。

そして、上記の「他の情報」については、一般の者が入手しうる情報に限定されるか、それとも特定の関係者であれば入手できる情報も含むのかという問題があり、前者は一般人基準、後者は特定人基準と呼ばれて、学説判例において見解が対立してきた。

特定人基準を用いた場合は、非公開とすべき範囲が広くなり、情報公開の原則に反することになりかねない。逆に一般人基準を用いた場合には、本人の周辺にいる者が情報を取得した場合に、個人の識別がなされ、本人の保護されなければならない権利を侵害されてしまう場合も想定される。

## (2) 近時の裁判例

鹿児島県出水市内の市立中学校の生徒が自殺したとされる事件について、全校生徒を対象に実施したアンケートの回答用紙（直筆）に対する公開判断が争われた事案<sup>12</sup>がある。

判決では、「他の情報とは、一般に容易に入手し得る情報のみに限定される

<sup>12</sup> 鹿児島地裁平成27年12月15日判決（判時2298号28頁）。

ものではなく、当該個人の近親者、地域住民等であれば保有しているか、又は入手可能であると通常考えられる情報を含むものと解するのが相当である。」  
「筆跡に関する他の資料と本件回答用紙のそれとを比較対象とすることによって、回答者を特定することができる」と示し、特定人基準の立場を採用することを明らかにした。

その他にも、情報の性質を考慮し、特定人基準を用いた裁判例や答申が複数存在している<sup>13</sup>。

### (3) いじめ調査結果における照合性

では、いじめ調査結果については、特定人基準の立場にたつて、個人情報の範囲を考えなければならないだろうか。

いじめ調査結果における情報の性質としては、①教育的配慮が必要であること、②事例によっては実名も含めた情報がインターネット上で拡散しているおそれがあることの2点の特殊性が認められる。

①について、いじめ調査結果に含まれる被害児童生徒及び加害児童生徒は未成年者であり、例えば不登校の状態にあれば、いずれは学校に復帰することが望ましい。その際、学校の児童や生徒という特定人に対しても、情報が取得されることによって、学校への復帰に影響を及ぼすことがあってはならない。

また、②について、様々な情報が瞬時にインターネット上に拡散する現代社会では、いじめの被害児童生徒や加害児童生徒の氏名、写真がホームページ上に掲載されることも珍しくない。場合によっては、家族構成や両親の勤務先の情報まで掲載されており、いじめの「まとめサイト」にアクセスすれば、容易に情報を取得することが可能である。いじめ調査結果の公表が、上記のような違法な掲載の契機とならないよう慎重な判断が自治体には求められている。

したがって、いじめ調査結果については、情報の性質から、特定人基準の理解に立ち、個人情報の識別性の範囲を拡大して考慮する必要がある。

### (4) 個人の権利利益として保護すべき情報

また、個人の識別性が否定される情報であったとしても、個人情報として保護されなければならない情報もある。行政機関情報公開法でも「特定の個人を

<sup>13</sup> 名古屋高裁平成15年5月8日判決、内閣府情報公開・個人情報保護審査会答申（平成13年度答申第171号「国籍別難民認定申請書・処理状況の不開示決定に関する件」、三重県情報公開審査会答申（答申第399号）平成25年6月21日、大阪市情報公開審査会答申（答申第319号）平成24年7月23日

識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示事由として規定している。

いじめに関する情報であれば、被害児童生徒のいじめ後の心身の状況や日記、加害児童生徒の反省文などは、マスキング処理等を行い、個人識別性が失われたとしても、公開されることによって、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報にあたる应考虑すべきである。

## 4 公表のあり方について

### (1) 公表の意義

これまで、いじめ調査結果の公表状況及び個人情報の保護について、分析を行った。公表には様々な形態があり、個人情報の保護の観点から慎重に取り扱わなければならない情報であることを確認した。前述したとおり、社会全体でいじめの問題を共有し、いじめの再発防止に取り組むために公表する必要性があると述べたが、具体的にいじめ調査結果を公表する意義について、整理すれば次のとおりである。

- ① 社会全体でいじめの問題を考えていく契機となる。
- ② 風通しの良い教育環境を創りあげる。
- ③ 学校及び教育委員会の反省につながる。
- ④ 委員会の公立性・中立性を確認し、調査結果の信頼性を保つ。
- ⑤ 疑心暗鬼や憶測などを減じさせる。

### (2) 公表の弊害

一方で、いじめ調査結果の公表に関する弊害として、整理すれば次のとおりである。

- ① 関係当事者の個人が特定されるおそれがある。
- ② 日頃の人間関係の状況や内心を知られるおそれがある。
- ③ 被害児童生徒の登校再開や立ち直りの支障となるおそれがある。
- ④ 加害児童生徒の反省や更生の支障となるおそれがある。
- ⑤ 当事者間の関係修復の支障となるおそれがある。
- ⑥ インターネット上での情報拡散とさらなる投稿・転載が繰り返される状況が起こるおそれがある。



### (3) 公表の考え方

#### ア 公表の是非

まず、公表自体を行うかについてである。少なくとも、再発防止策に関する項目については、今後のいじめを防ぐという意味で公表すべきであり、また、委員名簿についても、第三者組織として、公平性・中立性を確認する意味でも公表すべきである。法がいじめの重大事態の調査を学校及び教育委員会に義務付け、ガイドラインにおいて、いじめ調査結果の公表を原則とするとした理由は、いじめ問題の不徹底な事実解明や学校及び教育委員会の隠蔽体質が社会問題となったためである。したがって、公表自体は行うべきと考える。

#### イ 個別の判断

次に、個別の情報に関する公表の判断についてである。上記2(3)で調査した公表事項について、再発防止策及び委員名簿を除き、検討した。

##### ① 氏名

この情報は、個人を特定する情報であり、非公表が望ましい。本稿の調査でも、氏名を公表とした自治体は2団体に過ぎない。公表した事案はいずれも自死事案であり、いじめの事実を風化させないために、公表を望むご遺族の強い希望があり、公表を行ったものと推測する。

##### ② 性別、学年

これらの情報は、個人の特定につながる可能性が比較的低い情報であり、公表することが望ましい。また、本稿の調査でも、性別と学年について、半分以上のいじめ調査結果で公表されている。また、特に性別の違いによって、いじめの対応手法が異なる可能性もあることから、公表する必要があると考える。

##### ③ 学校名、クラス、部活動

これらの情報は、個人の特定につながる可能性が比較的高い情報であり、非公表が望ましい。例えば、学校名だけの情報であっても、地域的範囲を大きく限定する。部活動であっても、珍しい部活の名称であれば、学校名を公表していることと何ら変わらない場合がある。クラスであっても、例えば「10組」というクラス名であれば、地域的範囲を大きく限定すると考える。本稿の調査でも、上記事項について、公表しているのは2割以下である。また、部活動を「運動部」という形で公表している自治体も確認できた。

##### ④ 加害児童生徒との関係性、いじめの認定、重大事態との因果関係

これらの情報は、個人識別性が高い情報が含まれる。また、特定の者がこれらの情報を入手することによって、被害児童生徒や加害児童生徒を識別するお

1

2

3

4

5

6

7

公  
募  
論  
文参  
考  
資  
料

それもある。そして、個人の識別性が否定される情報であったとしても、個人情報として保護されなければならない被害児童生徒の心情や日記等も含まれる場合がある。

一方で、これらの情報は、社会全体でいじめの問題を考えていく契機にもなり、インターネット上で憶測で流されている情報を減じらせる効果も期待できる。

したがって、個人の識別性が特に高い部分や個人情報として保護されなければならない情報について、マスキング処理等を行い、その他の部分について公表することが望ましい。本稿の調査では、数行のみ簡潔に公表されているものから、詳細に公表されているものまで、違いがみられた。

#### ⑤ 対応状況（学校及び教育委員会）

この情報は、いじめの具体的な内容も記載されていることから、個人情報として保護すべき必要性も高い情報が含まれる。

しかし、いじめの再発を防ぎ、学校及び教育委員会の反省を促すためには、必要最小限の情報のみについてマスキング処理等を行い、公表する必要性が非常に強いと考える。本稿の調査でも、公表している割合が高かった。

以上、①から⑤について検討を行ったが、いじめの重大事態は事案によって大きく異なるため、自死事案か不登校事案か等の違いによる要素も適宜考慮する必要がある。

また、報道機関で既に取り上げられている情報は「公知の事実」として公表すべきかという問題がある。この問題については、公表すべきではないと考える。その理由としては、自治体が公表を行う情報は、報道されている情報と同一の情報が扱われているように見えても、情報の信用性や意義、評価について大きく異なると考えられるためである<sup>14</sup>。

### ウ 公表の時期及び期間

公表の時期について、調査結果がまとまり、関係者への意向確認後は、できるだけ速やかに公表することが望ましい。いじめの再発防止策や情報共有は早い方が効果的である。公表によって、事実と異なるうわさや憶測が広がることが抑制されることも期待できる。

公表の期間について、公文書の保存年限と合わせるという考えもある。いじめの実態やこれに対する対処を広く住民と共有するという公表の目的からす

<sup>14</sup> 内閣府情報公開・個人情報保護審査会 平成13年答申第14号を参考にした。

れば、長期間に及び公表する意味がある。しかし、例えば保存年限を20年とし、長期間の掲載を行うことは、抽象化されているとしても関係者の個人的な体験が広く知られる状態が続くという弊害も想定される。以上のことから、公表の意義と弊害を考量した公表期間が求められる。例えば、横浜市や大津市は6月としており、八王子市は1年としている。明確な基準はないが、全国の状況を勘案すると、6月～1年程度が妥当ではないだろうか。

## エ 公表の意向確認について

ガイドラインでは、「調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認すること」<sup>15</sup>と記載している。筆者も公表を行うには、被害児童生徒及び保護者の同意を得るべきと考える。

しかし、同意が得られなかった場合であったとしても、再発防止策等の必要最小限の情報については、いじめの防止という法の目的を果たすために公開するべきだろう。

また、被害児童生徒及び保護者が途中で意思を変更し、非公表を希望する場合については、公表を中止し、又は公表内容を一部変更することも検討するべきである。

## 5 まとめ

平成23年に起きた大津市の市立中学校の2年男子生徒がいじめを理由に自殺した事件<sup>16</sup>では、学校及び市教育委員会の対応について、不徹底な事実解明、主体性の欠如、隠蔽体質等の批判が高まり、大きな社会問題となった<sup>17</sup>。上記の事件を含め、全国でいじめを巡る問題が深刻化したことを受け、社会総がかりでいじめに対峙していくことを目的とし、法が制定された。したがって、法はいじめ調査結果について、自発的な公表を学校の設置者又は学校が行い、徹底的な事実解明や隠蔽体質の改善等がされることを望んでいたと考えられる。

しかし、法の施行後も学校の設置者又は学校はいじめの重大事態が発生しているにもかかわらず、法に基づく対応を行わないなどの不適切な対応があり、児童生徒に深刻な被害を与え、保護者に対して大きな不信を与えるなどの事案が発生したことから、法の公布から4年後にガイドラインが策定され、いじめ調査結果についても原則公表と明記された。この経緯について、いじめ問題を

<sup>15</sup> ガイドライン 13頁

<sup>16</sup> いわゆる「大津市中2いじめ自殺事件」

<sup>17</sup> 立法と調査 2013.9 No.344 (参議院事務局企画調整室編集・発行)

担当する職員は、理解しなければならないだろう。

もっとも、いじめ調査結果の公表について、慎重に取り扱わなければならないということも事実である。いじめの被害児童生徒及び保護者は、心身ともに衰弱している状況が想定される。また、いじめの加害児童生徒及び保護者も、インターネット上で、「正義」を掲げて、加害児童生徒とされる氏名や写真が公表されている事例もあり、心身ともに衰弱している場合もある。言うは易く行うは難しであることは認識しているが、公表の意義と弊害を天秤にのせて、バランスの取れた判断が求められている。

最後に、教育委員会のいじめ問題を担当する職員は、報道で取り上げられるようないじめの重大事態が発生した場合、電話の問い合わせやマスコミ対応に忙殺され、いじめ調査委員会の事務局を担うことができないほどに疲弊している。本稿は、そのような職員からの相談を契機に、情報公開と個人情報を担当する筆者が調査を行い、記述したものである。いじめ調査結果の公表のあり方について、悩みを有する職員に対し、本稿が理解の一助となれば、筆者として冥利に尽きるものである。

※本稿の内容はすべて筆者の個人的見解であり、所属団体の公式見解ではありません。







区分	学校の設置者	重大事態の発生が確認できたもの	調査結果のHP公表			公表概要			公表事項												備考				
			全文	公表版概要版	非掲載	重大事態の分類	頁数	学校種別	氏名	性別	学校名	学年	クラス	部活動	加害児童生徒との関係性	いじめの認定		重大事態との因果関係		対応状況		再発防止策	委員名簿		
																1頁	2頁以上	1頁	2頁以上	学校				教委	
"	寝屋川市																								
"	東大阪市																								
"	姫路市																								
"	尼崎市	○		○																					
"	明石市																								
"	西宮市																								
"	奈良市																								
"	和歌山市																								
"	鳥取市																								
"	松江市																								
"	倉敷市																								
"	呉市	○		○																					
"	福山市	○		○																					
"	下関市																								
"	高松市																								
"	松山市																								
"	高知市																								
"	久留米市																								
"	長崎市																								
"	佐世保市																								
"	大分市																								
"	宮崎市	○		○																					
"	鹿児島市																								
"	那覇市																								

(出典) 令和元年9月2日から令和元年9月23日まで筆者が各自治体のホームページ及び新聞・雑誌横断検索で確認したものを加工。  
 ※本文で述べているとおり、法の施行前に自治体独自で調査・検証を行っている事例及び再調査の結果については含めていない。

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
公算論文  
参考資料

# 参 考 資 料

## これまでの研究紀要

- 第1号特集：地方分権の推進に向けて
- 第2号特集：広域行政
- 第3号特集：住民と行政の協働
- 第4号特集：21世紀の市町村行政
- 第5号特集：ジェンダー平等社会の実現にむけて
- 第6号特集：住民参画による合意形成にむけて
- 第7号特集：安全・安心な社会の実現
- 第8号特集：これからの自治体改革のあり方
- 第9号特集：分権時代におけるマッセOSAKAの役割とは
- 第10号特集：人口減少時代における社会福祉の変革
- 第11号特集：くらしと交通 ～これからの交通まちづくり～
- 第12号特集：廃棄物処理とリサイクルの現状  
～循環型社会の実現にむけて～
- 第13号特集：危機管理について考える
- 第14号特集：地方議会のこれから ～改革へのみちすじ～
- 第15号特集：自立へ向けた就労支援の取組み
- 第16号特集：児童虐待防止への対策と支援
- 第17号特集：自治体経営の道しるべ  
～自治体政策の転換に向けて～
- 第18号特集：都市再生～さらなる発展に向けて～
- 第19号特集：防災行政を考える  
～来る南海トラフ巨大地震に備えて～
- 第20号特集：人口減少社会を豊かに生きる
- 第21号特集：スポーツ活用戦略
- 第22号特集：AI（人工知能）活用戦略





## これまでの研究紀要（創刊号～第22号）

### 創刊号 特集：「地方分権の推進に向けて」（平成10年3月発行）

テ	マ	執	筆	者
序	文	おおさか市町村職員研修研究所 所長 米原 淳七郎		
新しい時代の分権型行政システムへの転換		横浜国立大学 名誉教授	成田	頼明
分権化における地方政府の基本戦略		立命館大学政策科学部 教授	伊藤	光利
留保財源によるシビル・ミニマムの確保		近畿大学商経学部 教授	中井	英雄
地方分権と地域福祉		奈良女子大学生活環境学部 助教授	木村	陽子
まだ、市民に遠い地方分権		朝日新聞 編集委員	中村	征之

### 第2号 特集：「広域行政」（平成11年3月発行）

テ	マ	執	筆	者
市町村合併 最近の新しい動き、抵抗、思惑 －全国各地域の実態からみる－		東洋大学法学部 教授	坂田	期雄
行政規模を規定する要因		大阪大学大学院経済学研究科 教授	齊藤	慎
広域行政の新展開		関西学院大学経済学部 教授	林	宜嗣
循環型社会と広域行政		京都大学大学院経済学研究科 教授	植田	和弘
地方自治と効率化のジレンマを乗り越える 市町村合併のあり方		関西学院大学産業研究所 教授	小西	砂千夫

### 第3号 特集：「住民と行政の協働」（平成12年3月発行）

テ	マ	執	筆	者
市民と行政のパートナーシップ		京都大学大学院経済学研究科 教授	田尾	雅夫
分権時代－住民と行政の協働		中央大学経済学部 教授	佐々木	信夫
情報公開制度 －住民と行政の協働の視点から－		大阪大学大学院法学研究科 教授	松井	茂記
自治体とNPOの協働		特定非営利活動法人 NPO研修・情報センター 代表理事	世古	一穂
住民主体のまちづくりにおける「協働」の条件		神戸新聞情報科学研究所 副所長	松本	誠



## 第4号 特集：「21世紀の市町村行政」(平成13年3月発行)

テ	マ	執	筆	者
21世紀の市町村財政		東京大学大学院経済学研究科・経済学部 教授	神野	直彦
市町村における行政評価の必要性和課題		関西学院大学産業研究所 教授	石原	俊彦
地域福祉における市町村行政を展望する －問われるコーディネーター－		大阪大学大学院人間科学研究科 助教授	斉藤	弥生
市町村行政の実情と可能性－京都・滋賀の現場から－		京都新聞社会報道部・自治担当 記者	高田	敏司
特別講演録： 変革の時代における自治体の基本戦略～分権 参加 経営 連携～		神戸大学大学院法学研究科 教授	伊藤	光利

## 第5号 特集：「ジェンダー平等社会の実現にむけて」(平成14年3月発行)

テ	マ	執	筆	者
男女共同参画社会基本法と自治体条例		十文字学園女子大学 教授	橋本	ヒロ子
ドメスティック・バイオレンス防止法と 女性に対する暴力防止への課題		お茶の水女子大学 教授	戒能	民江
「構造改革」と女性労働 －世帯主義を超えた多頭型社会へむけて－		朝日新聞社東京本社 企画報道室	竹信	三恵子
公務職場のセクハラ対策－相次ぐ二次被害が問うもの－		東京都中央労政事務所	金子	雅臣
市町村公募論文： わがまちの魅力創出の視点から見た国内交流のあり方		八尾市職員グループ	いんさい	どうと
地方分権セミナー録：キーパーソンが語る －創造的な自治体マネジメントと住民主体のまちづくり－		近畿大学理工学部土木工学科 助教授	久	隆浩

## 第6号 特集：「住民参画による合意形成にむけて」(平成15年3月発行)

テ	マ	執	筆	者
地方分権時代の住民参画 －参加から参画へ、パートナーシップによる地域経営－		(有)苺コミュニティ研究所 代表取締役	浦野	秀一
住民主体のまちづくりの取組みと実践 －交流の場を核とした協働のまちづくりシステムの展開－		近畿大学理工学部土木工学科 助教授	久	隆浩
住民投票制度の現況と制度設計の論点		(財)地方自治総合研究所 理事・主任研究員	辻山	幸宣
都市計画とパブリックインボルブメント：現状と課題		筑波大学社会学系 教授	大村	謙二郎
		筑波大学博士課程社会学研究科・ 川崎市総合計画課題専門調査員	小野	尋子
パブリック・コメントの現状と課題		横須賀市都市部都市計画課 主幹	出石	稔
市町村公募論文：自治体の政策形成と政策系大学院 －経験と展望にもとづく考察－		豊中市政策推進部企画調整室	佐藤	徹



第7号 特集：「安全・安心な社会の実現」（平成16年3月発行）

テ ー マ	執 筆 者
犯罪機会論と安全・安心まちづくり －機会なければ犯罪なし－	立正大学文学部社会学科 教授 小宮 信夫
環境リスクをめぐる コミュニケーションの課題と最近の動向	早稲田大学理工学部複合領域 教授 村山 武彦
バリアフリーとその新展開	近畿大学理工学部社会環境工学科 教授 三星 昭宏
子育て、教育における自治体のあらたな役割 －子育て支援という視点から、 安心して暮らせる街作りという視点から－	東京大学大学院教育学研究科・教育学部 教授 同付属・学校臨床センター センター長 汐見 稔幸
高齢者の安全・安心とは －年金、医療、介護を考える－	岡本クリニック 院長 国際高齢者医療研究所 所長 岡本 祐三
市町村公募論文：要綱行政の現状と課題 －自治立法権の拡充を目指して－	岸和田市総務部総務管財課 藤島 光雄

第8号 特集：「これからの自治体改革のあり方」（平成17年3月発行）

テ ー マ	執 筆 者
自治体行政改革の新展開 －ローカル・ガバナンスの視点から－	同志社大学政策学部 学部長 真山 達志
評価の政策形成と経営への活用と課題 －基本へ還れ－	筑波大学大学院システム情報工学研究科 教授 古川 俊一
自治体職員の人材育成	千葉大学法経学部 教授 東京大学 名誉教授 大森 彌
公務員制度改革と自治体職員イメージの転換	国際基督教大学社会科学科 教授 西尾 隆
地方財政の改革 －地方行政は「黒字」なのか－	総務省地方財政審議会 会長 伊東 弘文
市町村公募論文：財政危機と成功する行政評価システム	八尾市都市整備部交通対策課 南 昌則

第9号 特集：「分権時代におけるマッセOSAKAの役割とは」（平成18年3月発行）

テ ー マ	執 筆 者
マッセOSAKAへの期待	大阪大学大学院経済学研究科 教授 おおさか市町村職員研修研究センター 所長 齊藤 愼
分権時代、自治体職員の 習得すべき能力とマッセOSAKAの関わり	（有）龍谷大学コミュニティ研究所 代表取締役 浦野 秀一
「地域公共人材」育成としての職員研修	龍谷大学法学部 教授 富野暉一郎
自治体女性職員をめぐる環境と能力開発に関する一考察	大阪市立大学大学院創造都市研究科 助教授 永田 潤子
地方分権セミナー録：自治体再生への道しるべ	大阪大学大学院経済学研究科 教授 おおさか市町村職員研修研究センター 所長 齊藤 愼 他

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
公募論文

参考資料

第10号 特集：「人口減少時代における社会福祉の変革」（平成19年3月発行）

テ	マ	執	筆	者
	『障害者自立支援法』と自治体における障害者福祉施策	東洋大学ライフデザイン学部	教授	北野 誠一
	新しい地域福祉とコミュニティ活性化	桃山学院大学社会学部福祉学科	助教授	松端 克文
	次世代育成支援の推進と市町村の課題 ～7つのポイント～	大阪市立大学大学院生活科学研究科	教授	山縣 文治
	生活保護行政を考える	首都大学東京都市教養学部	教授	岡部 卓
	2005年介護保険法改正の立法政策的評価	大阪大学大学院人間科学研究科	教授	堤 修三
	福祉と自治体財政	奈良女子大学	名誉教授	澤井 勝
	自治体病院だからこそ、変われる	徳島県病院事業管理者・坂州市立病院	名誉院長	塩谷 泰一
	市町村公募論文：公益法人制度改革と市町村 ～市町村出資財団法人と市町村の今後の関係を構築 するための課題整理～	八尾市人権文化部文化振興課		朴井 晃

第11号 特集：「くらしと交通～まちづくり～」(平成20年3月発行)

テ	マ	執	筆	者
	地域交通について考える ～新たな交通価値と低速交通システムについて～	大阪大学大学院工学研究科	教授	新田 保次
	市民協働の交通まちづくり 相互学習による協働型交通安全の取り組み	大阪市立大学大学院工学研究科	教授	日野 泰雄
	地域から育てる交通まちづくり	大阪大学大学院工学研究科	准教授	松村 暢彦
	まちづくりを支える総合交通政策	神戸国際大学経済学部都市環境・観光学科	教授	土井 勉
	地域公共交通と地域で 「つくり」「守り」「育てる」ということ	名古屋大学大学院環境学研究科	准教授	加藤 博和
	子どもと交通問題	筑波大学大学院システム情報工学研究科	講師	谷口 綾子
	市町村公募論文： 放置自動車対策をめぐる二、三の問題 ～法的アプローチを中心にして～	岸和田市法律問題研究会		



第12号 特集：「廃棄物処理とリサイクルの現状～循環型社会の実現に向けて～」  
(平成21年3月発行)

テ ー マ	執 筆 者
廃棄物処理の現状と今後	京都大学地球環境大学院 教授 植田 和弘
ごみ有料化と「見える化」	東洋大学経済学部 教授 山谷 修作
貴金属・レアメタルの回収と行政の関与	神戸山手大学現代社会学部環境文化学科 教授 中野加都子
上勝町のゼロ・ウェイスト政策－その実践と展開－	NPO法人 ゼロ・ウェイストアカデミー 理事 松岡 夏子
循環型社会における資源物持ち去り業者の位置づけ	近畿大学経済学部総合経済政策学科 教授 坂田 裕輔
不法投棄対策の現状と課題	岩手大学人文社会科学部 准教授 笹尾 俊明
循環型社会の地球温暖化対策	独立行政法人 国立環境研究所 橋本 征二

第13号 特集：「危機管理を考える」(平成22年3月発行)

テ ー マ	執 筆 者
地域防災計画の課題と展望 ～生ける計画をめざして～	板橋区総務部契約管財課 課長 鍵屋 一
新型インフルエンザ対策	新潟大学大学院医歯学総合研究科 教授 鈴木 宏
緊急対応時に必要な都市機能	関西大学理事・環境都市工学部教授 阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター長 河田 恵昭
学校における侵入暴力犯罪からの安全管理	明治大学理工学部 准教授 山本 俊哉
【平成21年度公募論文 最優秀賞受賞エッセイ】 ブックトーク：新しく自治体職員になったみなさんへ (福祉事務所編)	羽曳野市保健福祉部福祉総務課 細井 正人

1

2

3

4

5

6

7

公募論文

参考資料

第14号 特集：「地方議会のこれから～改革へのみちすじ～」

(平成23年3月発行)

テ	マ	執	筆	者
	自治法改正と議会の役割	東 京 大 学	名誉教授	大森 彌
	二元代表制 –その課題と展望–	株式会社野村総合研究所	顧問	増田 寛也
	住民参加と議会	同志社大学大学院総合政策研究科	教授	新川 達郎
	議会事務局のあり方とその改革課題	立命館大学法学部	教授	駒林 良則
	政策立案（議会立法）機関としての議会	拓殖大学地方政治センター長 四日市研究機構・地域政策研究所長		竹下 譲
	自治を担う議会の権限強化 –住民自治を促進する議会に–	山梨学院大学法学部	教授	江藤 俊昭
	議会の活性化	関西大学総合情報学部	教授	名取 良太
	求められる議員職の姿 –受身の「られる」ではなく可能の「られる」–	東京大学大学院法政学政治学研究所	教授	金井 利之
	議会基本条例の主要項目と自治体改革への意義	法政大学法学部	教授	廣瀬 克哉
	【平成22年度公募論文 最優秀賞受賞論文】 就学援助制度の意義と市町村の役割 –今求められる就学援助制度の在り方とは–	摂津市教育委員会教育総務部学務課		大橋 徹之

第15号 特集：「自立へ向けた就労支援の取組み」（平成24年3月発行）

テ	マ	執	筆	者
	就労支援をどう実現するか企業の包摂から社会的包摂へ	北海道大学法学研究科	教授	宮本 太郎
	生活保護受給者への就労支援の現状と課題	明治学院大学社会学部社会福祉学科	教授	新保 美香
	障がい者就労支援の現状と課題	埼玉県立大学保健医療福祉学部	教授	朝日 雅也
	若年者への就労支援 –次世代への就労支援は社会投資である–	NPO法人「育て上げ」ネット	理事長	工藤 啓
	高齢者への就労支援	桜美林大学	名誉教授	瀬沼 克彰
	母子家庭の自立支援・NPOとしての取組み	NPO法人Wink	理事長	新川てるえ
	就労支援と地方自治体―地域雇用政策の進化の視点から	東京大学経済学研究科	教授	佐口 和郎
	【平成23年度公募論文 最優秀賞受賞論文】 『ふるさと納税制度』の仕組みと現状 ～自治体の魅力発信の切り口から～	八尾市経済環境部環境施設課		小池 宜康



第16号 特集：「児童虐待防止への対策と支援」（平成25年3月発行）

テ ー マ	執 筆 者
子ども虐待の現状と課題	関西大学人間健康学部 教授 山縣 文治
市町村の児童家庭相談体制の現状と課題、方向性	関西学院大学人間福祉学部 教授 才村 純
要保護児童対策地域協議会 ～機能するための要件・ファミリーソーシャルワークの視点～	流通科学大学サービス産業学部 サービスマネジメント学科 教授 加藤 曜子
児童虐待の予防～保育所・幼稚園・学校が出来ること	種智院大学人文学部 助教 近棟 健二
虐待する親の回復支援の視点 ～MY TREEペアレンツ・プログラムの実践から～	エンパワメント・センター 主宰 森田 ゆり
自治体の事例 (大阪府・茨木市・枚方市・三重県いなべ市)	自治体職員
子ども虐待防止と支援の課題－実践を通して感じること	淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科 教授 柏女 霊峰
【平成24年度公募論文 最優秀賞受賞論文】 自治体における情報公開制度の現状と 受益者負担の在り方 －情報公開手数料についての一考察－	泉佐野市総務部総務課 道井 渉
【平成24年度公募論文 最優秀賞受賞エッセイ】 「笑顔」が一番！ キャリアデザインと今までの経験から学んだコト	貝塚市健康福祉部 兒玉 和憲

第17号 特集：「自治体経営の道しるべ～自治体政策の転換に向けて～」

(平成26年3月発行)

テ ー マ	執 筆 者
地方財政の健全化の中長期的展望と 税制抜本改革、地方消費税	総務省 大臣官房審議官（税務担当） 平嶋 彰英
自治体財政指標に係る諸論点 －発生主義・複式簿記会計の視点を交えた検討－	有限責任監査法人トーマツ公認会計士 小室 将雄 有限責任監査法人トーマツ公認会計士 大川 裕介
地方公営企業の財務規定の拡大とその意義、さらなる課題	関西学院大学大学院経済学研究科 人間福祉学部 教授 小西砂千夫
第三セクター再生のための公経営監査・診断	青山学院大学 名誉教授 鈴木 豊
資産老朽化への対応	東洋大学PPP研究センター リサーチパートナー 藤木 秀明
実務者からのメッセージ －財政担当の仕事のやり方－	川 西 市 理事 松木 茂弘
【平成25年度公募論文 最優秀賞受賞エッセイ】 政策形成時代×図書館＝未来をきりひらく！ ～情報収集力アップへの一提案～	吹田市地域教育部生涯学習推進室 中央図書館 栗生 育美

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
公募論文  
参考資料

第18号 特集：「都市再生～さらなる発展に向けて～」(平成27年3月発行)

テ	マ	執	筆	者
人口減少と自治体財政		マッセOSAKA	所長	齊藤 愼 (大阪学院大学大学院教授・ 大阪大学名誉教授)
自治体経営で人口流入を図る		一般財団法人地域開発研究所	主任研究員	牧瀬 稔
自治体の資金調達において今やるべきことは何か		地方公共団体金融機構 ファイナンス支援課	地方支援部 課長	浅野 正義
「新地方公会計改革」の概要と展望 -自治体改革のための財務書類の活用方法-		関西学院大学専門職大学院 経営戦略研究科	教授	稲沢 克祐
予算編成手法の見直し		専修大学経済学部	教授	町田 俊彦
県民経済計算から読み取る地域の経済指標		富山県経営管理部統計調査課	副主幹	南保 勇治
大都市圏の公共施設更新問題		日本大学経済学部	教授	中川 雅之
習志野市の公会計改革の実践例		千葉県習志野市 会計管理者		宮澤 正泰
【平成26年度公募論文 最優秀賞受賞論文】 地方分権時代における文書管理の在り方について ～いかに保存文書を適切に管理していくか～		摂津市総務部総務課		菰原 知宏

第19号 特集：「防災行政を考える～来る南海トラフ巨大地震に備えて～」  
(平成28年3月発行)

テ	マ	執	筆	者
防災・減災マネジメント型地域防災計画の策定 ～近年の大震災に学ぶ～		跡見学園女子大学観光コミュニティ学部	教授	鍵屋 一
自治体の情報インフラ整備 ～民間技術の利活用～		国立研究開発法人 防災科学技術研究所	理事長	林 春男
災害対策本部の運用と課題		明治大学政治経済学部	教授	牛山久仁彦
被災地支援 ～中長期間の支援方策～		大阪大学大学院人間科学研究科	教授	渥美 公秀
外国人住民のための「やさしい日本語」 ～1.17、10.23、3.11の教訓を 南海トラフ地震・首都直下型地震に活かす～		弘前大学大学院地域社会研究科	教授	佐藤 和之
次世代へのメッセージ①～時代は変わったか～		朝日新聞 東北復興取材センター長		仙台総局長 坪井ゆづる
次世代へのメッセージ②～阪神・淡路大震災の記憶～		神戸市消防局警防部	警防課長	濱田 宗徳
【平成27年度公募論文 最優秀賞受賞論文】 新たな公共図書館をめざす動向の考察と公共図書館政策 の課題		枚方市教育委員会社会教育部	部長	中路 清



第20号 特集：「人口減少社会を豊かに生きる」（平成29年3月発行）

テ ー マ	執 筆 者
人口減少時代に向う日本の針路 ～「一億総活躍社会」の実現に向けて～	株式会社ニッセイ基礎研究所 主任研究員 土堤内昭雄
「これから」の家族政策 - 少子化対策からの転換 -	増田社会保障研究所 代表 増田 雅暢
「これから」の男性の育児参加 ～父親の役割を考える～	大阪教育大学 教育学部 准教授 小崎 恭弘
「これから」の教育支援 ～未来への投資～	環太平洋大学 学長 大橋 節子
「これから」の婚活支援 ～若者の恋愛観からみる～	マーケティングライター 牛窪 恵
「これから」の都市部と地方のライフスタイル ～豊かな暮らしのあり方と、この国のゆくえ～	首都大学東京 都市教養学部・人文社会系 准教授 山下 祐介
人口減少社会での地域医療のあり方 ～医療・介護のシームレスな体制の構築に向けて～	八尾市立病院事務局 企画運営課 課長 朴井 晃
【最優秀賞受賞論文】 市営住宅における単身入居者の孤独死 ～残された家財道具等の処分について～	八尾市 建築部 岩本 慶則

第21号 特集：「スポーツ活用戦略」（平成30年3月発行）

テ ー マ	執 筆 者
新しいスポーツ振興の可能性	早稲田大学 スポーツ科学学術院 教授 原田 宗彦
スポーツで地域を輝かす	一般財団法人 日本スポーツコミッション 理事長 木田 悟
スポーツ施設を核としたまちづくり 「スマート・ベニュー®」構想	株式会社 日本政策投資銀行 地域企画部 藤田 麻衣
運動・スポーツによる健康づくり支援のあり方 ～ヘルスプロモーションの視点から～	京都学園大学 健康医療学部 スポーツ学科 准教授 三宅 基子
スポーツ人材の育成	筑波大学 体育系 准教授 高橋 義雄
スポーツツーリズムによる地域活性化 - 担い手としてのスポーツコミッションの考察 -	近畿大学 経営学部 教授 高橋 一夫
【最優秀賞受賞エッセイ】 泉南アナゴの復活に向けた養殖による地方創生の取組み	泉南市 市民生活環境部 産業観光課 参事 高山 淳

1

2

3

4

5

6

7

公募論文

参考資料

第22号 特集：「AI（人工知能）活用戦略」（平成31年3月発行）

テ ー マ	執 筆 者
AIで変わる日本の未来	関西大学 システム理工学部 教授 前田 裕
AIと働き方改革	慶應義塾大学 商学部 教授 山本 勲
AI面接官	株式会社タレントアンドアセスメント 代表取締役 山崎 俊明
AI時代の教育	一般社団法人 データサイエンス教育総合研究所 代表理事研究所長 兼 CDO 中村 一也
自治体業務におけるAI活用の可能性	HIRO研究所 代表 廣川 聡美
平成30年度マッセOSAKA公募論文及びエッセイ 審査結果について	—

サマージャンボ・ハロウィンジャンボ宝くじは、  
大阪府内で買ってほしいねん。



大阪の宝くじイメージキャラクター  
「たこ焼きクーちゃん」です。

「サマージャンボ宝くじ」及び「ハロウィンジャンボ宝くじ」の収益金は、販売実績等に応じて、各都道府県市町村振興協会に配分されます。

本協会では、配分された収益金を府内市町村に交付しており、各市町村において公共事業等をはじめ、少子・高齢化対策、地域情報化対策などの事業に活用されています。大阪府内での宝くじの購入にご協力をお願いいたします。

マッセOSAKA研究紀要 第23号  
特集 子育て×α

---

令和2年3月発行

編集・発行：公益財団法人大阪府市町村振興協会  
おおさか市町村職員研修研究センター  
(マッセOSAKA)

〒540-0008

大阪市中央区大手前3-1-43  
大阪府新別館南館6階

T E L 06-6920-4565

F A X 06-6920-4561

H P <http://www.masse.or.jp/>

印刷：川西軽印刷株式会社

T E L 06-6761-5768(代)